利島村地域防災計画

令和5年3月

利島村防災会議

〔目 次〕

第1部	総則	
第1章	計画の方針	3
第1節	i 計画の目的	3
第2節	i 計画の範囲等	3
第3節	i 計画の構成	3
第4節	i 計画推進に当たっての基本的な考え方	4
第5節	i 計画の修正	4
第6節	i 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係	4
第7節	i 計画の習熟	4
第2章	利島村の概況・災害環境	5
第1節	i 自然的条件	5
第2節	i 社会的条件	6
第3節	i 災害の概況	7
第4節	i 地震・津波の被害想定	9
第3章	防災関係機関の役割、住民等の基本的責務	16
第1節	i 防災関係機関の役割	16
第2節		
第2部	災害予防計画	
第1章	災害に強いまちづくり	25
第1節	•	
第2節		
第3節		
第4節	i 土砂災害対策	27
第5節	i 建築物等の耐震化及び安全化対策	29
第6節	i 火災予防対策	29
第2章	公共的施設対策	31
第1節		
第2節	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	32
第3節		
第4節		
第3章	農林水産施設対策	34
第1節		
第2節		
第3節		
第4章	応急対応力の強化	
第1年 第1節		
第2節		
第3節		
第4節		
第5節		
第6節		
		30 90

第8節	物流・備蓄・輸送対策	39
第5章	避難対策	41
第1節	避難体制の整備	41
第2節	避難行動要支援者等の要配慮者対策	42
第3節	避難場所・避難所等の指定及び安全化	46
第4節	避難所の管理運営体制の整備	48
第6章	地域防災力の向上	50
第1節	自助による住民の防災力の向上	
第2節	地域による共助の推進	
第3節	事業所による自助・共助の強化	51
第4節	ボランティア等との連携・協働	
第5節	住民・行政・事業所等の連携	52
第7章	防災運動の推進	53
第1節		
第2節	防災訓練の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	住民生活の早期再建・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
カロ早 第1節		
第2節		
第3節		
第4節	災害救助法等の適用	
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		0.
第3部 第	災害応急・復旧対策計画	
	防災体制の確立	61
カー早 第1節	活動体制の整備	
第2節	和島村災害対策本部	
第3節	非常配備態勢	
第4節	利島村防災会議の招集	
	応援協力・災害派遣の要請等	
第1節 第2節	防災関係機関との応援協力 公共的団体等との応援協力体制の確立	
第3節	会会の関係等との心後の分体的の確立 自衛隊への災害派遣要請	
第4節		
	情報の収集・伝達	
第1節	·····	
第2節	気象、地震・津波に関する情報の収集・伝達	
第3節	被害状況等の報告 災害時の広報及び広聴活動	
第4節		
	水防・消防対策	
第1節		
第2節	消防対策	82
	警備·交通規制	
第1節		
第2節	交通規制	85
第6章	医療救護・保健等対策	86
第1節	初動医療救護活動	86
第2節	保健衛生・防疫活動	87

第3節	医薬品・医療資器材の確保	. 89
第7章	遺体の取扱い	. 90
第1節		
第2節		
笙α音	避難対策	93
第1節		
第2節		
第3節		
第4節		
第5節		
第9章	物流・備蓄・輸送対策	
第1節		
第2節		
第3節		
第10章	ごみ・し尿・廃棄物等の処理、障害物の除去	
第10章		
第2節		
第3節		
第4節		
第11章	ライフライン施設の応急・復旧対策	
第1節		
第2節		
第3節		
第4節		
第12章	公共施設等の応急・復旧対策	
第1節		
第2節		
第13章		
212	大規模事故等の応急対策	
第2節		
第3節		
第14章	応急教育・保育対策	
第14年		
第2節		
	応急生活対策	
第 15 章 第 1 節		
第2節		
第3節		
第4節		
第5節		
第6節		
第7節		
第8節		
第 16 章	災害救助法・激甚災害の運用	126
第1節		
第2節		

第4部 災害復興計画

第1章	復興本部	133
第1節	復興本部の設置	
第2節	復興本部組織・業務	
	復興計画の策定	
第1節	復興基本方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節	震災復興計画の策定	
第3節	特定分野計画の策定	134
第5部 南	両海トラフ地震防災対策推進計画	
第1章	対策の方針	139
第1節	対策の目的	
第2節	基本的な考え方	
第3節	防災関係機関の役割、住民等の基本的責務	139
第2章	関係者との連携協力の確保	141
第1節	資器材、人員等の配備手配	
第2節	他機関に対する応援要請	
第3節	帰宅困難者への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	
第1節	津波からの防護	
第2節 第3節	津波に関する情報の伝達等 避難指示の発令基準	
第4節	避難対策等	
第5節	消防機関等の活動	
第6節	水道、電気、ガス、通信	
第7節	交通	145
第8節	村が自ら管理等を行う施設等に関する対策	145
第9節	迅速な救助	146
第4章	時間差発生等における円滑な避難の確保等	147
	臨時情報(調査中)発表時の措置	
第2節	臨時情報(巨大地震警戒)等発表時の措置	
第3節	臨時情報(巨大地震注意)等発表時の措置	
	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	
	防災運動の推進	
	防災訓練計画	
第2節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	153

用 語 例

本計画で使用する用語等は、次による。

1 特定の用語に含まれる範囲、意味

標記	説 明
島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
防災関係機関	本計画第1部第3章第1節に網羅されている、都、区市町村、指定
	地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
関係機関	計画事業に関係する全ての機関をいう。
災害時	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある
	場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避
	難の確保を図るため特に支援を要する者

2 機関名等の標記

標記	説明
村	利島村
都	東京都
東京管区気象台	気象庁東京管区気象台
第三管区海上保安本部	第三管区海上保安本部、同下田海上保安部
日本郵便	日本郵便株式会社東京支社
NTT 東日本	東日本電信電話株式会社東京事業部
NTT コミュニケーションズ	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
東京電力グループ	東京電力ホールディングス株式会社
	東京電力フュエル&パワー株式会社
	東京電力パワーグリット株式会社
	東京電力リニューアブルパワー株式会社
	東京電力エナジーパートナー株式会社
NTT ドコモ	株式会社NTTドコモ
KDDI	KDDI 株式会社
ソフトバンク	ソフトバンク株式会社
日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
東海汽船	東海汽船株式会社
都医師会	公益社団法人東京都医師会
都歯科医師会	公益社団法人東京都歯科医師会
都薬剤師会	公益社団法人東京都薬剤師会
献血供給事業団	公益財団法人献血供給事業団
都獣医師会	公益社団法人東京都獣医師会
利島村社会福祉協議会	社会福祉法人利島村社会福祉協議会

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、利島村防災会議が 策定する計画であって、村、都、指定地方行政機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要 な施設の管理者等が全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急・復旧対策及び災害復興に至る一連 の対策を実施することにより、住民並びに滞在者の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、 防災力の向上と被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 計画の範囲等

この計画は、本村で起きた過去の災害及び東日本大震災の被害状況を鑑みて策定するものとし、対象地域は利島村行政区域一円とする。

対象とする災害は、風水害、地震・津波、火災、大規模事故(危険物事故、船舶事故、航空機事故等) とし、これらの被害を最小限に抑えることができるよう、災害対策を万全にすることを目標とする。

なお、火山災害については、「新島火山避難計画」に基づき、関係機関が協力して住民及び来島者の安全及び円滑な避難の確保を図るものとする。

第3節 計画の構成

この計画は、村及び防災関係機関等の責務を明らかにして、それぞれが協力して防災に当たるもので、 村が行うべき防災対策を中心に、予防、応急・復旧、復興の各段階に応じて基本的な方針を記載してお り、その構成と主な内容は、次のとおりである。

なお、第5部において、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年 法律第92号)第5条第2項に基づく推進計画を定める。

このほか、本計画に関連する資料については、資料編として別冊で取りまとめるものとする。

構成	主 な 内 容
第1部	計画全般にわたる基本的な方針、本村の災害を取り巻く環境及び村
総則	及び防災関係機関の役割等
第2部 災害予防計画	村及び住民・事業者が中心となって、防災関係機関の協力の下で行う予防対策等
第3部	災害時において、村が防災関係機関等と連携して対応する応急・復
災害応急・復旧対策計画	旧対策等
第4部	大規模な被害が発生したときの被災者の生活再建や速やかな復興
災害復興計画	に関する対策等
第5部	南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保
南海トラフ地震防災対策	及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊
推進計画	急に整備すべき施設等の整備に関する事項等

資料編	本計画に関連する資料を別冊で取りまとめ
-----	---------------------

第4節 計画推進に当たっての基本的な考え方

この計画の推進に当たっては、災害時の被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災 の基本理念とし、政策・方針決定過程及び防災の現場においては、要配慮者や男女共同参画の視点に配 慮して防災対策を推進するものとする。

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは 利島村防災会議においてこれを修正するものとする。

村及び防災関係機関は、その関係のある事項について、計画修正案を利島村防災会議に提出するものとする。ただし、緊急かつ重大な修正を要する事項については、その都度利島村防災会議に提出するものとする。

第6節 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

この計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成 25 年法律第 95 号)第 13 条に基づき策定された「利島村国土強靱化地域計画」との整合を図りつつ、国の防災基本計画及び都の地域防災計画に基づいて作成したものである。

また、指定行政機関、指定公共機関の防災業務計画に抵触するものではない。

第7節 計画の習熟

村及び防災関係機関は、平素から危機管理や防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第2章 利島村の概況・災害環境

第1節 自然的条件

1 地勢

利島は、北緯 34 度 32 分、東経 139 度 17 分、東京から南へ直線距離で約 140 km、伊豆半島下田の東方約 25 kmに位置し、周囲約 8 km、南北 6 km、東西 4 km、面積は約 4.12 kmの円錐状の火山島である。海岸部は海食崖が続き、湾入部や平地はなく中腹北寄りの緩傾斜地に集落が立地している。

島の中央にある標高 508m の宮塚山は、主に玄武岩や安山岩の溶岩で形成される成層火山で、溶岩類・溶岩尖頂丘・ローム層及び岩砕なだれなどの崩壊性堆積物、火山砕屑性堆積物等から形成される。降下火山砕屑物は厚さ数メートル以下で、数輪廻の堆積物からなり、そのほかに泥流などの二次堆積物が含まれる。

山麓の多くはひな壇状のヤブツバキの生産林が造成され、その面積は 185ha にも及ぶ。幼齢の椿林の林床にはアシタバやモミジガサ(シドケ)、上布の原料となるカラムシ、サクユリ等の植物が繁茂している。

また、山頂を挟んで島の南から北東にかけてシイやタブなどの原生照葉樹林が広がり、数多くの 巨樹が存在するなど、独自の景観が残っている。

2 気象

本村の気候は、海洋の影響を強く受けて気温の年較差が小さく、温暖多湿な海洋性気候となっている。特に、黒潮の流路に近いため、同緯度の地域より温暖である。

風向は北東と南南西が卓越し、強風は冬の季節風と春秋の低気圧によるものが多い。最大風速が 10m/s以上の強風日数(平年値)が年間で122.1日もあり、全国でも有数の強風地帯となっている。

近年の年降水量は 2,328mm (2015~2020 年の 6 年間の平均) と、全国の平均降雨量 1,700mm 程度 に比べて多く、梅雨前線や台風の影響を受ける 7月~10 月に多くの降雨がある。

■「地域気象観測システム (アメダス)」 観測点:利島 (観測開始 2014年7月25日)

【年間の降水量、最大値(日、1時間、10分間)】

(2023年1月31日時点)

<u>▼ 1 1/3 × 11/3 × 至 (·</u>	时。2010年1716年1716年1716年1716年1716年1716年1716年1			
	降水量(mm)			
年	合計	口目上	最大	
	口印	日最大	1 時間	10 分間
2014	737.5	91.0	25. 5]	11.0
2015	2529. 0	139. 0	74. 0	22. 5
2016	2216. 0	119. 5	49. 5	14. 5
2017	1928. 5	114. 5	46. 0	13. 5
2018	1934. 0	113.0	45. 5	17. 5
2019	2733. 5	164. 5	51.0	21. 0
2020	2629. 0	160.0	50.0	20. 0
2021	2514. 5	280. 5	63. 5	25. 5
2022	2151. 5	131.5	64. 0	22. 0

] は資料不足値 太字は最大値

出典: 気象庁ホームページ (https://www.data.jma.go.jp/)

第2節 社会的条件

1 人口・世帯

本村の令和2年国勢調査の総人口は327人、193世帯で、1980年以降、総人口は300人台を維持している。年齢3区分別に見ると、年少人口50人(15.3%)、生産年齢人口197人(60.2%)、高齢者人口80人(24.5%)となり、他の伊豆諸島に比べて生産年齢人口の割合が高く、高齢化の進展が遅い傾向にある。

■ 人口・世帯等

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
総人口		302	308	341	337	327
	年少人口	37	32	46	54	50
	(0~14 歳)	(12. 3%)	(10. 4%)	(13. 5%)	(16. 0%)	(15. 3%)
	生産年齢人口	193	206	225	205	197
	(15~64 歳)	(63. 9%)	(66. 9%)	(66. 2%)	(60. 8%)	(60. 2%)
	高齢者人口	72	70	69	78	80
	(65 歳以上)	(23. 8%)	(22. 7%)	(20. 3%)	(23. 1%)	(24. 5%)
世帯数		169	179	204	194	193

(注) 人口総数は年齢不詳を含む。

年齢3区分別人口の割合は、年齢不詳を除いて算出。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、100%を上下する場合がある。

出典:総務省統計局「国勢調査」

2 土地利用

本村は、村域の3分の2を森林が占め、これに原野を合わせた割合は、全体の9割近くに上る。こうした豊かな自然を持つ利島全域が富士箱根伊豆国立公園に指定されており、島の約90%が開発規制のある特別地域となっている。

集落は、島の北側の国立公園の普通地域及び国立公園区域外に形成されている。

3 道路・交通

道路(令和 2 年 4 月 1 日現在)については、利島循環線(都道 228 号)の延長約 9 km(8,803m)があり、村道は延長約 19 km(18,903m)が整備されている。林道は 1 路線(宮沢線 約 0.3 km)がある。

本土から利島へのアクセスとしては、竹芝桟橋からジェットフォイル及び大型船で結ばれ、また、 下田港からフェリーが運航しており、「東京都離島振興計画」や「東京都漁港漁場整備長期計画」に 基づき、防波堤の整備、改良等を進めている。

また、空路は、大島空港との間を東京愛らんどシャトル(9人乗りへリコプター)が利島へリポートへ毎日運航しているほか、場外離着陸場(災害時使用)が整備されている。

4 生活基盤施設

(1) 本村は地下水に恵まれないため、昭和39年に雨水を利用した簡易水道が完成したが、飲用に適さず、雨水集水施設と貯水槽の整備を進め、昭和55年度から本格的な給水が始まった。その

後、平成6年・8年の渇水に対応するため海水淡水化装置を設置している。なお、本村の水道の 普及率は、100.0%となっている。

- (2) 廃棄物処理施設は、現在、焼却施設(処理能力 2.5t/日)のほかに金属圧縮処理場が稼働しているが、管理型最終処分場はない。また、し尿については、おおむね合併浄化槽又は単独浄化槽で処理しており、水洗化率 98.7%となっている。
- (3) 電力については、内燃力発電により電力が確保されているほか、風力発電や太陽光発電による電力を利用した電気自動車活用の取組や、温泉熱を施設の空調等に利用する取組が行われている。
- (4) 情報通信は、令和2年3月から高速ブロードバンドサービスが提供されるようになり、生活の 利便性向上や観光、医療、産業等様々な分野での活用が期待されている。

第3節 災害の概況

近年は台風の大型化などもあり、本村においても風水害や土砂災害が発生する可能性があるほか、南海トラフ巨大地震による津波被害や近海の群発地震などの地震動による被害、大規模火災などの発生が想定される。

また、島内には、新島・式根島及び神津島の流紋岩火山から由来したと思われる降下火山砕屑物が何層か認められているとともに、大室ダシの海底火山や北西約5kmの利島沖カルデラもあり、活動頻度はまれなものの、近いところでの大規模噴火に関しては注意を要する。

1 風水害・土砂災害

本村は、全国でも有数の強風地帯であるとともに、波浪条件も厳しく、台風や冬季の季節風により港湾施設の損壊や停電などの被害が発生している。

平成8年9月21日から22日にかけて接近した台風第17号による集中豪雨では、島の北北西面側山地にかつてない規模の崩壊が生じた。幸いにして死傷者はなく、農作物等の被害も最小限にとどまったものの、再度の崩壊や、それに伴い隣接する貯水池に被害が及ぶ可能性も否定できないため、都が中心となり治山工事と貯水池防護策を行っている。

近年の波浪被害としては、平成23年9月の台風15号で、利島港岸壁(西)のケーソンの移動、また、平成30年10月の台風24号による西側岸壁ケーソンの滑動などの影響により、本船が接岸できない状況が続いた。

なお、冬季の季節風等により岸壁上への越波等で、旅客の乗降や荷役において安全性及び効率性 の不足や船舶が安定して接岸するための十分な静穏度が確保できていない状況を改善するため、都 の利島港前浜地区離島ターミナル整備事業等で岸壁、防波堤、護岸(防波)等の整備を進めている。

また、本村は主に斜面崩壊のリスクが高い地形条件にあり、土砂災害警戒区域の指定状況(令和4年6月28日現在)は90箇所(うち、特別警戒区域76箇所)に上る。そのうち、土石流の警戒区域が集落近くのヘリポートや浄水場付近に1箇所が指定されている。

今後、地球温暖化に伴う海水温の上昇等による台風の大型化、集中豪雨の頻発化などの傾向により、風水害、高潮、急傾斜地の崩壊、土石流などの災害の発生も懸念される。

2 地震・津波

伊豆諸島では、1923年の大正関東地震 (M7.9) などのように相模湾から房総半島南東沖にかけて

のプレート境界付近で発生する地震による強い揺れや津波による被害、関東地方東方沖合から伊豆・小笠原海溝沿い、三陸沖や東海沖・南海沖などの太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の 地震による強い揺れや津波による被害の記録が残っている。また、チリ地震といった外国の地震に よっても津波被害を受けた記録が残っている。

本村における地震・津波の記録としては、最近では令和2年12月18日の大島近海の地震(M5.0、深さ約11km)により、利島においても震度5弱の揺れに見舞われた。

また、伊豆諸島の周辺では、火山活動に関連して、噴火の前後にやや大きな浅い地震や群発地震活動が発生して、局地的に大きな被害が生じることがあり、近年では、平成12年6月に始まった三宅島の火山活動(7月8日に三宅島山頂で噴火)に伴う三宅島近海~新島・神津島近海の断続的群発地震における新島若郷直下型地震(7月15日)の際に、利島小中学校校舎北側石垣が崩れるなどの被害が発生している。また、9月11日に利島の西方約5kmでM5.3の地震が発生し、震度5弱を観測している。

なお、本村は「首都直下地震緊急対策区域」「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されており、地震調査研究推進本部による今後の地震活動については、南海トラフで発生する M8~9クラスの地震として、今後30年以内の地震発生確率(算定基準日:令和3年1月1日現在)は70%~80%と評価されている。

■ 平成 12 年新島・神津島近海地震の本村の主な被害等

	被害内容等	
建物等 非住家 2 棟		
公共土木施設等 道路法面崩壊等 10 箇所 (7 月 15 日地震)		
農林水産業	林地荒廃 (1 箇所)、水産施設 (漁業畜養池の亀裂) 等に被害が発生	
災害対策本部の設置	7月15日11時00分~同日18時30分	
	9月11日8時15分~11月15日17時00分	

出典: 内閣府「平成12年(2000年) 三宅島噴火及び新島・神津島近海地震について」(平成15年9月19日)

3 火災

本村は湧水がなく、川がないため、水に大変苦労してきた歴史がある。冬季は風速 20~30m の季 節風(西風)が吹き荒れることが多く、火災予防には注意が必要である。

なお、本村には消防署や消防本部がないため、火災が起きた場合は、消防団が消火活動に当たる こととなる。

4 火山噴火

利島の噴火活動史としては、宮塚山の北に位置するカジアナ火口から噴出した溶岩に覆われる泥 流堆積物から約8000年前の年代が、溶岩の上位に位置する縄文時代遺跡から約4000年の年代が得 られ、最新期の噴火活動は4000~8000年前と考えられ、有史以降の噴火はない。また、現在(令和 4年4月時点)、火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山(50火山/全国111火山) には指定されておらず、噴火警戒レベルは未導入である。

一方で、「新島火山避難計画」(令和2年10月 新島火山防災協議会)においては、新島・式根島 周辺浅海域で極めて大規模な噴火に伴う火砕流(噴煙柱崩壊型)が発生した場合は、海面上を流走 し利島に達する可能性も指摘されている。

また、本村は新島火山防災協議会を構成しており、噴火警戒レベル4 (居住地域に重大な被害を

及ぼす噴火の可能性)以上の避難対応などのマニュアルが策定されている。

■ 新島火山の噴火特性

- ○大規模なマグマ水蒸気噴火が発生した場合には、その影響が隣接の島(新島・式根島)に及ぶ可能性がある。
- ○大規模な地震あるいは地殻変動等が発生した場合、山体崩壊や地すべり及びそれに伴う津波が発生する可能性がある。

出典:新島火山防災協議会「新島火山避難計画」(令和2年10月)

なお、伊豆大島は、全島民が避難した噴火(1986年11月~1990年10月4日)から30年近くが経ち、周期から考えると警戒が必要だが、「伊豆大島火山避難計画」(令和2年10月 伊豆大島火山防災協議会)では、本村への影響は指摘されていない。

※資料編「1-3 災害の記録」

第4節 地震・津波の被害想定

都は、東日本大震災を踏まえ、「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年公表。以下「東京都[2012]」という。)及び「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」(平成25年公表。以下「東京都[2013]」という。)を策定した。その後、住宅の耐震化や不燃化など、安全・安心を実現するための取組が着実に進展する一方、高齢化の進行や単身世帯の増加など都内の人口構造や世帯構成が変化し、また、平成28年熊本地震など全国各地で大規模な地震が頻発する中で、最新の知見等が蓄積されるとともに、南海トラフ巨大地震の発生確率も上昇している。

このような状況を受け、首都直下地震等発生時の被害の全体像を明確化するとともに、今後の防災対策立案の基礎とするため、東京都防災会議の下に地震部会を設置し、被害想定を見直し、その結果を「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月25日)として公表した。

1 想定地震

「首都直下地震等による東京の被害想定」では、島しょ地域について、大正関東地震及び南海トラフ巨大地震での建物被害及び人的被害の想定が示されている。

■ 想定地震と30年以内の発生確率

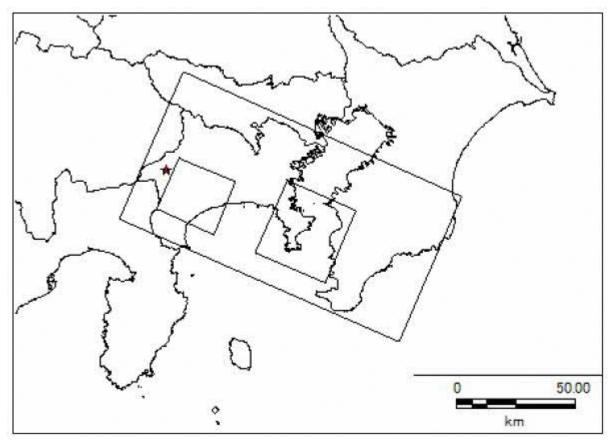
地震名	地震規模	概要	30 年以内 の発生確率	震度分 (面積率	
大正関東地震	M8クラス	発生確率を考慮して選定	0~6%	5弱	99. 2
八业	MODIA	完生唯学を与思して選上 U~6%	0. 50%	5 強	0.8
南海トラフ巨大地震	M9クラス	島しょ地域への津波の影響が 大きく、内陸部では長周期地震	70~80%	5 強	98. 3
用供ドノノ巨八地長	MBY/A	動による被害が発生するおそ れがある地震のため選定	1000%	6弱	1. 7

資料:東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月25日)から村で作成

(1) 大正関東地震

大正関東地震の震源モデルは、東京都 [2012] の房総半島沖のセグメント ¹を除いた主部のセグメントを用い、地震調査委員会(令和2年)のレシピ ²に基づいた震源断層モデルを設定

■ 東京都「2012」の元禄関東地震の断層モデルを基にした大正関東地震の震源断層モデル



(注) 図中の小さい2個の四角がアスペリティ (断層面の中で、通常は強く固着しているが地震時には大きく動き、特に強い地震波 (強震動) を発生させる領域) を示す。

資料:東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月25日)

(2) 南海トラフ巨大地震

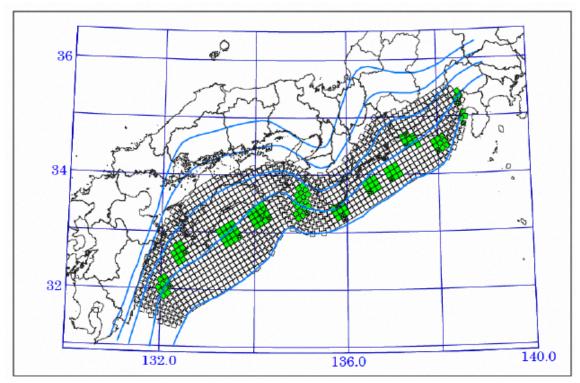
国の中央防災会議に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」(平成24年。以下「内閣府[2012]」という。)では、南海トラフ巨大地震の断層モデル(地震動用:M9クラス)として、「基本ケース」とそこから強震動生成域³を動かした「東側ケース」「西側ケース」「陸側ケース」の計4種類を検討し、強震波形計算を実施している。強震動生成域の位置や地盤構造等が必ずしも明確ではないため、経験的手法により算出した震度分布も補完的に活用することが適切であるとしていることから、東京都[2013]と同様、東側ケースと経験的手法の震度分布を重ね合わせて各地点で大きな震度を採用した場合(東側ケース+経験的手法)により被害想定を実施

¹ 活断層を過去の活動時期、平均変位速度、平均活動間隔、変位の向きなどに基づいて区分した断層区間のこと (出典:https://gbank.gsj.jp/activefault/yougo.html#katsudou_segment)。

² 地震調査委員会「震源断層を特定した地震の強震動予測手法(「レシピ」)(令和2年3月6日)」

³ 震度分布を評価するための断層モデルに使用する用語で、断層面の中で特に強い地震波(強震動)を発生させる領域をいう。(出典:首都直下地震モデル検討会「首都M7クラスの地震及び相模トラフ沿いのM8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」(平成25年))

■ 南海トラフ巨大地震の震源断層モデル(M9 クラス)(内閣府 [2012])



(注)図中、緑色のグリッドはアスペリティ(断層面の中で、通常は強く固着しているが地震時には大きく動き、特に強い地震波(強震動)を発生させる領域)、白色は背景領域を示す。

資料:東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月25日)

2 津波の浸水分布・最大津波高等

(1) 想定地震の津波断層モデル、想定ケース等

津波浸水分布や最大津波高等の津波数値シミュレーションの実施に当たっては、次のとおり 津波断層モデル、想定ケース等を設定して実施している。

ア 大正関東地震

首都直下地震モデル検討会「首都 M7クラスの地震及び相模トラフ沿いの M8クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」(平成25年。以下「内閣府[2013]」という。)の津波断層モデル(Mw8.2)を設定

イ 南海トラフ巨大地震

内閣府 [2012] で検討された 11 ケースの南海トラフの最大クラスの地震の津波断層モデルのうち、都内において最大津波高が高い5つのケース (ケース①②⑤⑥⑧:全て Mw は 9.1) を選定し被害想定を実施

■ 南海トラフの最大クラスの地震の津波断層モデル5ケース

ケース	設定
ケース①	「駿河湾〜紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定
ケース②	「紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定
ケース⑤	「四国沖~九州沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定
ケース⑥	「駿河湾〜紀伊半島沖」に「大すべり域+(超大すべり域、分岐断層)」を設定
ケース⑧	「駿河湾〜愛知県東部沖」と「三重県南部沖〜徳島県沖」に「大すべり域+(超大すべり
	域、分岐断層)」を2箇所設定

資料:東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月25日)

(2) 最大津波高、津波の到達時間等

最大津波高や津波の到達時間等は、発生する地震によって異なり、利島における大正関東地震 及び南海トラフ巨大地震の全ケースにおける津波計算結果(12 時間分)については、次のとお りである。

なお、南海トラフ巨大地震については、ケース® (「駿河湾〜愛知県東部沖」と「三重県南部沖〜徳島県沖」に「大すべり域+(超大すべり域、分岐断層)」を2箇所設定)の場合、津波高が最大となっている。

■ 最大津波高と最大津波高到達時間、30cm 津波高最短到達時間及び陸域の最大浸水面積

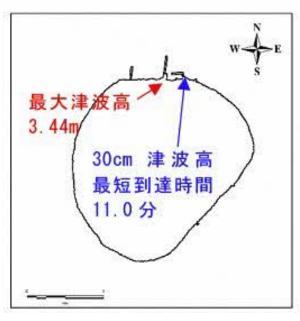
	地震名	最大津波高 (m)	最大津波高到達時間 (分)	30cm 津波高最短到達時間 (分)	最大浸水面積 (km²)
大正関東地震		3. 44	15. 2	11.0	0. 103
南海トラフ巨大地震					
	ケース①	15. 88	18. 1	14.0	0. 238
	ケース②	3. 50	143. 1	16. 6	0.098
	ケース⑤	2. 76	141. 5	18.7	0.073
	ケース⑥	15. 86	18. 1	14.0	0. 238
	ケース⑧	16. 85	19. 1	14.7	0. 243

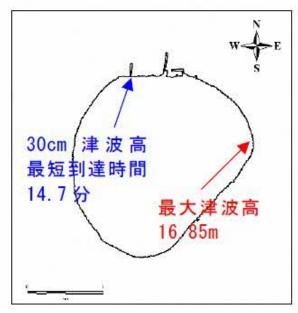
資料:東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月25日)から抜粋

■ 最大津波高地点と 30cm 津波高到達時間が最短となった地点

【大正関東地震】

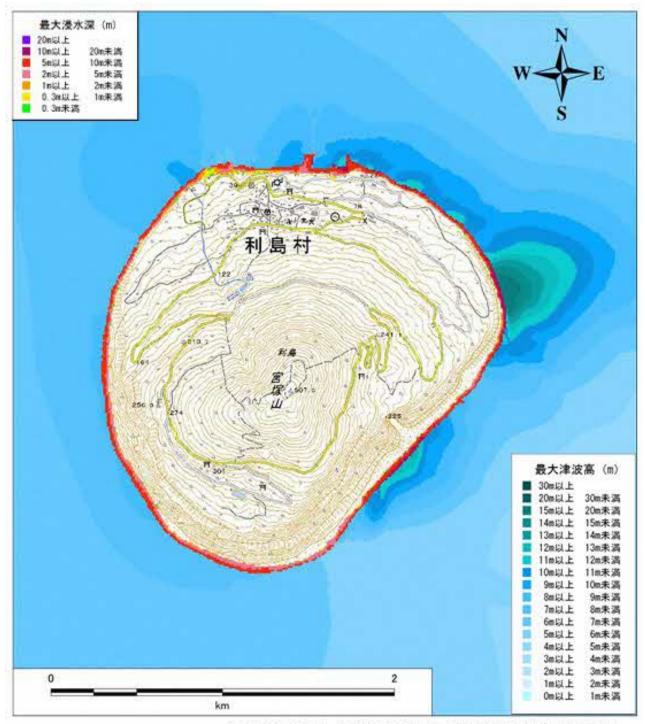
【南海トラフ巨大地震(ケース®)】





資料:東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月25日)から抜粋

■ 南海トラフ巨大地震 (ケース®) の最大津波高・最大浸水深分布図



電子地形図 **25000**(国土地理院)に最大津波高及び最大浸水深を追記 資料:東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月25日)

3 被害の想定

利島において大正関東地震による大きな被害の発生は想定されていないものの、南海トラフ巨大 地震では大きな揺れや津波が予測されている。

本村において最も人的被害の大きくなる南海トラフ巨大地震(ケース①)の想定では、島の大部分は最大震度5強(一部で6弱)の揺れとなり、発生時期・時刻が冬・昼の場合、死者3人、全壊8棟、半壊9棟と推計されている。

■ 被害想定結果(人的被害が最大となる被害の想定)

【想定地震・津波:南海トラフ巨大地震 津波ケース①※】

想定シーン				冬・早朝	冬・昼
人口				327 人	416 人
建物棟数		計		322 棟	322 棟
			うち木造	211 棟	211 棟
			うち非木造	111 棟	111 棟
	全壊	計		8 棟	8 棟
			うち急傾斜崩壊等	4 棟	4 棟
			うち津波	4 棟	4 棟
建物被害	半壊			9 棟	9 棟
(全初) (公古)			うち揺れ	1 棟	1 棟
			うち急傾斜崩壊等	9 棟	9 棟
	うち大規	計		2 棟	2 棟
	模半壊		うち急傾斜地崩壊等	2 棟	2 棟
	死者	計		0人	3 人
人的被害			うち津波	0人	3 人
	負傷者	計		0人	0 人

※ケース①: Mw9.1 「駿河湾〜紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定

出典:東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(令和4年5月25日)

⁽注) 小数点以下の四捨五入により計は合わない場合がある。

■ 被害の様相

① 交通インフラ

項目	被害様相	
道路・ ○津波や急傾斜地崩壊によって通行不能となる箇所が発生する可能性がある。		
島内交通	○車両の被災により車両が利用できず、生活に支障をきたす可能性がある。	
	○発災により航路等が利用できず物流が途絶え、燃料不足が発生し車両が利用できな	
_	い期間が中長期にわたる可能性がある。	
港湾等	○津波による貨物の海洋への流失、引き波により転覆・沈没・破損した船舶が港湾施	
	設にぶつかることで、航路障害や倉庫、荷役施設や防波堤の損壊などの被害が発生	
	し、航路の閉鎖や港湾施設の機能停止等が発生する可能性がある。	
	○航路の閉鎖や港湾施設の被災等により、生活物資の搬入や人の往来が途絶する可能	
	性がある。	
空港等	○ヘリポートは高台に設置されているため津波による浸水リスクは低く、被害は限定	
	的と想定される。	
	○停電等の影響により通常通り利用できない場合は、生活物資の搬入や人の往来が途	
	絶する可能性がある。	

② ライフライン被害

項目	被害様相
上下水道	○津波浸水域に立地する水源施設や浄水施設等が被害を受けることで中長期にわた
	り上水道が使用できなくなる可能性がある。
電力	○内燃力 (ディーゼル) 発電所や配電設備等の被災により、島内の電力供給が停止す
	る可能性がある。
	○内燃力(ディーゼル)発電所において被害が発生しない場合であっても、島外から
	の燃料供給が途絶え停電する可能性がある。
通信	○海底通信ケーブルの被災により通信が途絶する可能性がある。
	○島内の電話線等が複数断線し、通信や通話が困難となる可能性がある。
	○停電により、通信設備が停止して通信が途絶する可能性がある。
	○携帯電話は伝送路の多くを固定回線に依存しているため、電力被害により固定電
	話が利用困難なエリアでは、音声通信もパケット通信も利用が困難になる可能性
	がある。
ガス等	○各住戸のガス設備に損傷が生じない限りは使用できる可能性が高い。
	○港湾施設の被災や航路の閉鎖により、内地からプロパンガスの搬入が途絶する可
	能性がある。この場合、ガスがなくなり使用できない家庭や施設がでてくる可能性
	がある。

③ その他の被害

- ○建物被害やライフライン被害、津波浸水等に伴い多数の避難者が生じる。
- ○津波浸水域に立地する合併浄化槽が被災し、水洗トイレが使用できなくなる住宅や施設等が発生 する可能性がある。
- ○南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、住民の事前避難によって 多数の避難者が発生する
- ○夏季は観光客が多く、土地勘がないため、津波から逃げきれない人が発生することに加え、逃げられた人が避難者となる可能性がある。
- ○高齢者等の要配慮者は迅速な避難行動がとれないため、津波に巻き込まれ死傷する可能性が高い。 また、個々の要配慮者の状況に応じた支援ができず避難生活に支障が生じる可能性がある。
- ○漁業施設や観光資源などが被災した場合は、長期的に経済的被害が発生する可能性がある。

出典:東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(令和4年5月25日)を基に村で作成

第3章 防災関係機関の役割、住民等の基本的責務

災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる住民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの考え方に立つ住民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

防災対策の推進に当たっては、村が基礎自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う都が、村及び国と一体となって、住民・事業者と連携し、人々の生命・身体及び財産を守るとともに、村の機能維持を図るものとする。

なお、この計画は、防災関係機関の役割や住民・事業者等の基本的責務を明確にするとともに、防 災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については各機関において具 体的な活動計画等を定めるものとする。

第1節 防災関係機関の役割

村及び主な防災関係機関が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

1 利島村

1 利島村	
名 称	業務又は業務の概要
	1 利島村防災会議に関すること。
	2 防災に係る組織及び施設に関すること。
	3 災害情報の収集及び伝達に関すること。
	4 緊急輸送の確保に関すること。
	5 避難の指示等及び誘導に関すること。
	6 消防及び水防に関すること。
	7 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
	8 島外者の支援に関すること。
	9 応急給水に関すること。
++	10 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
村	11 被災した児童・生徒の応急教育に関すること。
	12 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する
	活動の支援に関すること。
	13 公共施設の応急復旧に関すること。
	14 災害復興に関すること。
	15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
	16 自主防災組織の育成に関すること。
	17 事業所防災に関すること。
	18 防災教育及び防災訓練に関すること。
	19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

2 東京都

名称	業務又は業務の概要
都	1 東京都防災会議に関すること。 2 防災に係る組織及び施設に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。 5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。 6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。 7 緊急輸送の確保に関すること。 8 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 9 人命の教助及び救急に関すること。 10 消防及び水防に関すること。 11 医療、防疫及び保健衛生に関すること。 12 外出者の支援に関すること。 13 応急給水に関すること。 14 救助物資の備蓄及び調達に関すること。 15 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。 16 区市町村による自主防災組織等の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 17 公共施設の応急復旧に関すること。 18 災害復興に関すること。 19 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 20 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。 21 事業所防災に関すること。 22 防災教育及び防災訓練に関すること。 23 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。 24 自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報の整備に関すること。
東京都大島支庁	1 災害予防、災害応急対策の実施に関すること。 2 災害復旧の実施とその連絡調整に関すること。 3 都災害対策本部地方隊に関すること。 4 自衛隊派遣要請が必要となった場合の、自衛隊法等に基づく派遣要請 に関すること。
東京都島しょ保健所 大島出張所	1 医療及び防疫に関すること。 2 その他保健衛生、救助及び保護に関すること。
島しょ農林水産総合 センター大島事務所	1 東京都漁業用海岸局を通じた漁船への情報伝達に関すること。2 農漁業の災害応急対策に関すること。3 所属船舶の運用、管理に関すること。
警視庁大島警察署 (利島駐在所)	1 被害実態の把握と各種情報の収集に関すること。 2 警備及び交通規制に関すること。 3 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 4 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 5 遺体の死因(死体検視)及び身元の調査に関すること。 6 公共の安全と秩序の維持に関すること。 7 高圧ガス及び火薬類の保安に関すること。

3 指定地方行政機関

名 称	業務又は業務の概要		
	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。		
	2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施		
	設及び設備の整備に関すること。		
	3 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限		
	る。)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、		
	竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災関係機関への伝達、こ		
東京管区気象台	れらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。		
	4 村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作		
	成に係る技術的な支援・協力に関すること。		
	5 災害の発生が予想されるときや災害発生時における、都や村に対する		
	気象状況の推移、その予想の解説等の適宜実施に関すること。		
	6 都や村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、		
	防災知識の普及啓発活動に関すること。		
	1 海難救助(人命救助、危険物流出対応、火災対応等)に関すること。		
	2 排出油の防除(調査及び指導、防除措置の指導等)に関すること。		
	3 海上交通安全の確保(船舶交通の整理整頓・指導・制限等、航路障害		
 第三管区海上保安本部	物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、		
第二日 区 伊 工 床 女 平 印	航路標識等の復旧)に関すること。		
	4 海上における治安の維持に関すること。		
	5 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関すること。		
	6 その他、災害応急対策に必要な事項		

4 自衛隊

名 称	業務又は業務の概要
陸上自衛隊 (第1師団)	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。(1)防災関係資料の基礎調査(2)災害派遣計画の作成
海上自衛隊 (横須賀地方総監部)	(3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施2 災害派遣の実施に関すること。
航空自衛隊 (作戦システム運用隊)	(1)人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は 応急復旧(2)災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

5 指定公共機関

名 称	業務又は業務の概要			
日本郵便株式会社 東京支社 (利島郵便局)	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関する こと。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 (1)被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2)被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3)被災地宛て救助用郵便物の料金免除			

名 称	業務又は業務の概要		
東日本電信電話株式会社 東京事業部 東京西支店設備部門 伊豆大島サービスセン ター (NTT 利島)	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。		
エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ 株式会社	1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。		
東京電力パワーグリット 株式会社 (大島事務所) (利島村火力発電所)	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。		
株式会社 NTT ドコモ	1 携帯電話等の移動通信施設の建設及びこれらの施設の保全に関する こと。 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。		
KDDI 株式会社	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関 すること。		
ソフトバンク株式会社	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と通信設備等の早期復旧に関すること。		
日本放送協会	1 報道番組(気象予警報及び被害状況等を含む。)に関すること。2 広報(避難所等への受信機の貸与等を含む。)に関すること。3 放送施設の保全に関すること。		
日本赤十字社東京都支部	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産及び死体の処理を含む。)の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 こころのケア活動に関すること。 4 赤十字ボランティアの活動に関すること。 5 輸血用血液の確保、供給に関すること。 6 義援金の受付・配分及び募金に関すること(原則として義援物資については受け付けない。)。 7 赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に関すること。 8 災害救援品の支給に関すること。 9 日赤医療施設等の保全、運営に関すること。 10 外国人安否調査に関すること。 11 遺体の検案協力に関すること。 11 遺体の検案協力に関すること。 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。		

6 指定地方公共機関

名 称	業務又は業務の概要
東海汽船株式会社	1 船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全保安に関すること。 2 災害時における船舶による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関 すること。

名 称	業務又は業務の概要		
公益社団法人 東京都医師会	 1 医療に関すること。 2 防疫の協力に関すること。 3 遺体の検案の協力に関すること。 		
公益社団法人 東京都歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること。		
公益社団法人 東京都薬剤師会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。		
公益財団法人 献血供給事業団	1 血液製剤の供給に関すること。		
公益社団法人 東京都獣医師会	1 動物の医療保護活動に関すること。		

7 公共的団体

名 称	業務又は業務の概要			
社会福祉法人	1 災害ボランティアセンターの運営に関すること。			
利島村社会福祉協議会	2 要配慮者の支援に関すること。			
利島農業協同組合	1 村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。			
	2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。			
	3 被災農家に対する融資及びあっせんに関すること。			
	4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。			
	5 災害時における食料及び物資の供給に関すること。			
	1 被災者及び救援者等の人員輸送の協力に関すること。			
利島村漁業協同組合	2 救援物資等の貨物輸送の協力に関すること。			
	3 その他、必要とする船舶による応急対応に関すること。			
	4 被災漁家に対する融資及びあっせんに関すること。			
	5 漁業資材の確保、あっせんに関すること。			

第2節 住民・地域及び事業者の基本的責務

1 住民・地域の責務

- (1) 住民は、災害時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力して生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- (2) 住民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講じるよう努めなければならない。
 - ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - イ 家具類の転倒・落下・移動の防止
 - ウ 出火の防止
 - エ 初期消火に必要な用具の準備
 - オ 「最低3日間、推奨1週間」分の飲料水及び食料の確保
 - カ 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
 - キ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- (3) 住民は、災害後の住民生活の再建及び安定並びに地域の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、事業者、ボランティア及び村その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
- (4) 住民は、村その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、自発的な防災対策 活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災対策に寄与するよ う努めなければならない。

2 事業者の責務

- (1) 事業者は、村その他の行政機関が実施する防災対策事業及び前項の住民が協働して行う地域 の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、災 害による被害の拡大防止、災害後の住民生活の再建及び安定並びに地域の復興を図るため、最 大の努力を払わなければならない。
- (2) 事業者は、その事業活動に関して災害時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺地域における住民(以下「周辺住民」という。)並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。また、都及び村が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。
- (3) 事業者は、あらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- (4) 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害による被害を最小限にとどめるため、 周辺住民に対する防災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならな い。
- (5) 事業者は、その事業活動に関して災害による被害の拡大を防止するため、村及び都が作成する 地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画(以下「事業所防災計画」という。)を作成 しなければならない。

第2部 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

近年全国的に増加している風水害や過去の災害、地震・津波の被害想定等を踏まえ、災害等による被害を最小限に抑えた安全で快適なまちづくりを推進するものとする。

災害に強いまちの形成等に当たっては、「利島村第4次総合計画」及び「利島村国土強靱化地域計画」と整合を図りながら、ソフト・ハード、両面の効果的な連携を図るものとする。

第1節 災害危険区域等の調査

1 危険区域等の調査

村及び都は、所管する施設等について、必要に応じて次の事項を調査・検討する。

- (1) 大雨による被害が発生するおそれのある場所
- (2) 高潮・津波による被害が発生するおそれのある場所
- (3) がけ崩れ等の土砂災害のおそれのある場所
- (4) 倒壊のおそれのある建物等
- (5) 火災の延焼拡大のおそれのある地域
- (6) その他危険が予想される事項

2 報告

防災関係機関は、危険区域等の調査の結果及びこれに必要な事業の計画について、利島村防災会 議事務局(総務課)に報告する。

3 防災の研究調査

防災関係機関は、防災・減災に必要な調査研究を行い、その成果等について情報共有を図り、総合的かつ計画的に整備を推進していくものとする。

また、村は、防災関係機関と連携を進め、観測や研究についての協力を推進する。

第2節 豪雨対策

伊豆諸島は、台風の常襲コースに当たっており、季節風も強い。台風の勢力・通過コースによっては、 住家や公共土木施設、道路の損壊や冠水、また、大規模な停電、断水等の住民生活に支障をきたす被害 を受ける可能性がある。

このため村は、気象情報に基づく非常配備態勢や、消防団、警察、各防災関係機関との連携による情報連絡体制を確立し、水防活動体制を構築する。

また、水防活動を十分に行うことができるよう、水防資器材及び施設の整備に努めるとともに、車両、 輸送経路等の確認を行うなど、輸送の確保を図る。

第3節 高潮•津波対策

本村は海に囲まれた離島という自然環境から、季節風、台風による高潮、南海トラフ地震による津波 等の発生により被害の発生が想定される。また、島の周囲は断崖絶壁で覆われており、がけの一部が侵 食により崩壊する危険性を絶えず含んでいる。

このため、高潮・津波等の規模や発生頻度に応じた護岸、消波堤、海岸保全施設等の整備を推進し、 浸水被害の軽減を図る。

また、ハード対策に加え、避難体制の構築、訓練、防災教育などソフト対策を組み合わせた総合的な対策を推進する。

1 海岸保全施設・港湾施設等の整備推進

村及び都は、波浪による侵食の防止及び高潮・津波等による危険に対処するため、護岸、消波堤等の整備を推進する。

また、都が策定した「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」及び「利島村国土強靱化地域計画」に基づき、海岸保全施設の整備を推進する。

2 津波発生時の対応に関する啓発、教育、訓練

- (1) 津波浸水想定に基づく津波浸水ハザードマップの作成 村は、都が公表した津波浸水想定に基づき、必要に応じて津波浸水ハザードマップを改定し、 津波対策の充実を図る。
- (2) 津波警報・注意報等の伝達体制の充実・強化

村は、地震による津波浸水被害等を最小限に抑えるため、都、他の区市町村及び港湾管理者等 と連携の下、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、住民や労働者、観光客、船舶等 にいち早く伝達する体制の構築を図る。

- ア 津波警報・注意報等の情報伝達に対して防災行政無線だけでなく、全国瞬時警報システム (J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能、SNS を含む。)、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化や、災害時に確実に伝達できる人員配置等のあらゆる手段を活用し、津波が襲来するまでの時間で適切に正確な情報伝達を図る。
- イ 住民等の安全な避難行動を担保するためには、津波警報・注意報等の情報伝達網と津波浸水 ハザードマップ等を実地で理解しておくことが重要であり、実践的な訓練を通して、理解を深 める。
- (3) 津波予測等に対する避難誘導

村は、都が公表した津波浸水想定に基づき、津波避難計画を策定し、速やかな避難誘導を行う。なお、津波避難計画には、避難場所や避難経路等を示し、実地踏査等を繰り返すことで住民等への理解の促進を図ることとし、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりに取り組んでいくものとする。

(4) 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

村は、「地震イコール津波・即避難」を全住民の共通認識として定着させるため、津波防災意識の啓発となる訓練等を実施し、防災に対する正しい知識と体験を広める。

- ア 住民等に対し、津波警報・注意報等や津波対策等を正しく認識するための教育に努める。
- イ 津波浸水ハザードマップを作成・配布し、住民等に対して、津波への対応や避難の方法、避 難所等の位置等の周知を行う。
- ウ 防災関係機関、地域住民、事業者等が一体となって、津波警報・注意報の受伝達、避難誘導、 避難等の実践的な訓練を実施する。

3 観光客等の避難体制の確保

村は、島を訪れる観光客等の避難体制を確保するため、上記に加え、次のような取組を推進する。 また、観光関連施設管理者等は、海面監視や各種情報媒体によって、積極的に情報収集し、観光 客等に対し、行政機関と強調して自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行うものとする。

- (1) 「津波フラッグ」等により海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。
- (2) 避難誘導対策として、利島港や津波からの避難路を中心に避難誘導看板の整備を推進する。
- (3) 観光客等の避難体制を確保するため、各施設の管理者等が実施する津波避難計画等の策定を支援する。
- (4) 観光客等が津波浸水ハザードマップ等や津波に関する情報を入手しやすくするため、携帯電話やスマートフォン等の活用を検討する。
- (5) 交通手段の途絶等で観光客が移動できないことを想定し、宿泊事業者等に対し、災害時における観光客等の一時受入れに係る協力体制の構築に努める。

第4節 土砂災害対策

1 土石流、がけ崩れ対策

土石流、がけ地や急傾斜地の崩壊等の災害は、地震又は降雨等に起因することが多く、発生が事前に予測しにくく、発生に際しては死傷者を伴うことなどが特徴とされている。

村及び都は、土石流、がけ崩れ等の危険箇所の安全対策の推進及び治山事業等による森林維持を 図るため、主に都が実施する土石流防止対策としての砂防ダム工事を推進する。

また、村においては、貯水池防護策として盛り土や鋼矢板の打ち込み工事を行い、土砂等から貯水池の防護を図る。

※資料編「1-1 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定状況」

資料編「1-2 山地災害危険地区の指定状況」

2 警戒避難体制の構築

土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

(1) 土砂災害警戒区域等の指定

令和4年6月28日現在、本村では、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が90箇所指定されており、うち76箇所が土砂災害特別警戒区域に指定されている。

村は、本計画に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を記載するとともに、土砂災害に関する情報の住民への伝達方法等を記載した印刷物を配布する等必要な措置を講じる。

(2) 土砂災害警戒情報の取扱い

土砂災害警戒情報は、都と気象庁が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、区市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自

主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表する。

村は、土砂災害警戒情報を受けた場合、直ちに住民へ伝達し、本計画の定めに基づき行動するものとする。

ア 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

区市町村や住民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、災害対策基本法に基づき大雨警報に伴って都が区市町村等へ通知する「予想される土砂災害等の事態とこれに対してとるべき措置」と、気象庁が行う大雨警報が発表されている際の土砂災害のおそれについての解説を1つに統合した情報として、都と気象庁が共同して作成・発表する情報である。

イ 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意事項

大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

(3) 緊急調査及び土砂災害緊急情報の提供

土砂災害防止法に基づき、河道閉塞や火山の噴火に伴う土石流といった、特に高度な専門的知識及び技術が必要な場合は国が、地すべりの場合は都が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報(土砂災害緊急情報)を関係区市町村へ通知するとともに一般に周知する。

村は、土砂災害防止法に基づき、国又は都から通知された、被害の想定される区域と時期に関する情報(土砂災害緊急情報)について、住民に周知する。

(4) 避難体制等の整備・確立

ア 警戒避難体制の整備

村は、土砂災害防止法第8条に基づき、警戒避難体制に関する事項を定め、円滑な避難体制の確保を図る。

避難体制の確保と向上に当たっては、「土砂災害警戒避難ガイドライン」などを参考に、近年の土砂災害や村の地域特性を踏まえて検討し、また、継続的にその内容を見直すものとする。 また、避難指示等の発令基準については「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)を参考に検討の上、基準を定め、また、適宜見直すものとする。

イ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等

- (ア) 村は、土砂災害防止法第8条第1項第4号に基づき、土砂災害警戒区域の指定があった ときは、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項を本計画に定めるものとする。
 - 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (イ) 本計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練、その他の措置に関する計画を作成するもの

とし、村は策定に係る必要な支援を行う。

※資料編「4-3 要配慮者利用施設一覧」

第5節 建築物等の耐震化及び安全化対策

1 住宅、防災上重要な施設等の耐震化等

本村の住宅は築年数が長い建物が多く、耐震性向上の必要がある。また、公共施設等については、 老朽化しているものもある。このため村は、耐震診断、耐震改修等の助成促進により住宅等の耐震 化を推進するとともに、「利島村公営住宅等長寿命化計画」に基づき、村営住宅の計画的な改修等を 進める。

また、防災上重要な施設については、「利島村公共施設等総合管理計画・公共施設個別施設計画」や「利島村学校長寿命化計画」等に基づき、建物及び非構造部材の耐震化を継続して推進する。

2 沿道建築物等の安全化対策

大規模な地震が発生した際には、建物をはじめ、窓ガラスや看板等の工作物の脱落、ブロック塀、 石垣、電柱の倒壊等による被害が発生する可能性がある。このため村は、避難路などの沿道建築物 等の耐震化や倒壊危険物の除去に努める。

3 家具類の転倒・落下・移動防止対策

村は、保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施状況調査を行い、結果を公表するなど、防止対策を推進する。

また、高齢者や障がい者がいる世帯を中心に、家具類の固定器具の配布や取付等の支援制度を設けるなど、家具類転倒・落下・移動防止器具の取付事業を推進する。その際、転倒・落下・移動防止対策とともに、耐震診断・耐震改修など、震災対策全般の相談窓口を設けるなど、住民の利便性を図るように努める。

第6節 火災予防対策

本村では、建物が近接している箇所もあり、強風による延焼火災の可能性も抱えている。

また、林野火災が発生した場合、大規模な事故災害になる可能性がある。

村は、火災から住民の生命、身体及び財産を保護するため、住民、事業者も巻き込んだ初期消火体制の整備や建築物等の不燃化、森林火災の予防を推進する。

1 火災の予防

住民に対する防火思想の普及を図るとともに、火災予防査察を適切に実施し、火災発生の予防徹底に努める。

- (1) 防火思想の普及
 - ア 住民に対する防災指導
 - (ア) パンフレット、ポスター、ホームページ、SNS 等各種の媒体を用いて、感震ブレーカーや 消火器の普及促進など、家庭における出火防止対策、防火思想の普及を図る。
 - (イ) 出火防止、初期消火及び応急救護の要領について教育、訓練を実施し、住民の防火意識と

防災行動力の向上を図る。

イ 事業所の防火管理及び防災管理指導

- (ア) 防火管理及び防災管理指導を通じて、事業所における防火管理及び防災管理体制の充実 強化を図る。
- (イ) 統括防火管理者、統括防災管理者、防火管理者、防災管理者、防火管理技能者、火元責任者その他の防火管理及び防災管理業務に従事する者に対して自衛消防に係る指導を行うことにより、事業所の防災行動力を向上させる。

(2) 火災予防査察

消防法(昭和23年法律第186号)第4条又は第16条の5の規定に基づき、消防対象物又は 危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状 況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹 底する。

2 市街地等の不燃化等

地震に伴う火災等の被害軽減のため、建物の不燃化や、延焼遮断等に有効な道路、空地・公園の 確保、定住促進空き家活用事業等による老朽空き家対策を行い、燃え広がらない環境づくりを推進 する。

3 消防水利の整備

円滑な消防活動のため、防火水槽の整備をはじめ、プール、雨水貯留器具、自然水利の活用を促進する。

4 森林火災の予防

森林は、水資源の確保、土砂の流出防備及び風害、水害等からの防備などの役割を果たし、住民に憩いの場所を提供するなど、住民の生活に大きな恩恵をもたらしている。このため、関係機関と協力して火災予防運動期間又は行楽シーズンを中心に、行楽客、住民、関係事業所等を対象とした林野火災の予防広報を実施する。

なお、村長が森林法(昭和 26 年法律第 249 号)に基づき火入れを許可するとき、又は国若しくは 地方公共団体が火入れするときは、実施の日時、場所、責任者の住所、氏名等必要事項を大島警察 署長に通報するものとする。

第2章 公共的施設対策

災害による公共的施設等への被害は、社会、経済活動及び住民生活に非常に大きな影響を及ぼすばかりでなく、災害時の避難、救護等の応急活動に支障をきたすこととなる。

このため、これら各種施設の耐震性の強化等、予防措置を積極的に進め、万全の対策をとることにより被害を最小限にとどめるものとする。

第1節 ライフライン施設等

1 水道施設

本村は、雨水を原水とし、降雨した雨水を集水路や一般道を利用して貯水を行っている。また、 渇水時においては、海水を淡水に変える脱塩装置を稼働し、村の水源確保に努めている。

取水口や沈砂地に堆積するごみや土砂は源水確保を妨げる大きな要因であるため、村は、集水施設の管理を一層強化する。

また、給水については、地震等が原因で電力供給が絶たれた際の長期間の給水停止が最も憂慮される事態であるため、給水拠点である浄水場を防災拠点に位置づけ、再生可能エネルギー発電・蓄電施設及び非発設備を整備し、災害時にも浄水場の稼働が継続できる体制をとる。

さらに、感染症予防を含め、災害時においても限られた水資源を最大限生かすため、ポータブル 手洗い機、屋外シャワーキットの導入を推進し、手洗いやシャワーへの活用を図る。加えて、水の 再生利用を推進するため、島内施設における水循環に係るシステム機器導入を推進する。

給排水管の防災管理については、漏水対策を重点に置き、漏水探知機利用による漏水箇所の早期 発見とその防止に努める。

なお、簡易水道施設は老朽化が進んでいるため、基幹管路や配水池の耐震化及び老朽化対策、急速ろ過施設、海水淡水化施設・ホンプ、給配水管等の更新を進めるものとする。

2 電気・ガス・通信等

村は、災害時の拠点となる施設等における非常用電源の整備、避難所へのソーラーパネルの設置等を推進するとともに、保有する電源設備、通信設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努める。

また、「利島村無電柱化推進計画」を策定し、激甚化する台風等の自然災害に対しても停電・通信 障害が発生しない利島の実現に向け、無電柱化を推進する。

さらに、地震や津波による LP ガス等の放出による延焼を防止するため、事業者にガス放出防止 装置等の設置を要請する。

3 生活排水処理施設

村は、「一般廃棄物(生活排水)処理実施計画」に基づき、合併処理浄化槽の計画的な更新と適正な維持管理を行うとともに、汚泥再生処理センターの停電対策等の防災対策を推進する。

4 エネルギーの確保

村は、災害時において必要なエネルギーを確保するため、次の取組を推進する。

(1) 災害時の長期停電の影響を回避するため、家庭や事業所、防災拠点施設の自家発電や再生可能

エネルギーを活用した設備等の普及促進を図る。

- (2) 多様なエネルギー供給源の確保を図るため、太陽光・バイオマス等の自立分散型エネルギーの 導入の促進などを進める。
- (3) 「再生可能エネルギーを活用した自立・幸福アイランド計画(利島村モデル)」に基づき、太陽光・風力発電(蓄電池を含む。)の導入、バイオ燃料供給サイクルを推進し、ZEI&RES体制に漸次移行する(ZEI: zero emission island, RES: renewable energy supply)。
- (4) 電力、給湯や空調に要する熱を賄うエコハウスの実証実験を促進する。
- (5) 太陽光・風力発電を用いた高効率発電システム、既存の火力発電を併用する運転制御システム の開発及び協力体制の構築を促進する。
- (6) 都と締結した「ZEV 活用による島しょ地域防災力向上事業に関する協定書」に基づき、ZEV 中古車のエネルギーインフラへの活用を推進する。また、ZEV 中古車から被災者及び避難者等へ電力を提供できるよう、外部給電器の確保を図る。

第2節 道路及び交通施設等

1 道路・橋梁及び附帯施設

本村は法面の切り取りや盛り土により建設した道路が多く存在し、台風及び豪雨により土砂崩れ等が発生する可能性が高い。道路は、住民の生活や産業活動を支え、災害時には避難路としての機能を担うなど防災力の強化に資する極めて重要な基盤施設である。

村は、都の協力の下、管理する道路の日常点検や定期的な点検を行い、常時損傷部分を改修して 地域防災性の更なる強化を図る。

また、ガードレールや街路灯は塩害による損傷が激しいため、損傷した部分は速やかに補修し、 安全の確保に努める。

さらに、防災拠点等とのアクセスを強化するため、都に対し、都道の延伸や狭隘区間における整備の促進を要請する。

2 港湾施設

港湾施設は、消費生活と産業活動を支える物流ターミナルとして、重要な機能を果たしている。 特に、災害時には、救援物資や被災者の海上輸送基地となる岸壁は、応急復旧用資器材の陸揚げ等 物流拠点としても重要な役割を担っている。

村は、都と協力して「伊豆諸島港湾整備計画」に基づく西桟橋の復旧や北桟橋(本桟橋)の延伸整備等、安全に接岸・停泊できる港内水域の拡充、波高低減対策を促進する。

また、船客待合所の建て替え整備の促進を図る。

※資料編「6-4 港湾施設の現況」

3 ヘリポート

ヘリポートは、災害時における住民、観光客等の避難、傷病者の搬送等の重要な拠点となる。 村は、人員・緊急物資等の輸送機能向上を図るため、都と協力して利島臨時ヘリポート等の適切な管理を行う。

※資料編「6-5 災害時臨時離着陸場」

第3節 危険物施設

危険物等(危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質)の漏えい、流出、火災、爆発等の発生は、死傷者の発生に加え、島内環境にも甚大な影響を及ぼす可能性がある。

このため村は、都等の防災関係機関が「東京都地域防災計画」に基づき実施する対策に協力して災害 の発生を予防するとともに、危険物等施設管理者に対し、施設の耐震化等を要請する。

また、各種災害対応の事前計画の策定や災害情報を迅速に伝達する体制の構築を図る。

※資料編「6-3 危険物貯蔵所等施設数」

第4節 文化財

村は、災害時における被災文化財の救出活動を適切に行うため、文化財所有者をはじめ、都や関係機関と連携を図りながら、災害対応訓練等を実施し、災害対応能力の向上を図る。

また、郷土資料館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を防止するとともに、各施設の収蔵物のほか、有形・無形の文化を写真や映像等に記録し、アーカイブ化を進める。

第3章 農林水産施設対策

農林水産施設等への被害を軽減するための予防対策を講じるものとする。

第1節 農地・農業用施設

1 施設の安全性の確保

村及び都は、農地・農業用施設において周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強 工事等を実施し、地域の安全性の確保を図る。

2 防災営農対策

本村は台風の接近する確率が高く、ひとたび台風が接近すると、島の形状から暴風雨をまともに受けるため、農作物の被害も大きくなる可能性がある。このため村及び都は、防風林、潮害防備林の造成管理等を実施し、対策の強化を図っていくものとする。

また、村は、各種気象災害(台風、大雨、大雪、寒冷、強風、干ばつ)に対し、気象庁本庁発表の農業気象等を農業生産組合及び各種団体を通じて早期に農林経営体に連絡し、各自において防災措置を講ずるよう指導する。

さらに、椿実の降雨流出による被害を防止するため、短期間に収穫できる方法等を検討し、実施 について積極的に指導する。他の農作物についても品種改良等を指導するなど、被害の最小化を図 る。

第2節 水産施設

水産施設はその性格上、海岸、港湾に位置しているため、風水害を受けやすい状態にある。このため 村は、都と協力して漁業振興施設など各種生産施設の防災対策の推進、事業継続体制の確立に向けた支援を行う。

また、村及び都は、船舶等に対して津波等の情報や避難の伝達が迅速にできるよう、漁業無線装置の活用を図る。

第3節 森林・林業施設

1 林道施設

本村の林道は1路線(宮沢線 約0.3km)となっている。

村は、地域の主要な交通路あるいは非常時の迂回路としての活用を図るため、林道法面の崩壊防止及び斜面全体の安全確保に努める。

2 森林

森林には、土砂災害や雨水流出を抑止、緩和する機能があり、森林そのものが災害防止機能を有している。このため村は、都と協力して森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、水源涵養等)を維持する健全な森づくりを推進するものとし、森林荒廃による土砂の流出や表層崩壊等を防止する治山事業等の実施促進に努める。

第4章 応急対応力の強化

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設・設備及び体制等を事前に整備し、 維持・管理に努めるものとする。

第1節 防災活動拠点等の整備

庁舎等の各施設管理者は、ハザードマップ等を参照して災害リスクを精査し、リスクに応じ、止水板や土のう袋等の風水害対策、耐震化等を検討し、可能な箇所から順次実施するとともに、災害時に備え、 適切に保守点検を行い、機能維持を図る。

また、村は、村立の公共建築物が被災した場合に備え、応急危険度判定実施体制の整備を推進する。

※資料編「4-1 村有公共施設(建物)一覧」

第2節 業務継続体制の確保

大規模災害が発生した場合、村は、応急対策や復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うととも に、災害時においても継続して行わなければならない通常業務にも従事する必要がある。

このため、村自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下に置かれる場合に備えて、大規模災害発生時に優先的に実施する業務と、これを実施するために必要な執行体制、執行環境、必要な資源の確保等実効性の向上に向けた取組等を定めた業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)を適宜見直し、業務継続性の確保を図る。

第3節 消火・救助・救急活動体制の整備

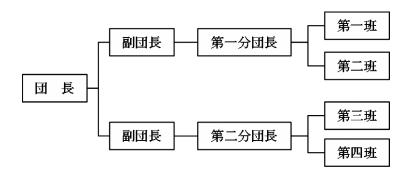
村は、消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、消防活動体制及び災害時に必要な装備・ 資器材の充実強化を図るなど、消火・救助・救急体制の整備を推進する。

また、住民及び事業所等との協働による、自助・共助による応急手当の普及を促進し、住民、事業所等の救出・救助活動能力の向上を図る。

1 消防団の活動体制の充実

利島村消防団は、2つの分団、4班、定数40名の非常備消防団員で編成されている。

■ 利島村消防団組織図



(1) 消防団員の確保

リーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団を PR し、入団等を促進する。

なお、利島村消防団は、全員が非常備消防団員であり、有事の際出島等で消防団員が不在となった場合に人手不足の事態を招き、消防活動に支障をきたすことが懸念されるため、常勤の事業所職員を主体とする自主防災組織化の促進を図る。

(2) 消防団施設・資器材等の整備

小型動力ポンプの増強、搭載車の配備に努めるほか、消火栓とホース格納庫も増設し、万一、 人手不足となった場合にも直ちに一定の消火活動が実施できるよう、設備の充実を図る。

(3) 施設・資器材の整備点検

消防団施設・資器材は、常時万全の準備が必要である。消防団は、突発的災害に対して迅速に 対応できるようにするため、次の整備を義務とする。

【車両及び機械器具の整備点検】

○消防車両、消防器具保管庫及び機械器具の点検は、毎月1回実施し、点検簿を備え付ける。 整備を行わなければならない車両及び機械器具については、直ちに措置を講じ、常に万全の 態勢を保つものとする。

また、災害時に、消防団に配置されている資器材を有効に活用し、村職員との連携による救 出・救護を実施するための体制の充実を図る。

(4) 消防団員の教育訓練

各種資器材を活用して次のような教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上 を図る。

- ア 応急手当普及員の養成など、教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- イ 新入団員への入団教育の充実を図り、災害活動技能の早期習得を図る。
- ウ 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を大規模災害時に有効に活用できるよう、訓練を推進する。また、消防団に対し機能別団員制度の周知を図る。
- エ 消防団の活動等に係る自主学習用教材を活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法により、団員の仕事や家庭との両立を図る。
- オ 消防団員への訓練に e-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。

※資料編「3-4 利島村消防団の設置等に関する条例」

資料編「3-5 利島村消防団組織等に関する規則」

資料編「6-2 利島村消防団保有器具一覧」

2 応急対策用資器材の備蓄・点検

(1) 応急対策用資器材備蓄方法

本村においては、応急対策用資器材を十分に備蓄することができないため、不足が生ずるときは村内土木業者の資器材を使用賃借することとし、今後はできる限り、必要な資器材の補充整備を行う。

(2) 整備点検方法

村保有器材については、定期的に整備点検を実施し、不測の事態に備えるものとする。

※資料編「6-1 村保有資器材一覧」

3 住民、事業所の救出・救助活動能力の向上

- (1) 災害時に、住民自らが適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び 技術の普及に努める。
- (2) 利島村火災予防条例(令和2年利島村条例第23号)第92条に基づき、自衛消防活動中核要員を中心に、事業所の従業員に対する、火災、地震その他の災害の発生に伴う傷病者を応急に救護するために必要な知識及び技術に関する講習の受講を促進し、自衛消防活動の技能及び応急救護能力の向上を図る。

第4節 広域連携体制の構築

村は、災害時において他の地方公共団体及び指定地方行政機関等の関係機関の円滑な協力が得られるよう、引き続き相互応援協定等の締結を推進するとともに、災害対策上必要な資料の提出、情報交換等、協力体制を整備し、災害に備えるものとする。

また、他の地方公共団体や関係機関等からの応援を受け入れ、都と連携して被災地支援につなげていくため、受援応援を担う部門の手順やルール等を明確にした「災害時受援応援計画」の策定に努める。

※資料編「3-6 災害応援協定一覧」

第5節 情報通信の確保

被災状況などの災害関連情報は、関係機関による応急対策などの具体的な活動を展開する上で欠かせない。このような必要な情報を伝達するため、村は、災害時に機能する通信網の確保を推進する。

また、行政機関等における通信だけではなく、住民及び外国人を含めた来訪者への情報提供体制の整備に努める。

1 防災行政無線等の整備及び充実

本村においては、全国瞬時警報システム (J-ALERT) の導入、防災行政無線のデジタル方式への移行など、防災行政無線機能のレベルアップを図り、迅速な情報伝達・周知体制の確立を図っている。

都及び村は、引き続き防災行政無線等の整備及び充実に努めるとともに、気象の急激な変化に対応できるよう、常に気象状況の把握に努める。

また、船舶等に対して気象の変化や津波等の情報、避難の伝達が迅速にできるよう、漁業無線装置の活用を図るなど、情報伝達手段の確保を図る。

※資料編「4-4 利島村防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例」 資料編「4-5 利島村防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例施行規則」

2 情報通信連絡体制の整備

都や国、関係機関等と、迅速な情報収集・伝達を行うため、東京都災害情報システム (DIS) を運用するなど情報収集・共有の強化を図るとともに、情報通信連絡体制の整備を推進する。

情報通信連絡体制の整備に当たっては、情報の収集・伝達に関する直接の責任者として正副各 1 名の通信連絡責任者を選任し、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておく ものとする。 また、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう必要な人員を配置するとともに、 平常時から設備・機器の点検や操作の習熟等に努める。

なお、災害に関する情報の収集等に当たっては、地理空間情報の活用に努めるものとする。

3 住民等への情報提供体制の整備

(1) 情報伝達手段の多重化・多様化

防災行政無線(屋外拡声子局、戸別受信機、タブレット(IP 告知端末))をはじめ、緊急速報メール、災害情報共有システム(L アラート)、ホームページ、SNS、サイレン、広報車等の活用を進めるなど、情報伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段の導入を検討する。

(2) 住民への情報連絡等の環境整備

住民に対し、日頃から安否確認の方法や発災時の行動を家族とよく相談するよう周知する。 また、「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」に基づき、多言語化や視覚化、障がいのある人に便利なアプリや機器の導入など要配慮者への災害情報の提供に努める。

第6節 医療救護・保健等対策

1 医療救護体制等の整備

(1) 情報連絡体制の確保

村は、被害情報を効率的に(一元的に)集約して、発災直後から限られた医療資源を最大限活用できるよう、村内の医療救護活動等を統括・調整し、医学的な助言を行う村災害医療コーディネーターを任命する。

また、村災害医療コーディネーターが村内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制の構築を図る。

なお、本村においては、利島村診療所長を村災害医療コーディネーターとする。

(2) 医療救護活動体制の確保

村は、診療所の非常用電源設備の整備のほか、医療設備の耐震化、医療機器の更新、水道・エネルギー等の応急供給体制の強化、医薬品の備蓄など稼働対策を進める。

また、都など防災関係機関と連携の上、「東京都災害時医療救護活動ガイドライン」等に沿って医療救護体制の整備を進める。

(3) 応援受入体制の整備

村は、災害派遣医療チーム (DMAT)・災害派遣精神医療チーム (DPAT) の受入れを円滑に行うため、広域災害救急医療情報システム (EMIS) の運用体制、受入体制の強化を図る。

また、医療救護活動拠点を設置し、村災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換、都立広尾病院等と連携した画像電送システムによる診療支援等を円滑に行うことができるよう、体制整備に努める。

(4) 搬送体制の確保等

村は、災害時における負傷者の搬送方法をあらかじめ検討しておくとともに、東京消防庁や自衛隊のヘリコプターによる緊急患者搬送体制の確保を図る。

2 防疫体制の整備

村は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておくとともに、都、関係団体等と連携 し、動物救護活動への協力体制の整備を図る。

3 遺体の取扱い

(1) 遺体収容所の運営等

村は、遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条 件整備に努める。

- ア 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- イ 行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項
- ウ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- エ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- (2) 遺体収容所の指定・公表

遺体収容所は、死者の尊厳や遺族感情への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、次の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。

なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な 限り考慮するものとする。

- ア 屋内施設
- イ 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
- ウ 検視・検案※も確保可能な一定の広さを有する施設
- エ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設
 - ※検視・検案

検視とは、検視官(警察官)が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医(医師)が死亡原因を調べることをいう。

第7節 帰宅困難者対策

災害時には観光客や来訪者が帰宅困難になる可能性があるため、帰宅困難者の滞在場所や備蓄の確保、 適切な情報提供や支援を行う必要がある。

村は、帰宅困難者の一時滞在場所となる避難所などの公共施設、宿泊施設等と連携した受入スペースの確保を図るとともに、毛布、食料、医薬品等備蓄品や発電機など防災資器材等の確保、情報提供体制の整備に努める。

また、事業所・工事関係者等に対し、来訪者等が帰宅困難になる場合を想定し、その場にとどまれるよう緊急物資備蓄の促進、事業継続計画 (BCP) 策定を促す。

第8節 物流・備蓄・輸送対策

村は、災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に被災者へ供給するため、物資の備蓄及び円滑な搬送の実施体制の整備等を推進する。

1 食料及び生活必需品等の確保

都と連携して分散備蓄等により発災後3日分の備蓄の確保に努めるものとし、必要備蓄量の算出 に当たっては、都の被害想定における村の最大避難者数等を基準とする。

物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の 実情を考慮する。

※資料編「5-4 災害用応急食品等備蓄一覧」

2 飲料水及び生活用水の確保

雨水貯留槽、非常災害用井戸等の整備により、水の確保に努める。

3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

備蓄倉庫を確保するとともに、平時における管理運営を行う。

また、村が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を指定し、都に報告するとともに、村が備蓄(都の事前寄託分を含む。)する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について、あらかじめ定めておくものとする。

なお、物資の備蓄に当たっては、避難所として指定した学校の余裕教室等を活用するなどして、 分散備蓄の場所の確保を進めるよう努めるものとする。

4 輸送体制の整備

大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、支援活動が実施できるよう情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取組を推進する。

また、物資輸送拠点や輸送手段の確保に向け新たな協定締結の検討を進めるとともに、物資の輸送ルート及び被災時の代替ルートを確保するため、国や都、建設事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制の整備に努める。

さらに、都と連携し、道路、港湾・漁港施設等の耐震対策や長寿命化により、インフラの被害軽減を図る。

5 燃料の確保

災害時における燃料を確保するため、SS(サービスステーション)の自家発電設備の導入への支援を行うとともに、国・都と連携し、石油関係団体等と連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める。

第5章 避難対策

災害対策基本法に基づき、村長が事前に避難場所や避難所を指定し、災害時の避難体制を整備しておくとともに、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、自治体の枠を越える避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導のあり方についての検討を進めるものとする。

第1節 避難体制の整備

1 避難体制の整備

村は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等 警戒避難体制をあらかじめ計画しておくものとする。その際、水害と土砂災害、台風等による高潮 と地震・津波との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 全庁を挙げた体制の構築

躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時において優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

(2) 避難指示等を行ういとまがない場合の対応の検討 避難指示等を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時 の状況に応じた避難の方法を想定しておくものとする。

(3) 運用要領の策定

避難住民の安全を保持するため、事態の推移に即応した適切な措置を講ずるものとし、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておくものとする。

措置内容はおおむね次のとおりである。

- ア 避難場所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。
- イ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに、適切な指示を行う。
- ウ 傷病者に対して救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。
- エ 避難場所の衛生保全に努める。
- オ 避難期間に応じて水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平 等かつ能率的な配給を実施する。
- カ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。
- (4) 避難場所、避難所、一時集合場所等の周知

効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な 避難方法について、防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等を行いつつ、都と連携を図 りながら周知する。

(5) 避難情報発令基準の整備

内閣府が策定した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、国、都等の協力を得つつ、土砂災害、高潮、津波等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえた、避難すべき区域及び判断基準(具体的な考え方)、伝達方法を含めたマニュアルを策定し、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。

(6) 一時集合場所の選定

混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、 秩序正しい避難態勢を整える場所として、必要に応じて一時集合場所を選定する。

2 火災対策

火災が発生し、近隣空地への退避を余儀なくされる場合もあるため、村は、平常時から神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。

3 協力体制の確立

村は、災害時における被災者の移送等について、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

第2節 避難行動要支援者等の要配慮者対策

村は、災害対策基本法の規定に基づき、避難について特に支援が必要な住民(避難行動要支援者)の 把握に努め、当該住民の避難の支援、安否の確認、生命又は身体を災害から守るため必要な措置(以下 「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。) 及び個別避難計画を作成し、定期的な更新を行うとともに、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している利島村社会福祉協議会、利島村民生委員等、 避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関(以下「避難支援等関係者」という。)と協力して、 避難行動要支援者情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援体制の整備を推進す る。

なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用に当たっては、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして作成した「利島村避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、迅速かつ円滑な避難誘導体制の整備を推進するものとし、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

1 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成

(1) 要配慮者の把握

ア 村における情報の集約

災害対策基本法に基づき、村長は避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。

避難行動要支援者に該当する者を把握するため、村の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握するものとする。

イ 都等からの情報の取得

難病患者に係る情報等、村で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、災害対策基本法に基づき、都知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努めるものとする。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面 をもって明確にするものとする。

ウ 個人番号(マイナンバー)を活用した情報の集約・取得

避難行動要支援者の避難能力等の個人番号に紐づけられた情報の集約・取得について、業務の効率化や事務負担の軽減を考慮し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定により、個人番号を利用して避難行動要支援者名簿を作成及び更新することができる。

また、避難行動要支援者名簿の作成及び更新に当たって、情報提供ネットワークシステム等を使用して都や他市町村から特定個人情報の提供を受けることができる。

なお、個人番号の活用に当たっては、関係法令及び条例の規定に基づくものとなるよう留意 するものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが 困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介 護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を次のとおり設定し、避難行動要支援 者名簿を作成する。

ア 避難行動要支援者名簿の範囲

生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者

- (ア) 要介護認定3~5を受けている者
- (イ) 身体障害者手帳1、2級の者
- (ウ) 療育手帳を所持する者
- (エ) 精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持する者で単身世帯の者
- (オ) 一人暮らしである 75 歳以上の者
- (カ) 75歳以上のみの世帯の者
- (キ) 上記以外の者(就学前児童、妊産婦、外国人含む。)であってもその世帯環境・生活実態等を考慮して、村長が必要であると認めた場合には避難行動要支援者の範囲に含めることができる。
- イ 避難行動要支援者名簿の記載事項
 - (ア) 氏名
 - (4) 生年月日
 - (ウ) 性別
 - (エ) 住所又は居所
 - (オ) 電話番号その他連絡先
 - (カ) 避難支援等を必要とする理由
 - (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項
- (3) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有
 - ア 避難行動要支援者名簿の更新

名簿に登載される避難行動要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障がいの発現等により変動することから常に把握するのは困難であるが、可能な限り把握するものとする。

イ 避難行動要支援者情報の共有

名簿作成の総務課と住民課等の連携を密にし、避難行動要支援者に関する情報を適時に共有するものとする。

(4) 個人情報の取扱方針

平常時における要配慮者及び避難行動要支援者の個人情報収集、目的外利用及び外部提供することについては、利島村個人情報保護条例(平成15年利島村条例第1号)第4条第3項第1号及び第6条第1項第1号の規定に基づき、本人の同意があるときとし、災害時(緊急時)においての要配慮者及び避難行動要支援者の個人情報収集、目的外利用及び外部提供することについては、利島村個人情報保護条例第4条第3項第3号及び第6条第1項第3号の規定に基づき、個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるときとして、適用する。

(5) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し、必要な措置を講ずる。

ア 支援等関係者

- (7) 東京消防庁
- (4) 利島村消防団
- (ウ) 大島警察署(利島村駐在所)
- (工) 利島村民生委員
- (オ) 利島村社会福祉協議会

イ 名簿情報における情報管理

- (ア) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。
- (ウ) 名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重に保管するよう指導する。
- (エ) 名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- (オ) 名簿の提供先が団体の場合は、団体内部で名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (カ) 名簿情報について、避難支援等関係者と取扱いを定めることとする。
- (6) 円滑な避難のための通知又は警告の配慮

一人暮らしの高齢者や障がい者、寝たきりの高齢者、視覚障がい者等の安全を確保するための 緊急通報システムや聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装 置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置、火災報知器等の設 置の推進に努める。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するためのルールや計画を作成し、周知する。

※資料編「5-1 利島村避難行動要支援者名簿作成等要領」

2 個別避難計画の策定

避難行動要支援者名簿を基に、避難支援等関係者と連携し、災害時の避難支援等実施者(避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。)や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等について定めた個別避難計画の作成に取り組む。

(1) 個別避難計画作成の進め方

村の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対して個別避難計画が作成 されるよう、次の優先度を考慮の上、地域の実情を踏まえながら、個別避難計画を作成するよう 努める。

ア 地域におけるハザードの状況(土砂災害警戒区域等) ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、特に優先的に作成する。

イ 当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度 心身の状況について、医療機器(人工呼吸器等)用の電源喪失等が命に関わる者については 優先度を判断する際に、このような事情に留意する。

ウ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

家族が高齢者や障がい者等であったり、世帯に複数の避難行動要支援者がいる場合等、避難を共にする家族の避難支援力が弱い場合、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、避難行動要支援者本人が独り残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に留意する。

- (2) 個別避難計画作成に必要な個人情報
 - ア 個別避難計画に記載する事項

個別避難計画には、避難行動要支援者名簿情報のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (ウ) その他避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

イ 入手方法

上記「1(1) 要配慮者の把握」に定めるところによるほか、避難支援等を実施する上で配慮 すべき心身に関する事項等について、避難行動要支援者本人や家族、関係者(本人と関わりの ある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員等)から情報を把握する。

なお、個別避難計画への避難を支援する者の記載等や外部への提供に関しては、避難を支援 する者の了解を得て行うことを基本とする。

(3) 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新するよう努めるとともに、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法に変更があった場合にも、適時適切に更新する。

また、社会福祉施設等から在宅に移ることにより、避難確保計画による避難支援の対象から外れることとなった避難行動要支援者については、速やかに個別避難計画を作成するなど、避難支援に切れ目が生じないよう留意する。

(4) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前

に把握・検討し、個々の避難行動要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援 等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合 を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しないものと する。

(5) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(6) その他

その他必要な事項は、上記「1 避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成」 に準ずる。

3 社会福祉施設等の安全対策

(1) 村は、本計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。

名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に 関する情報等の伝達について定める。

(2) 土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

4 都と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施

都及び東京消防庁と協働して、自主防災組織を中心とした要配慮者対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

第3節 避難場所・避難所等の指定及び安全化

村は、災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定 避難所(指定福祉避難所を含む。)を指定し、住民に周知する。

指定に当たっては、避難場所等の災害種別や避難場所と避難所の役割が違うことについて、日頃から 住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、指定避難所の所在地等については、警察等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム (DIS) への入力等により、都に報告する。

資料編「4-2 避難施設一覧」

1 指定緊急避難場所の指定及び安全化

災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定し、住民に周知するとともに、避難に必

要な施設・設備を含めて整備する。

なお、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示した上で、標識の見方に関する周知に努めるものとする。

2 指定避難所の指定及び安全化

(1) 指定避難所の指定

避難所とは、「避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自らの居住の場所を確保することが困難な者を一時的に滞在させるための施設」と位置づけられる。

村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、政令で定める基準に適合する 公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送 るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

また、指定避難所を指定したときは都に通知する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとし、その指定基準は、次のような考え方に基づくものとする。

ア 災害対策基本法によるもの

【災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)第20条の6関係】

- (ア) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
- (イ) 速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すること。
- (ウ) 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- (エ) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。
- (オ) 主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。
- イ 災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) によるもの

【災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準】

- (ア) 災害等により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。
- (4) 原則として学校、公民館等既存の建物を利用すること。

ウ その他

- (ア) 避難所は、原則として、事前に設定した避難域を単位として指定する。
- (4) 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 ㎡当たり 2人とする。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(東京都避難所管理運営の指針別冊)」を参考にする等、避難所が過密にならないよう努めるものとする。
- (ウ) 避難所の指定に当たっては、津波等の浸水想定も考慮して選定する。

(2) 指定避難所の安全化

指定避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、また、消防用設備等の点検を確実に行うなど、計画的に安全性を確認・確保するとともに、被災者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。

(3) 学校を避難所として指定する場合の配慮

学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

3 指定福祉避難所の指定

自宅や避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じて医療や介護など必要なサービスを提供するため、本村では、利島村社会福祉協議会を福祉避難所として指定している。

村は、福祉避難所が不足する場合に備え、更なる指定について検討する。

なお、福祉避難所は、要配慮者の特性を踏まえ、バリアフリーを備えた建物を活用するものとし、 次の事項に留意の上、指定するものとする。

- (1) 一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- (3) 主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていること。

第4節 避難所の管理運営体制の整備

村は、次のとおり避難所を円滑に運営できる体制の整備に努めるとともに、災害関連死*の抑制にも影響する、避難所等における良好な生活環境の確保を図る。

※災害関連死

当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害 弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したと認めら れたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不 明なものは除く。)

1 「避難所管理運営マニュアル」の作成

避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営の指針」及び「避難所の防火 安全対策」に基づき、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成する。

「避難所管理運営マニュアル」の作成や訓練等に当たっては、避難者の刻々と変化するニーズに 寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、 避難者によって自主的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

避難所運営体制の整備に当たっては、避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、 避難所の防火安全対策を促進するほか、避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、 体制整備を図る。

また、避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室

の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育 て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

さらに、避難所等に避難した観光客や来訪者について、住民票の有無等にかかわらず適切に受け 入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる 方策について定めるよう努める。

2 食料備蓄や必要な資器材、台帳等の整備

地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図るとともに、都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。

また、避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の被機器の整備を図る。

3 避難所の衛生管理対策の促進

避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、 空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のニーズにも対応した避難 の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

また、感染症予防を含め、災害時においても限られた水資源を最大限生かすため、ポータブル手 洗い機、屋外シャワーキットの導入を推進し、手洗いやシャワーへの活用を図る。

さらに、避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。

4 避難所における情報提供環境の整備

避難所においてテレビ、ラジオ、インターネット、公衆電話等、被災者による情報の入手に資する機器の整備を図る。

また、避難所に受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話(特設公衆電話)やWi-Fiアクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。

さらに、災害用伝言ダイヤル (171)、災害用伝言板 (Web171) 等の災害用安否確認サービス等の 使い方を説明できる体制整備に努める。

5 飼養動物の同行避難の体制整備

都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。

6 仮設トイレ等に関するマニュアル作成

仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルの作成に努める。

7 避難所の確保

避難所が不足する場合に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。

第6章 地域防災力の向上

住民、事業者等は、「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、事業者、地域(住民)及びボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合う社会システムの確立に協力するものとする。

第1節 自助による住民の防災力の向上

村は、ハザードマップなど各種媒体を活用し、住民が自ら考え、各家庭における備蓄などの防災対策が万全となる取組を進めるものとし、住民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

1 風水害

- (1) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること。
- (2) 早期避難の重要性を理解しておくこと。
- (3) 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておくこと。
- (4) 台風などが近づいたときの予防対策や、村が作成するハザードマップ等で地域の地理的特徴 や住宅の条件等を把握し、適切な対策を講じること。
- (5) 風水害の予報が発表された場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外 出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対 策を講じること。
- (6) 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておくこと。
- (7) 気象情報や村の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとること。
- (8) 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりを取り除くなどの対策を協力して行うこと。

2 地震・津波

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性を確保すること。
- (2) 日頃から出火を防止すること。
- (3) 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器を準備すること。
- (4) 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止措置を講じること。
- (5) ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策を講じること。
- (6) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策を講じること。

3 各種災害共通

- (1) 水(1日一人3リットル目安)、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ等の非常持出用品や簡易トイレを準備しておくこと。
- (2) 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え、島の孤立化や在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄(最低3日間分、推奨1週間分)を実施すること。

- (3) 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法をあらかじめ確認しておくこと。
- (4) 村や都が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加すること。
- (5) 地域の相互協力体制の構築に協力すること。
- (6) 避難行動要支援者がいる家庭では、村の定める要件に従い、差し支えがない限り、村が作成する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備えること。
- (7) 災害発生時に備えた、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検を行うこと。
- (8) 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与に努めること。

第2節 地域による共助の推進

大規模災害の発生時において、被害を最小限にとどめるためには、地域の事情に精通した自主防災組織等の活動が重要となる。

このため村は、住民への積極的な支援・助言による、自主防災組織の組織化、住民の参加を推進し、 災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材の育成に努める。特に、防災知識の 普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性 や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

なお、自主防災組織等の役割やとるべき措置は、次のとおりである。

- (1) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
- (2) 情報伝達、初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
- (3) 消火、避難、救助、救護、炊き出し資器材等の整備・保守及び簡易トイレ等の備蓄
- (4) 地域内の危険箇所の点検・把握及び地域住民への周知
- (5) 地域内の避難行動要支援者の把握及び避難行動要支援者の避難支援プラン (個別避難計画) 作成等の災害時の支援体制の整備
- (6) 行政や地域内の事業所との連携・協力体制の整備
- (7) 要配慮者や女性の視点を踏まえた避難所運営支援

第3節 事業所による自助・共助の強化

村は、事業所防災計画の作成を促進するとともに、事業所相互間の協力体制及び事業所と自主防災組織等との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進する。

事業所においては、事業者の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を行うものとする。

- (1) 「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画(BCP)等の計画への反映(その際可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記)
- (2) 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄(従業員の3日分が目安)等、

従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備

- (3) 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画(BCP)を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進
- (4) 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止のため の緊急地震速報受信装置等の積極的活用
- (5) 組織力を活用した地域活動への参加、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
- (6) 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づく自然災害からの避難を含む非 常災害に関する具体的計画の作成
- (7) 自衛消防隊の訓練等の実施

第4節 ボランティア等との連携・協働

1 ボランティア意識の醸成

利島村社会福祉協議会は、都や民間等が行う様々な研修の場や広報等を活用し、平常時から防災ボランティアの社会的意義等についての啓発を行う。

2 都、ボランティア等との連携体制の構築

利島村社会福祉協議会は、今後災害時におけるボランティアの活動形態に対応できるように、平常時から都とのネットワークを構築し、情報交換と連携体制づくりを推進する。

また、受入方法や災害ボランティアセンターの運営体制の整備、ボランティアの活動拠点の指定 と必要な資機材の備蓄などについて、村と社会福祉協議会の役割分担や連携方法等について検討を 進める。

第5節 住民・行政・事業所等の連携

住民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等は、従来個別に実施していた対策の垣根を 取り払い、平常時から相互に連携協力し合うネットワークの形成を図る。

また、村及び防災関係機関は、次の対策を推進する。

- (1) 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進
- (2) 地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進
- (3) 合同防災訓練の実施
- (4) 地区防災計画の作成の推進。また、住民等から地区防災計画の提案があった際は、必要がある と認められれば本計画の中に位置づける。

第7章 防災運動の推進

村及び防災関係機関は、公助の役割を十分果たすため、災害行動能力の向上及び住民、事業者等との 連携強化を推進するとともに、住民、事業者等の自助・共助に基づく防災能力の向上及び防災意識を高 めるため、広報及び教育、訓練の充実を図るものとする。

なお、防災知識の普及、訓練を実施する際には、性別による視点の違いに配慮し、自主防災組織への 女性参画の促進に努めるものとする。

第1節 防災意識の啓発

1 防災教育の充実

(1) 職員の防災教育

村及び防災関係機関は、職員に対して専門教養訓練を実施し、防災知識の向上に努めるととも に、相互の緊密な連絡体制の確保、住民、事業者等との連携強化を推進する。

また、所属職員に対して次の防災教育を行う。

- ア 防災計画の概要、活動体制、その他防災に関する講習会、研究会等を開催し、その内容及び 運用等について周知徹底を図る。
- イ 都又は国等の防災関係機関が開催する研修会、講習会、講演会又は訓練等に、積極的に職員 を派遣する。
- ウ 防災行政無線従事者の育成を図るため、無線従事者講習会等に積極的に参加させる。
- (2) 住民等に対する防災教育

村は、次の取組等を通じ、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育を推進することにより、生涯にわたる自助・共助の精神の涵養を図る。

防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していくものとする。

- ア 自主防災組織の育成指導
- イ 防災セミナーや各種講演会等の開催による住民の防災知識の向上
- ウ 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援
- エ 各避難所運営主体による避難所運営訓練、村総合防災訓練等への要配慮者及び家族の参加に対する支援
- (3) 学校との連携による防災教育の推進

村は、児童・生徒の発達段階に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。

2 防災広報の充実

村は、住民、事業者等が自ら避難するときの注意事項等、住民の危機意識を喚起することにより、 住民が「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、防災対策に取り組むよう、様々な機会を通 じて啓発を行う。

- (1) 広報内容の基準
 - ア 風水害、地震・津波、火災等、災害に関する一般知識
 - イ 各防災関係機関の災害対策

- ウ 竜巻に対する備え
- エ ゲリラ豪雨対策
- オ 家庭での災害対策(家庭内での備蓄や自ら建物の耐震化・不燃化、家具類の転倒・落下・移動防止、発災時の安否を確認する方法の取り決め等)
- カ 避難するときの注意
- キ 土砂災害に対する心得
- ク 地震・津波に対する心得
- ケ 台風時の風に対する対策
- コ 災害情報の入手方法
- サ 応急救護の方法
- シ 自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- ス 避難指示等に関する取扱い
- (2) 広報の方法
 - ア ハザードマップ等の作成・配布、災害対策や防災情報のホームページへの掲載、要配慮者支援に係る講習会、防災訓練の実施などを通じて、住民の防災意識の向上を図る。また、「広報としま」にも防災関連の記事を掲載するなどして、住民の防災意識を高め、有事の際に発生する被害と混乱を最小限に抑えるために役立てる。
 - イ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を 考慮した上で、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な 場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択 肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する 情報の意味の理解促進に努めるものとする。
 - ウ 動物の適正な飼養、災害時の備え等に関する飼い主への普及啓発を実施する。

第2節 防災訓練の充実

1 総合防災訓練

村は、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえ、訓練を実施する。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

- 参加機関
 - 村、地域住民及び事業者、都及び防災関係機関
- 訓練項目
 - 本部運営訓練、非常招集訓練、現地実働訓練、図上訓練、避難訓練

2 水防訓練

防災関係機関と協力又は協働し、水防訓練を実施するよう努める。

○ 参加機関

村、東京消防庁、消防団等

第2部 災害予防計画第7章 防災運動の推進第2節 防災訓練の充実

3 消防教育訓練

消防教育訓練は、東京消防学校、東京都消防訓練所の協力により春、秋の年2回実施し、その成果を上げている。今後も消防救助等一連の消防活動に万全を期する。

4 その他の訓練

本村における消防団の出動には、漁船の避難によるものも考えられるので、水難救助、ロープ操 法等の指導訓練も随時行うものとする。

第8章 住民生活の早期再建

被災した住民の生活再建を迅速に実施するため、生活再建のための事前準備及び生活環境の早期復日 対策に取り組むものとする。

第1節 生活再建のための事前準備

1 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制の整備

村は、「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に 基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、住家被害認 定調査や罹災証明書の交付事務手続等に関する職員研修や訓練を実施し、業務のマネジメントや実 務を担う人材の育成に努める。

また、東京消防庁との協定締結や事前協議による火災の罹災証明書交付に係る連携体制の確立を 図る。

なお、応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、住民に対し、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。

2 義援金の配分事務

村は、都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にしておくよう努める。

第2節 トイレの確保及びし尿処理

1 災害用トイレの確保

村は、発災当初は避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努めるものとし、確保に当たっては、次の事項に配慮する。

- (1) 仮設トイレ以外の携帯トイレや簡易トイレ等も確保すること。
- (2) 要配慮者用トイレ(洋式トイレ等)の備蓄に配慮すること。
- (3) 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性を確保すること。
- (4) 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成すること。

また、事業所及び家庭においては、当面の目標として、3日分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄するほか、水の汲み置き等により生活用水の確保に努める。

2 災害用トイレの普及啓発

村は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。

なお、災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であるため、災害用トイレを利用した 各種訓練(設置訓練・利用訓練等)の実施に努めるものとする。

第3節 廃棄物の処理

1 ごみ処理

大量に発生するごみを迅速に処理するため、村は、都と協力して、処理機能の確保策に関するマニュアルを作成するなど、ごみ処理体制の構築を図る。

2 がれき処理

大量に発生するがれきを迅速に処理するため、村は、あらかじめ、集積場所候補地を指定するとともに、廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材の確保を図る。

また、がれき処理マニュアルを策定するとともに、国や都の動向等を踏まえ随時修正していくものとする。

第4節 災害救助法等の適用

1 災害救助法

村長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、又は該当する見込みがあるときはその旨を都知事に直ちに報告しなければならないため、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

2 激甚災害法

村長は、大規模災害が発生した場合は、都知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 防災体制の確立

災害応急・復旧対策等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災 に関する組織及びその運営に関する事項を定め、実施体制の確立を図るものとする。

第1節 活動体制の整備

村は、災害時においては、第一次的防災機関として、法令、東京都地域防災計画及び本計画の定めるところにより、都、指定地方行政機関等並びに村域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急・復旧対策等の実施に努めるものとする。

- (1) 上記の責務を遂行するため必要があるときは、利島村災害対策本部(以下「村本部」という。) を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。このため、村本部に関する組織を整備し、 村本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置及び服務等に関する基準を定める。
- (2) 夜間休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制を確保する。
- (3) 村本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、村本部が設置された場合に準じて処理する。
- (4) 村の地域に災害救助法が適用された場合、村長(本部長)は、都知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

第2節 利島村災害対策本部

1 村本部の設置及び廃止

村長は、災害時において、災害対策活動の推進を図る必要があると認めるときは、村本部を設置する。

(1) 設置基準

暴風雨、土砂災害、高潮、地震(予知)、津波、火災等の大規模な災害が発生した場合、又は 大規模な災害に発展するおそれがある場合で、村が総力を挙げて対策に当たる必要がある場合

(2) 設置場所

村本部は原則として村役場庁舎内に設置することとし、利島村役場議会室を災害対策本部室とする。ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、本部長の決定・指示により、被災を免れた他の公共施設に設置するものとする。

(3) 廃止

次のいずれかに該当するときは、村本部を廃止する。

- ア 予想された災害発生の危険が解消したとき。
- イ 災害に関する応急対策措置が完了したとき。

2 設置又は廃止の通知及び公表

村は、村本部を設置し、又は廃止したときは、庁内放送、電話・メール、口頭等により直ちに全職員に通知する。

また、指定地方行政機関、指定公共機関の長又は代表者及び都災害対策本部大島地方隊(以下「大島地方隊」という。)の長に設置の通知をするとともに、大島地方隊を通じて都知事に対しても同様に通知するものとする。

3 組織等

村本部の組織及び運営は、災害対策基本法、利島村災害対策本部条例(平成元年利島村条例第 10 号)、利島村災害対策本部条例施行規則(平成 19 年利島村規則第 4 号)及び同運営要綱の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(1) 組織

村本部の組織は次のとおりとする。

■ 利島村災害対策本部の組織

	本部長	村長
本部長室	副本部長	副村長
	本部員	教育長、会計管理者、課長、主幹

対策部	部長・副部長**		構成課等
総務部	◎総務課長	○会計管理課長	総務課・会計管理課
住民部	◎住民課長		住民課
産業・環境部	◎環境建設課長	○産業観光課長	環境建設課・産業観光課
教育部	◎教育長		教育委員会

※ ◎:部長 ○:副部長

(2) 本部長室の所掌事務

- ア 村本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ウ 避難の指示に関すること。
- エ 他の団体との相互応援に関すること。
- オ 災害対策に関する経費の処理方法に関すること。
- カ 会議の招集に関すること。
- キ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(3) 対策部の所掌事務

村本部の各対策部における所掌事務は、次のとおりとする。

名称	における所季事務は、次のとおりとする。 業務又は業務の概要
総務部 (総務課 · 会計管理課)	1 災害対策本部及び防災会議に関すること。 2 防災関係機関との連絡に関すること。 3 消防団及び水防に関すること。 4 災害情報の収集及び伝達に関すること。 5 広報活動及び報道機関との連絡に関すること。 6 災害対策関係予算に関すること。 7 災害記録及び資料の収集に関すること。 8 避難場所並びに避難所開設の連絡調整に関すること。 9 避難の指示及び避難方法等、避難計画に関すること。 10 救援物資の備蓄、調達及び配分に関すること。 11 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
住民部 (住民課)	1 被災者の援護に関すること。 2 医療、防疫及び保健衛生に関すること。 3 義援金品の受領及び配分に関すること。 4 死体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 5 派遣医療救護班との連絡調整に関すること。 6 要配慮者の安全対策に関すること。 7 避難所(高齢者在宅サービスセンター、地域交流会館)の開設に関すること。
産業・環境部 (環境建設課 ・産業観光課)	1 農林水産施設、道路等の災害調査及び応急対策に関すること。 2 交通施設の点検及び応急対策に関すること。 3 水防対策に関すること。 4 農作物等の災害状況調査に関すること。 5 車両船舶等輸送機関の調達配分に関すること。 6 救助隊、救援物資、応急資材等の輸送に関すること。 7 給水状況の調査及び応急給水に関すること。 8 給水施設の応急復旧に関すること。 9 避難所(勤労福祉会館)の開設に関すること。 10 災害発生時へリコプター緊急離着陸場の確保に関すること。 11 がれき、ごみ、し尿処理に関すること。
教育部 (教育委員会)	1 被災児童・生徒の救護並びに応急教育に関すること。 2 文教施設の点検整備及び復旧に関すること。 3 避難所(体育館、場合により小中学校校舎)の開設に関すること。 4 学校の施設を避難所とした場合の施設管理等に関すること。 5 教職員との役割分担等の調整に関すること。

※資料編「3-2 利島村災害対策本部条例」

資料編「3-3 利島村災害対策本部条例施行規則」

第3節 非常配備態勢

災害時、村は、非常配備態勢をとり、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速 かつ強力な推進を図る。

非常配備態勢の種別は警戒第1配備から非常第2配備までの4段階とし、村本部設置時は、休日、夜間にかかわらず職員の参集、連絡が必ず行えるよう、態勢を確立しなければならない。

1 非常配備態勢の基準

非常配備体制の基準は、次のとおりとする。

■ 非常配備態勢の基準

【地震・津波の配備態勢】

種	別	基準	活動態勢	配備要員
警戒態勢	警戒第1配備	○震度4の地震が発生した場合 ○南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合	災害の拡大防止に必要 な措置を検討し、実働に向 けた準備を開始する態勢 である。また、大島地方隊 長をはじめとした諸機関 に対し、通信情報活動を行 う。	課長級以上の職員 及び防災担当職員
必数分	警戒第2配備	○震度5弱の地震が発生した場合 ○津波注意報が発表された場合 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大 地震注意)が発表された場合	警戒第1配備を強化するとともに局地災害に直ちに対処できる態勢とする。	主査以上の職員
災害対策本部態勢	非常第1配備	○震度5強の地震が発生した場合 ○津波警報が発表された場合 ○南海トラフ地震臨時情報(巨大 地震警戒)が発表された場合	村全域の災害に直ちに対処できる態勢とする。	主任以上の職員
	非常第2配備	○震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ○大津波警報が発表された場合	村本部の全力をもって 対処する態勢とする。	全職員

(備考) その他の状況により本部長が応急対策上必要ありと判断した場合に、各配備指令を発する。

【風水害・大規模事故等の配備態勢】

種	別	基準	活動態勢	配備要員
警戒態勢	警戒第1配備	○以下の基準に該当し、本部長が必要と認めた場合①台風の接近が予想されるとき。②気象注意報(大雨注意報等)の1以上が発表され、なお警報の発表が予想されるとき。○小規模火災(早期消火が見込まれる。)、事故が発生したとき。	災害の拡大防止に必要 な措置を検討し、実働に 向けた準備を開始する態 勢である。また、大島地方 隊長をはじめとした諸機 関に対し、通信情報活動 を行う。	課長級以上の職員 及び防災担当職員
	警戒第2配備	○以下の基準に該当し、本部長が必要と認めた場合 ①気象警報(大雨警報等)の1以上が発表され、なお警報の継続が予想されるとき。 ②局地的な災害、火災、事故等で被害が軽微なとき。	警戒第1配備を強化するとともに局地災害に直ちに対処できる態勢とする。	主査以上の職員
災害対策本部態勢	非常第1配備	○気象に関する特別警報が発表された場合 ○住家の床上浸水又は全半壊等の被害若しくは人的被害が発生し、 又は発生するおそれがあり、更に被害の拡大が予想されるため、本部長が必要と認めた場合 ○大規模な火災、事故が発生した場合	村全域の災害に直ちに対処できる態勢とする。	主任以上の職員
態勢	非常第2配備	○災害救助法の適用基準に達する 程度の大規模な災害が発生した 場合又は、村内全域にわたり大規 模な災害が発生するおそれがあ り、本部長が必要と認めた場合	村本部の全力をもって 対処する態勢とする。	全職員

(備考) その他の状況により本部長が応急対策上必要ありと判断した場合に、各配備指令を発する。

3 職務の代理

村本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る本部長の職務に関し、村長の不在等で、村長による 実施が困難な場合は、次の順位で本部長の職務を代理する。

第1順位:副村長 第2順位:教育長 第3順位:会計管理者

4 村本部設置前の初動連絡態勢

(1) 宿日直職員の対応

役場庁舎の休日・夜間の宿日直者は、住民又は防災関係機関(都、NTT 東日本等)から風水害、地震・津波その他の災害発生又は発生のおそれなどの通報や連絡を受けたときは、直ちに防災担当職員及び総務課長へ連絡する。

また、防災担当職員はあらかじめ定められている緊急連絡網に基づき連絡し、初動態勢を確保する。

(2) 職員の自動参集

勤務時間外に地震が発生した場合や津波警報等や気象に関する特別警報が発表された場合などは、非常配備の指示にかかわらず、職員は下表の基準により勤務場所へ速やかに参集する。このため職員は、勤務時間外にも警報等の発表を速やかに覚知できるよう、平時から緊急速報メール (エリアメール) を受信できるように設定しておくほか、各種災害警戒情報をプッシュ配信するアプリを登録しておくよう努めるものとする。

また、台風が接近している場合には、テレビ、ラジオ、インターネット等の防災気象情報を監視し、防災行政無線の放送に注意して待機するものとする。

■ 自動参集基準

種別		地震	津波	風水害、事故・火災
警戒態勢	警戒 第1配備	○震度 4 ○南海トラフ地震臨時情報 (調査中)		○火災・事故の発生
言风思务	警戒 第2配備	○震度 5 弱 ○南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	○津波注意報	
災害対策	非常 第1配備	○震度 5 強 ○南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	○津波警報	○気象に関する特別警報○大規模な火災、事故の発生
本部態勢	非常 第2配備	○震度 6 弱以上	○大津波警報	

第4節 利島村防災会議の招集

1 組織

利島村防災会議は、村長を会長とし、災害対策基本法第 16 条第 6 項に基づく利島村防災会議条例(昭和 58 年利島村条例第 2 号) 第 3 条第 5 項に規定する者を委員として組織する。

2 運営

利島村防災会議は、本村における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るものとし、具体的な運営については、利島村防災会議条例の定めるところによる。

また、村の地域に災害が発生した場合において、その災害に係る応急対策に関し、村をはじめ、 防災関係機関相互間の連絡調整を図る必要があると認められる場合、利島村防災会議の委員は、会 長に会議の招集を要請することができる。

※資料編「3-1 利島村防災会議条例」

第2章 応援協力・災害派遣の要請等

大規模災害が発生した場合、村単独では十分な応急対策の実施が困難となることが想定されるため、 防災関係機関、公共的団体等との協力体制を確立し、円滑な災害応急対策の実施を図るものとする。

また、自衛隊派遣要請を行う場合の必要事項、手続等を明らかにし、災害発生時において円滑かつ迅速に災害派遣要請の要求を行い、自衛隊による効果的な派遣活動の実施に努める。

さらに、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図りながら、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施についての協力を受け、効率的な災害応急・復旧活動の実施に努める。

第1節 防災関係機関との応援協力

1 協定による応援要請

本部長は、大規模災害等が発生し、村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、「島しょ町村災害時相互応援に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

2 都に対する応援又は応援のあっせん等の要請

本部長は、災害時において、応急措置を実施するため必要があると認めた場合、「東京都地域防災計画」の定めるところにより、都知事に応援又は応援のあっせんを求めるなどして災害対策に万全を期することとする。

本部長が都知事に応援又は応援のあっせんを求める場合、都災害対策本部(総務局総合防災部防災対策課)に対し、次に掲げる事項について、まず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由(災害の情況及びあっせんを求める場合はその理由)
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

3 協定締結・都以外の機関に対する要請

本部長が他区市町村、指定地方行政機関等都以外の防災関係機関に対して応援を求める場合は、 応援協定を締結している機関等を除き、原則として都(大島支庁経由)を通じて要請する。ただし、 そのいとまがない場合には、都に対する要請に準じて直接要請し、事後速やかに都(大島支庁経由) に連絡するものとする。

(1) 被災市区町村応援職員確保システムの活用

自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」に基づき、総務省に対し、災害マネジメント総括支援チームの派遣を要請することができる。

(2) 緊急消防援助隊に対する応援要請

震災、水災等の大規模災害等の状況により、現有する消防力等だけでは十分な対応がとれない と判断したときは、速やかに都知事に対して、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

※資料編「3-7 緊急消防援助隊の要請の流れ」

(3) 海上保安庁への支援要請

海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項を明らかにして、都知事に対し海 上保安庁の支援を依頼する。

ア 支援を要請する事項

- (ア) 支援活動を要請する理由
- (イ) 支援活動を必要とする期間
- (ウ) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (エ) その他参考となる事項

イ 海上における災害応急対策の内容

- (ア) 巡視船艇、航空機等を活用した、海上及び沿岸部等の被害状況の情報収集
- (イ) 巡視船艇、航空機等を活用した、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動 及び海上交通の安全確保等
- (ウ) 巡視船艇、航空機等を活用した、人員及び救援物資の輸送活動等
- (エ) 上記を実施するために必要な車両による活動

4 他の地方公共団体に対する応援活動

本部長は、都知事又は他の地方公共団体の長から応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

なお、応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた地方公共団体の長等 の指揮の下で行動する。

5 受入体制の確保

村は、国や他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣等を相互に連携・協力し、速やかに 災害対応を実施できるよう、受入体制を確保するものとし、派遣職員への炊き出し等については、 関係機関等に協力を依頼するなど、事前にサポート体制を確立するものとする。

6 経費負担

応援に要する経費は、関係法令及び相互応援協定等に定めるところによる。

第2節 公共的団体等との応援協力体制の確立

村は、村内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう態勢を整備する。

また、住民の相互助け合いの精神に基づく自主防災組織等に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。

協力業務の概要は次のとおりである。

(1) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、村その他関係機関に連絡すること。

- (2) 災害に関する予警報その他情報を住民に伝達すること。
- (3) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- (4) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- (5) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- (6) 被災状況の調査に協力すること。
- (7) 避難所等の秩序維持に協力すること。
- (8) 罹災証明書交付事務に協力すること。
- (9) その他の災害応急対策業務に協力すること。

第3節 自衛隊への災害派遣要請

1 派遣要請の時期

本部長は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を要求する。

2 派遣要請の手続等

- (1) 自衛隊の災害派遣要請をしようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都総務局(大島支庁)に依頼する。
 - ア 災害の情況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項
- (2) 災害が発生し、通信の途絶等により都総務局(大島支庁)に対して災害派遣の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を直接陸上自衛隊第1師団司令部に通報する。この場合、事後速やかにその旨を都総務局(大島支庁)に通知する。

※資料編「3-8 災害派遣要請の手続等」

3 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

村は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

(2) 作業計画及び資器材の準備

村は、自衛隊に対して、いかなる状況において、どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、作業実施に必要となる資器材の準備を整える。

また、施設の使用に際しては、管理者の了解を得るなど留意する。

(3) 活動拠点及びヘリポート等の通報

村は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート 及び宿舎等必要な設備について、その候補地を平素から計画しておくとともに、災害時には、速 やかにその施設等の被害状況、使用の可否を確認し、関係機関と協議の上、使用調整を実施し、 部隊に通報する。

なお、自衛隊等の派遣による舟艇接岸場所、ヘリコプター発着場所ないし仮泊予定施設は次の とおりであるが、事情により使用できないときは直ちに代替措置を講じ、その活動に支障をきた さないよう努める。

舟艇接岸可能地点	利島港	接岸提 平均水深 7.5m 漁船係留岸壁平均水深 4.0m
ヘリコプター発着可能地点	利島村ヘリポート	敷地面積 6,141.18 ㎡ 離着陸帯面積 1,136.6 ㎡
自衛隊災害派遣部隊の仮泊予定施設	利島中学校体育館	収容可能人員 300人

4 撤収要請

本部長は、災害派遣の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって都総務局(大島支庁)に撤収要請を依頼する。ただし、文書による要請に日時を要するときは、電話等で依頼し、その後文書を提出する。

5 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものと し、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

これによりがたい場合、都知事は、陸上自衛隊第1師団長又は海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊防空指揮群司令等と協定を締結する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上 料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) 島しょ部に係る輸送料等
- (6) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

6 災害派遣部隊の活動内容

- 71 A MICHINE TO THE POST OF	
区 分	内 容
被害状況の把握	○車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	○行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優 先して捜索活動を行う。
水防活動	○堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み 等の水防活動を行う。
消防活動	○火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。

区分	内 容
道路又は水路の啓開	○道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓
(Epi)(16/)(Pi (2/10)/)	開又は除去に当たる。
 応急医療、救護及び防疫	○被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常
/心态区/// / / / / / / / / / / / / / / / / /	関係機関の提供するものを使用)。
	○緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊
人員及び物資の緊急輸送	急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に
	緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊及び法律相談等の支援を
恢 次有生佔又该	実施する。
	○防衛省の管理に属する物品の無償及び譲与等に関する内閣府令
救援物資の無償貸付又は譲与	(昭和 33 年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物
	資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	○能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険
地陝物の保女及の保安	物の保安措置及び除去を実施する。
	○その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要
	の措置をとる。
その他臨機の措置等	○災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで
ていた ・	及び第65条第3項に基づき、村長、警察官又は海上保安官がそ
	の場にいない場合に限り、自衛隊は村長に代わって警戒区域の
	設定等の必要な措置をとる。

第4節 ボランティアとの連携・協働

利島村社会福祉協議会は、次のとおり、災害時に災害ボランティアセンターを設置し、村等と連携して、一般ボランティアが被災地のニーズに即した円滑な活動ができるよう支援する。

1 災害ボランティアセンターの設置・運営

災害時においてボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、村等と連携して災害ボランティアセンターを設置・運営するとともに、活動拠点の確保等、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

2 ボランティアニーズの把握及び受入れ・調整

村、都、東京ボランティア・市民活動センター、その他関係団体等と相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整を行う。

また、必要な情報や資器材等を提供し、ボランティア等を直接的に支援するとともに、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向けたボランティアの受入体制を確保するよう努める。

第3章 情報の収集・伝達

災害時においては、速やかに情報通信連絡体制を整え、被害状況の把握、広報、広聴等を行うものと する。

第1節 情報連絡体制

1 通信連絡責任者等の指定

- (1) 通信連絡の円滑な実施を期するため、村及び防災関係機関は、連絡用の電話回線(災害時優先電話、無線、FAX、メール等を含む。)及び通信連絡責任者を定め、窓口の統一を図る。また、通信連絡責任者は、通信連絡事務従事者をあらかじめ指名しておくものとする。
- (2) 村は、夜間、休日を含め、常時、都と通信連絡が開始できるよう必要な人員を配置するものとし、災害が発生し、村本部が設置されるまでの村の通信連絡は、次のとおりとする。
 - ア 通常の勤務時間においては、総務課(防災担当)が担当する。
 - イ 夜間休日等の勤務時間外において災害対策要員が参集するまでは、宿日直職員が担当する。

※資料編「4-6 各機関の電話番号及び連絡責任者一覧」

2 通信手段の確保

村は、災害時において、速やかに保有する通信手段の稼働状況を確認し、情報通信連絡体制を整える。

- (1) NTT 加入電話
- (2) 災害時優先電話
- (3) 防災行政無線
- (4) 東京都防災行政無線
- (5) 携帯電話(衛星携帯電話)
- (6) インターネット回線
- (7) その他
 - ア 全国瞬時警報システム (J-ALERT) 村に伝達された警報等が自動起動により、防災行政無線にて放送される。
 - イ 災害情報共有システム (Lアラート) 村等が発した情報を集約し、テレビやインターネット等の多様なメディアを通して住民に災害情報が一括配信される。

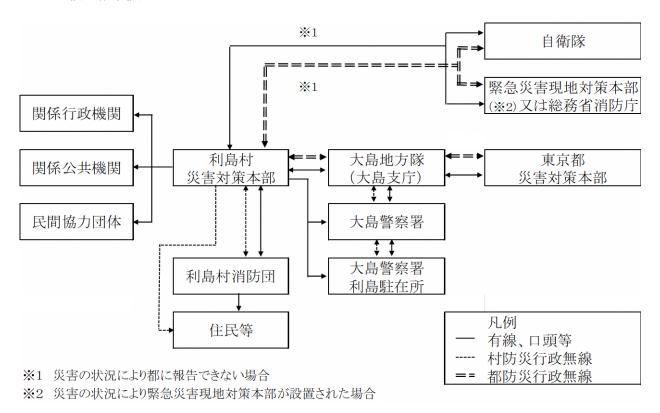
3 通信の運用

村は、災害時における迅速な応急対策活動を実施するため、都及び防災関係機関との間の通信連絡系統を確保しておくものとし、災害時の連絡用として指定した電話等を平常業務に使用することを制限して通信連絡責任者の総括の下に通信連絡を実施する。

(1) 島内の防災関係機関、その他重要な施設の管理者等との通信連絡及び住民等への情報の伝達 は、NTT 加入電話、災害時優先電話及び防災行政無線放送等により行うものとし、防災行政無線 の運用については、利島村防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例施行規則(令和

- 3年利島村規則第4号)の定めるところによるものとする。
- (2) 都に対する通信連絡は、原則として、東京都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行うほか、携帯電話、衛星携帯電話等の通信手段の活用も図る。 なお、大島支庁にも併せて連絡する。
- (3) 災害が差し迫った場合で、緊急性又は危険度が非常に高い場合には、通常の通信連絡に加え、村長と都危機管理監とのホットラインを活用する。
- (4) 災害の状況により都に連絡することができない場合は、国の緊急災害現地対策本部又は総務 省消防庁等に対して直接連絡する。

■ 通信連絡系統図



4 通信途絶時に対する措置

村は、通信の被災により不通となった場合、又は利用することが著しく困難な場合は、関東地方 非常通信協議会構成員等の関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る(電波法(昭和25年法律第131号)第52条第1項第4号に定める非常通信)。

また、災害の状況によって情報連絡が必要となるときは、大島地方隊その他関係防災機関に対して村本部への職員の派遣を要請する。

第2節 気象、地震・津波に関する情報の収集・伝達

1 情報の収集・管理

村は、住民及び関係機関から災害情報の収集を行うため、気象、地象、水象、異常現象等災害情報収集の対外窓口を総務課に置き、平素から住民及び関係機関に周知しておくものとする。

なお、収集した情報は大島地方隊に対しても報告するものとする。

災害情報の収集に当たっては、都及び防災関係機関と密接な連携を保ち収集を図るほか、東京都 災害情報システム (DIS)、気象庁防災情報提供システム、テレビ、ラジオ、インターネット等を利 用して積極的に情報の収集に努める。

(1) 気象等に関する情報の収集

気象等に関する情報については、資料編「2-1 防災気象情報の種類及び特別警報・警報・ 注意報の基準」のとおりである。

なお、気象庁東京管区気象台では、大雨時等において避難情報の発令判断等の防災対策を支援 するため、都及び区市町村と気象庁を結ぶ 24 時間対応可能な防災機関向けの専用電話(ホット ライン)を設置し、運用している。

村は、大雨時等に避難情報の発令の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁大気海洋 部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。

(2) 地震・津波情報の収集

地震・津波に関する情報については、資料編「2-2 地震・津波に関する情報の種類、基準等」のとおりである。

村は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等、地上情報通信網以外にも多様な情報通信手段を用いて、迅速に津波情報や緊急地震速報等の情報把握に努める。また、大津波警報・津波警報・注意報等の通報を受けたときは、港湾管理者等と連携して対策を行う。

(3) 情報の共有・管理

村は、関係機関等から収集した情報を整理、集約して一元的に管理し、庁内及び消防団、警察 等の関係機関と共有する。

※資料編「2-1 防災気象情報の種類及び特別警報・警報・注意報の基準」 資料編「2-2 地震・津波に関する情報の種類、基準等」

2 情報の伝達

村は、特別警報、警報及び重要な注意報、又は大津波警報・津波警報・津波注意報について、都 又はNTTからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに状況判断し、管内の 公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に伝達するとともに、防災行政無線、広報 車、サイレン等により住民等に周知し、その安全確保に努める。

- (1) 特別警報について、都、総務省消防庁、NTT から通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直 ちに公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。
- (2) 津波警報、緊急地震速報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報は、全国 瞬時警報システム(J-ALERT)と連動した防災行政無線の自動放送により住民に伝達する。
- (3) 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある情報の通知を受けたとき又は自ら知ったときは、 災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁等とも連携の上、気象情報に十分留意し、竜

巻等突風災害に係る対応についての住民に対する周知、啓発等に努める。また、気象庁から全国 瞬時警報システム(J-ALERT)により送信されている竜巻注意情報について、防災行政無線等を 自動起動するなどの対応を検討する。

3 異常現象の通報

- (1) 村は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者若しくはその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都(大島支庁)及び気象庁に通報する。
- (2) 村は、災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び住民等に周知する。

第3節 被害状況等の報告

1 被害地調査要領

村は、災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により調査する。

(1) 調査班の編成

災害調査は総務部を中心に、産業・環境部の職員を加え調査班を編成する。ただし、調査班の 人数等については被害の規模及び状況を鑑み、適宜定める。

(2) 調查事項

調査事項は、下記「2(1) 報告すべき事項」に準じた内容とし、特に災害原因、被害状況、 応急措置状況、災害地住民の動向及び要望事項、現地活動の隘路、その他必要事項を調査する。

(3) 調査・報告方法

ア 現地調査に当たっては、災害対策用車両の有効適切な活用を図り、調査の結果を逐一都総務 部に報告する。なお、調査の際、重要な情報があるときは、直ちに報告する。

イ 総務部は、被害状況等を取りまとめ、本部長室に報告する。

2 被害状況等の報告要領

村は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。

なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況を都に報告ができない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。

(1) 報告すべき事項

災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況(被害の程度は、認定基準(資料編「5-5 被害程度の認定基準」)に基づき認定)、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項

(2) 報告の方法

原則として、東京都災害情報システム (DIS) の入力による (ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX などあらゆる手段により報告する。)。

(3) 報告の種類・期限等

報告の種類、期限等は次のとおりとする。

報告の種類		入力期限	入力画面	
発 災 通 知		即時	被害第1報報告	
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数值報告	
		以时及O型24世界,O为DK1	被害箇所報告	
要言	青 通 知	即時	支援要請	
確定報告	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	災害総括	
推足報口	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報	
災 害 年 報		4月20日	災害総括	

(4) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、「第3部 第16章 災害救助法・激甚災害の運用」に定めるところによる。

※資料編「5-5 被害程度の認定基準

第4節 災害時の広報及び広聴活動

1 広報活動

村は、災害時の情報混乱を避けるため、防災関係機関と連携し、迅速に被害状況の把握に努め、 住民に対し、必要な広報活動を行う。

(1) 広報内容

ア 発災直後に行う広報の内容

- (7) 災害や地震の規模、津波・気象の状況
- (イ) 混乱防止の呼び掛け
- (ウ) 電気・ガス・石油ストーブ等による火災予防の注意
- (エ) 避難及び避難時の方法等
- (オ) 道路状況と交通規制、交通機関の運行状況
- (カ) 学校等の措置状況
- (キ) 村及び都の体制・措置状況

イ 被災者に対する広報の内容

- (ア) 被害情報
- (イ) 避難所開設状況
- (ウ) 食料・生活物資等の供給状況
- (エ) 医療機関の診療状況
- (オ) 電気・水道・電話等ライフラインの被害及び復旧状況
- (カ) 道路状況と交通規制、交通機関の被害及び復旧状況
- (*) 防疫·保健衛生措置状況
- (ク) 学校の休校・再開等の措置状況
- (ケ) 村及び都の措置状況

(2) 広報手段

住民への広報は、防災行政無線又は村保有の拡声機搭載車両を使用し、村内全域の広報に全力を挙げるものとする。

なお、必要に応じ「広報としま」の臨時発行等を検討する。

(3) 放送及び報道要請

村本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、村本部設置に至らない場合でも、住民等に対し放送及び報道機関と連携した避難指示等に関する情報提供を行う、インターネットを積極的に活用するなど、より一層の災害対応を実施する。

村が行う災害応急対策等についての放送及び報道要請は、都を経由(都知事に要請依頼)して 要請するものとし、具体的な対応については、都が締結している「放送を活用した避難指示等の 情報伝達の申し合わせ」の内容による。

(4) 広報写真等の作成

村は、災害時における被災地の状況その他を写真等に収め、復旧対策、広報活動の資料として 活用する。

2 広聴活動

村は、災害発生後、必要に応じて被災者のための相談所を設置し、要望事項等を聴取する。 広聴内容は、速やかに都(大島支庁)、防災関係機関、村関係各課等に連絡して、その解決に努める。

3 安否情報の提供

村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

第4章 水防・消防対策

洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し水害を警戒、防御し、これによる被害を軽減する。

また、消防団が保有する施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を水火災から保護するとともに、水火災等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うものとする。

第1節 水防対策

1 水防情報

気象等に関する情報については、資料編「2-1 防災気象情報の種類及び特別警報・警報・注意報の基準」のとおりであるが、気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であるため、村は、都等から伝達される情報に加え、次のようなシステムを活用し、気象等の情報の収集を図るものとする。

なお、本村においては、洪水予報河川・水位周知河川・水防警報河川に指定された河川はない。

(1) 東京都災害情報システム (DIS)

東京都災害情報システム (DIS) を活用することで、「東京都水防災総合情報システム」「国土 交通省解析雨量」「アメダス実況」による各種気象情報等を収集することが可能となり、災害対 策の検討、区市町村への伝達情報の判断材料等に活用することができる。

- (2) 防災情報提供システム
 - ア 防災情報提供システムとは、気象庁が専用線及び汎用のインターネット(電子メール、Web) を活用し、気象庁の発表する各種防災気象情報を都、区市町村等の防災機関へ提供するシステムである。
 - イ 各種防災気象情報のほか、流域雨量指数の予測値、大雨(土砂災害、浸水害)・洪水警報の危険度分布、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象現象の危険度を表すきめ細かい情報等を入手でき、村が行う避難指示等の判断の参考に利用する。
 - ウ 水防活動に用いる気象等の警報・注意報は、大雨注意報、高潮注意報、洪水注意報、津波注 意報、大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報、大雨特別警報、高潮特別警報、大津波警報 である。

2 水防機関の活動

- (1) 水防管理団体(利島村)
 - ア 水防管理団体は、必要に応じて海岸等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所が あるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。
 - イ 気象状況等により高潮又は津波などのおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢 をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。
 - (ア) 気象状況並びに潮位等に応じて港湾等の管理者、消防機関と緊密な連絡の下、海岸等の 監視警戒を行い、異常を発見したときは直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応し た措置を講ずる。

- (4) 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- (ウ) 水防作業に必要な資器材の調達を行う。
- (エ) 水防上必要と認めたときは、消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は直ち に都建設局(水防本部)に報告する。
- (オ) 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者、又は現場にある者をして、作業に従事させる。
- (カ) 堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知する。また、決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (キ) 高潮又は津波等による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き、又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく大島警察署長に、その旨を通知する。
- (1) 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序あるいは保全維持のため、大島警察署長に対して警察官の出動を求める。
- (ケ) 水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求める。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。
- (1) 水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対して自衛隊の派遣を要請する。
- (2) 消防機関(利島村消防団)

本村において水防法に定める水防団は現在存在しないため、消防機関(消防団)が水防団に代わって、次の水防活動を分担する。

- ア 海岸、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその 管理者に連絡して必要な措置を求める。
- イ 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防 関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域か ら退去を命ずる。
- ウ 消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者又は水 防の現場にある者を水防に従事させる。
- エ 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に 通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。
- オ 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出動し、水防作業を行う。

3 決壊時の措置

(1) 決壊の通報及びその後の措置

堤防その他の施設が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、警察又は消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係水防管理団体と相互情報を交換するなど連絡を密にする。

また、決壊後といえども、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

(2) 立ち退き

ア 立ち退きの指示

洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められた場合、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、防災行政無線、その他の方法により立ち退き又はその準備を指示す

る。この場合、遅滞なく大島警察署長にその旨を通知する。

イ 避難誘導等

立ち退き又はその準備を指示された区域の居住者について、警察は、水防管理者と協力して救出又は避難誘導する。

また、水防管理者は、大島警察署長及び消防団長と協議の上、あらかじめ立ち退き先及び経路等につき、必要な措置を講じておくものとする。

4 費用及び公用負担

(1) 費用負担

ア 水防管理団体 (利島村)

水防管理団体は、その管理区域の水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。

また、区域外の区市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する 費用の一部を受益区市町村が負担する。

負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、都 知事にあっせんを申請することができる。

イ 東京都

都又は都知事の行う事務に要する費用は、都の負担とする。

(2) 公用負担

ア 公用負担権限

水防のための緊急の必要があるとき、水防管理者又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- (ア) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土石、竹木その他の資材の使用、若しくは収用
- (ウ) 車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用
- (エ) 工作物その他の障害物の処分

イ 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者又は消防機関の長にあっては、その身分を示す 証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、証明書を携行し、必要ある場合は これを提示する。

ウ 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付する。ただし、現場の事情により、そのいとまのないときは事後において直ちに処理する。

工 損失補償

水防管理団体は、公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、時価によりその損失を 補償する。

第2節 消防対策

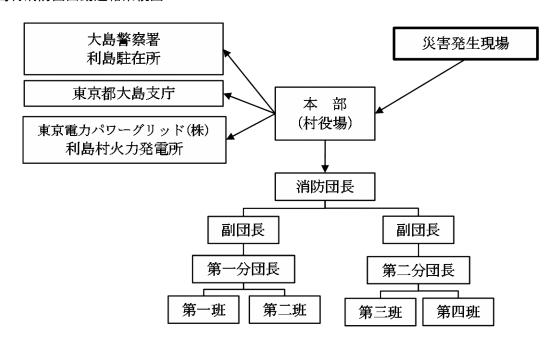
利島村消防団は、村における非常火災、台風による風水害、海難及びその他の災害から住民や滞在者の生命、財産を守り、その被害を最小限に抑制するため、全力を挙げて被災者の救出、救護等を実施する。

1 消防体制・消防力

利島村消防団は、団員 40 名をもって組織し、その消防力は、資料編「6-2 利島村消防団保有器具一覧」のとおりである。

団員は非常勤であり有事における出動態勢に不安があるため、連絡系統(連絡先の周知徹底)を整備し、訓練を重ね有事に備えるものとする。

■ 利島村消防団出動連絡系統図



※資料編「3-4 利島村消防団の設置等に関する条例」

資料編「3-5 利島村消防団組織等に関する規則」

資料編「6-2 利島村消防団保有器具一覧」

2 消防団活動要領

- (1) 消防団の出動については、本部長から災害発生区域へ出動を命ずる。
- (2) 消防団は、団長の指揮の下、全総力を挙げてこれに対処する。
- (3) 消防活動時には村本部との連携を密にし、被災者の救出、救護等に全力を結集する。また、活動班の孤立化を避けるため、常に万全の態勢を整えられるよう訓練の実施に努める。

3 活動実施内容

消防団活動の実施内容の概要は、次のとおりとする。

- (1) 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼び掛けを行う。
- (2) 避難指示等が発令された場合は、これを地域住民に速やかに伝達するとともに、関係各機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

4 救出・救急方法

消防団は、災害及び事故により多数の負傷者が発生した際には、関係機関、警察、診療所の医師等と連携し、早急に処置を講ずる。

第2節 消防対策

なお、建物の倒壊、土砂災害等により、逃げ遅れた被災者の救出は最優先に行うものとする。 災害事故現場における救出、救護内容は次のとおりとする。

- (1) 負傷者の救出作業
- (2) 負傷者の応急処置
- (3) 負傷者の担架搬送
- (4) 応急医薬品、器材、医療班の輸送
- (5) 診療所への搬送

第5章 警備・交通規制

災害時における、住民の生命、身体、財産の保護及び各種の犯罪の予防、取り締まり並びに交通秩序の維持を行い、その他被災地における治安に万全を期するものとする。

第1節 警備活動

警視庁(大島警察署)は、関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

1 警備活動

災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に 行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

災害時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 沿岸水域その他危険箇所の警戒
- (2) 災害地における災害関係の情報収集
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出、救護
- (5) 避難者の誘導
- (6) 危険物の保安
- (7) 交通秩序の確保
- (8) 犯罪の予防及び取り締まり
- (9) 行方不明者の調査
- (10) 遺体の調査等及び検視

2 その他

(1) 警戒区域の設定

災害現場において、村長若しくはその職権を行う村の職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を村長に通知する。

- (2) 村に対する協力
 - ア 村長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助 等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、 事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施するものとする。
 - イ 村の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に 行えるよう努める。
 - ウ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力すること とし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。
- (3) 装備資機材の調達及び備蓄

警視庁本部並びに各警察署、機動隊に装備資機材を保有しておくほか、災害発生時に不足する装備資機材については、別途、他県警察本部の応援及び民間業者からの借り上げにより調達する。

第2節 交通規制

警視庁(大島警察署)は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、 被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

なお、広域的災害発生の場合、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施するものとする。

1 交通情報の収集と交通統制

交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を村本部に伝達する。

2 車両検問

住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、主要幹線道路に おける車両検問を行い、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な 復旧の実効を図る。

3 その他

交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強並びに 排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第6章 医療救護・保健等対策

初動医療、情報連絡・傷病者の搬送、防疫及び保健衛生等の体制を整備し、災害時に迅速な医療救護、 保健衛生活動等を行うものとする。

第1節 初動医療救護活動

1 医療救護体制

(1) 情報の収集・伝達

村は、村災害医療コーディネーター、消防団等と連携して、島内の人的被害、診療所の被害状況及び活動状況等を収集するとともに、島しょ保健所大島出張所を通じ(以下、本章において同様)、都(福祉保健局)に報告する。

なお、情報の収集・提供に当たっては、広域災害救急医療情報システム (EMIS) の活用を図るものとする。

(2) 医療救護班の編成

本部長は、災害時に医療救護の必要があると判断した場合、診療所を医療救護班として編成し、迅速かつ的確な医療救護を行うよう指示する。

なお、助産救護についても医療救護班の担当とするものとする。

(3) 医療救護所等の設置

村は、多数の傷病者が発生した場合等は、必要に応じて緊急医療救護所や避難所医療救護所の 設置等を行い、診療所から医療救護班を派遣する。

また、発災後72時間~1週間以降は、医療救護活動拠点を設置し、避難所医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整する。

■ 医療救護所等の区分

名称	説明
緊急医療救護所	発災後速やかに、診療所などの近接地等に設置する医療救護所で、 主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整 を行う場所
避難所医療救護所	おおむね発災から 72 時間程度以内に、避難所内に設置する医療救護所
医療救護活動拠点	医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する 場所

(4) 応援要請

本部長は、村単独での医療救護体制が不足する等の場合は、都(福祉保健局)へ都医療救護班、 東京 DMAT、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の派遣及び医療資器材の搬送を要請する。

(5) 搬送体制

傷病者の被災現場から医療救護所又は診療所等までの搬送は、消防団、大島警察署、地域住民 等が協力して行うものとする。

なお、医療救護班等の医療スタッフの搬送は原則として搬送手段を自ら確保して出動するも

のとするが、搬送手段を自ら確保することが不可能な場合、村に要請する。

(6) 住民への情報提供

村は、医療救護所の設置状況、診療所の被害状況及び活動状況等を地域住民に周知する。

2 初動期の医療救護活動

初動期における医療救護班の活動内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 傷病者に対するトリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定
- (4) 死亡の確認及び検案への協力
- (5) 助産救護
- (6) その他、村と協議の上、必要と認められる業務

3 後方医療機関への搬送

村は、診療所で対応できない傷病者について、直ちに本部長に報告・協議し、大島地方隊長を通じ、都知事に対してヘリコプター等による後方医療機関への搬送を要請する。

医療救護班の責任者は、後方医療機関への連絡、内地における救急車の配備等の手続に万全を期する。なお、負傷病者の人数によっては、住民部と連携し、活動を行うものとする。

4 在宅の人工透析患者、難病者等への対応

村は、在宅難病者、在宅人工呼吸器使用者、透析患者等の情報を収集し、診療所での対応等の医療情報を提供する。

また、診療所での対応が困難な場合、都に都立病院等での受入れを要請し、ヘリコプター等により搬送する。

第2節 保健衛生 防疫活動

1 避難者の医療救護

村は、発災後72時間~1週間以降、避難所において、定点・巡回診療を行う。

2 保健衛生活動

(1) 保健活動班の編成

村は、避難所等における巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

本部長は、必要に応じて都(福祉保健局)に対し、村が行う避難者や在宅生活者の健康相談の実施について、支援を要請する。

(2) 保健活動班の活動内容

保健活動班は、都が編成・派遣する環境衛生指導班や食品衛生指導班と連携し、避難所等における健康相談、地域における巡回健康相談、感染症・エコノミークラス症候群の予防対策等、避難住民等の健康管理に関する活動を行う。

(3) メンタルヘルスケア対策

村は、被災住民の心的外傷後ストレス障がい (PTSD) を視野に据え、必要に応じて都に災害派

遣精神医療チーム(東京 DPAT 又は他道府県 DPAT)の派遣を要請し、メンタルヘルスケア体制の整備を図るとともに、保健活動班と連携して電話相談窓口、外来相談窓口を設置するなど、被災の状況に即した活動を行う。

3 防疫活動

(1) 防疫体制

村は、所属職員や他自治体の応援職員等の中から、防疫班、消毒班を編成(又は担当者を配置) し、保健活動班並びに都が編成・派遣する食品衛生指導班及び環境衛生指導班と連携し、食品の 安全確保や防疫活動を実施する。

なお、防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、都(福祉保健局) に協力を要請する。

■ 班別役割分担

班名	機関名	役割	
防疫班	村	○健康調査及び健康相談	
		○避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握	
		○感染症予防のため広報及び健康指導	
		○避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理	
消毒班	村	○患者発生時の消毒(指導)	
		○避難所の消毒の実施及び指導	
保健活動班	村	○健康調査及び健康相談の実施	
		○広報及び健康指導	
食品衛生指導班	保健所等	○保健所長の指揮の下での食品の安全確保、避難住民に対する	
		食品の衛生的な取扱いの指導等	
環境衛生指導班	保健所等	○飲用しようとする水が塩素剤等で消毒されているかの確認	
		○住民が自主的に消毒を行うための消毒薬の配布、消毒方法及	
		び消毒の確認方法の指導	

(2) 防疫活動

村は、災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生場所等の消毒、ねずみ族、昆虫等**の駆除等を行う。

また、被災戸数及び防疫活動の実施について、都(福祉保健局)に迅速に連絡する。

なお、都(福祉保健局)が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合は、これに協力するものとする。

※ ねずみ族、昆虫等:感染症を媒介する、ねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと

(3) 感染症対策

村は、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて感染症予防のための対策を行う。

また、インフルエンザ又は麻しんなどの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。

なお、一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合は、都(福祉保健局)及 び島しょ保健所大島出張所が連携して、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行 う。

第3節 医薬品・医療資器材の確保

1 災害薬事センターの設置

村は、発災後速やかに診療所を災害薬事センター*とし、都から供給される医薬品等の受入体制を確保する。

※「災害薬事センター」とは、村外から供給される医薬品等を受け入れ、医療救護所や避難所等 に集配する拠点施設をいう。

2 医薬品等の調達

医療救護活動では、村が備蓄している医薬品等を使用するが、不足が生じた場合は、都(福祉保健局)に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請するほか、卸売販売業者へ医薬品等を発注し、調達を図る。

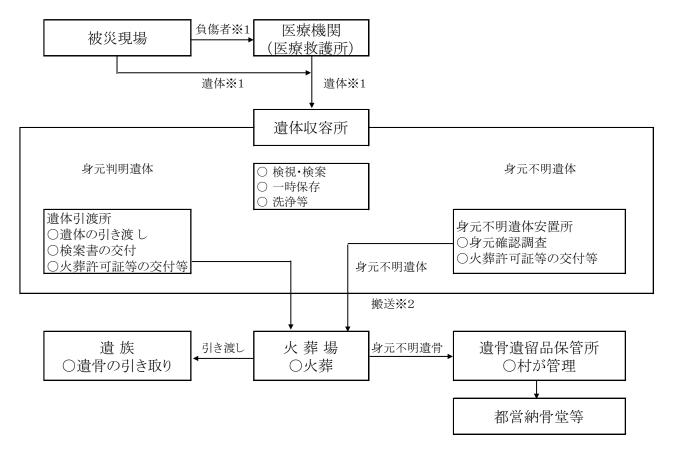
3 血液製剤の確保

村は、血液製剤が不足する場合は、都(福祉保健局)に対し、血液製剤の供給を要請する。

第7章 遺体の取扱い

行方不明者の捜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、 遺体収容所の確保を図り、火葬手続を迅速に実施するものとする。

■ 遺体取扱いの流れ



- ※1 警察は、村が実施する遺体の捜索・収容等に協力 自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。
- ※2 村の要請に基づき、都(福祉保健局)が関係機関(一般社団法人全国霊柩自動車協会等)に協力を要請

第1節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等

1 遺体の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む。

(2) 捜索の実施

村は、行方不明者の情報を収集し、消防団、大島警察署等に協力を要請して捜索を実施する。 なお、大島警察署は、発見した遺体の身元が不明な場合について、人相・所持品・着衣・特徴 等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元確認に努めるものとする。

2 遺体の収容

(1) 遺体収容所の開設

村は、災害の状況に応じて公共施設等に遺体収容所を開設し、都(総務局)及び大島警察署に報告するとともに、住民等へ周知する。収容所に遺体収容のための建物がない場合は、天幕等で対応する。

遺体収容所には管理責任者を配置し、都等と連絡調整を実施するものとし、状況に応じて、都 (総務局)及び関係機関に応援を要請する。

また、遺体を安置するため、納棺用品等を確保するとともに、遺体の腐敗防止の対策を徹底する。

(2) 遺体の搬送

遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送するものとし、状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。

3 検視・検案・身元確認等

(1) 検視・検案

村は、都(福祉保健局)及び大島警察署と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備する。

- ア 村は、遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備を行う。なお、検視・検案は、同 一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定する。
- イ 大島警察署は、検視班等を遺体収容所に派遣し、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。
- ウ 都(福祉保健局)は、監察医等による検案班を編成させ、遺体収容所に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。
- エ 関係機関が協力する検視・検案活動は、警視庁(大島警察署)及び都(福祉保健局 監察医務 院)の検視・検案責任者の指揮に基づいて活動を行う。

(2) 身元確認

村は、身元不明者の周知を行う。また、次のとおり、身元不明遺体の保管措置を行うとともに、その内容について周知する。

- ア 警察から引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間(おおむね1週間程度)を 経過した身元不明遺体を火葬する。
- イ 引取人のない遺骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。
- ウ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに、遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。
- (3) 住民への死亡者に関する情報提供

村は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都(総務局)及び大島警察署と連携を保ち、村庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を実施する。

(4) 遺体の遺族への引き渡し

遺体の遺族への引き渡し業務は、原則として大島警察署及び村が協力して行うものとし、遺体の引き渡し業務に従事する場合は、警視庁「遺体引渡班」等の指示に従うものとする。

■ 遺体の捜索期間と国庫負担

遺体の捜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

区 分		内 容
捜索の期間		○災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		○災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期間内 (10 日以内) に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣 (区市町村長の場合は都知事) に申請する。 ・延長の期間 ・期間の延長を要する地域 ・期間の延長を要する理由 (具体的に記載すること。) ・その他 (期間延長によって捜索されるべき遺体数等)
国庫	対象となる経費	○船舶その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ○捜索のために使用した機械器具の修繕費 ○機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
担担	費用の限度額	○金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	○捜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 ○いずれも経理上、捜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに 一括計上

■ 遺体処理の期間等と国庫負担

区 分	内容
遺体処理の期間	○災害発生の日から10日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	○災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、期間内 (10 日以内) に内閣総理大臣 (区市町村長の場合は都知事) に申請する。
国庫負担の対象	○遺体の一時保存のための経費
となる経費	○遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用

第2節 火葬等

1 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等

村は、遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を 受理し、速やかに火葬許可証を発行する。ただし、通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応と して、必要に応じて火葬許可証に代わる「特例許可証」を発行するものとする。

2 火葬の実施

本村に火葬場はないため、遺体の火葬は、都(福祉保健局・建設局)及び他区市町村の協力を得て実施するが、被災等により火葬が困難な場合は、都(福祉保健局)に広域火葬の応援・協力、搬送手段の確保を要請する。

第8章 避難対策

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊、津波による浸水等の発生が予想される中、迅速かつ的確な避難活動を行う必要があるため、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努めるものとする。その際、要配慮者について十分考慮する。

また、高齢者等避難、避難指示の発令時には、速やかに避難所を設置し、避難者を受け入れるものとする。

第1節 避難指示等の発令

1 避難指示等の判断・発令

村長は、人的被害の発生する可能性が高まり、要配慮者等、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階には、高齢者等避難を発令し、要配慮者等、避難行動に時間を要する者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

また、災害による被害発生の危険のある場合の必要と認められる区域の居住者、滞在者その他の者に対する避難指示等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時機を失しないよう必要な措置をとらなければならない。特に村は、避難措置実施の第一次的責任者として警察官、海上自衛隊、都知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるよう努める。

なお、避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、災害情報の収集結果 を踏まえ、避難対策の要否を判断するものとし、別途定める避難すべき区域や判断基準、伝達方法 を明確にしたマニュアルに基づき発令するものとする。

■ 高齢者等避難の発令者及び時期

発令者	関係法令等	対象となる災害の内容 (要件・時期)	内容	とるべき措置
村長	災害対策基本法	○避難指示を発令することが予想される場合○要配慮者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階となった場合	○要配慮者、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難先への避難行動を開始(避難支援等関係者は支援行動を開始)○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始	都知事への報告

■ 避難の指示権者及び時期及び時期

华子挨孝	則核社会	対象となる災害の内容	世子の内宏	とるべき
指示権者	関係法令	(要件・時期)	指示の内容	措置
村 長	災害対策基本法 第60条第1項、 第2項、第3項	○災害の発生又は発生のおそれがある場合○人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。○急を要すると認めるとき。	○立ち退きの指示○必要と認める地域の必要と認める居住者等に対する、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面	都知事への報告
都 知 事	災害対策基本法 第60条第6項	○災害が発生した場合に おいて、当該災害によ り村がその全部又は大 部分の事務を行うこと ができなくなった場合	する開口部から離れた 場所での待避その他の 緊急に安全を確保する ための措置(以下「緊急 安全確保措置」とい	事務代行の公示
警 察 官 海上保安官	災害対策基本法 第61条第1項、 第2項	○村長が避難のため立ち 退きを指示することが できないと警察官が認 めるとき又は村長から 要求があったとき。	う。)の指示 〇立ち退き先の指示	村長への通知 (村長は都知事 に報告)
警察官	警察官職務執行 法第4条	○危険な事態がある場合 において、特に急を要 する場合	○警告、避難の措置 (特に 急を要する場合)	公安委員会への報告
自 衛 官	自衛隊法第 94 条	○危険な事態がある場合 において、特に急を要 する場合	○警告、避難について必要な措置(警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。警察官職務執行法第4条の規定の準用)	防衛大臣の指定する者への報告
都知事及び その命を受 けた職員	地すべり等防止 法第25条	○地すべりによる災害・ 著しい危険が切迫して いると認められると き。	○立ち退くべきことの指示	その区域を管轄 する警察署長へ の通知
都知事及び その命を受 けた職員、 水防管理者	水防法第 29 条	○洪水、雨水出水等による災害・洪水の氾濫により著しい危険が切迫 していると認められるとき。	同上	水防管理者が指示する場合には、 その区域を管轄する警察署長へ の通知

(1) 高齢者等避難

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対してその避難行動支援対策と対応 しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、 必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛ける高齢者等避難を 発令する。

(2) 避難指示等

災害時の警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の 生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるとき は、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

なお、村長が避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官又は海上保安官にその指示を求める。

- ア 避難のための立ち退きの指示
- イ 必要に応じて行う立ち退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示
- ウ 緊急安全確保措置の指示

※災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することができる。

(3) 都知事への報告

村長は、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を都知事に報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、都知事に報告する ものとする。

(4) 相互の連絡協力

関係機関(者)は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは避難のための立ち退きの指示等の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速かつ的確に実施されるよう協力する。

(5) 警戒区域の設定

人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、村長は、警戒区域を設定し、当該区域 への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

(6) 避難指示等の判断・伝達に対する支援要請

村は、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している気象台及び都(総務局)に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。このため、避難指示等を発令する際に、国又は都(総務局)に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(7) 警戒レベルの導入

「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を 図るため、災害発生のおそれの高まりに応じて住民の避難行動等を支援する「警戒レベル」が導 入されている。村は、都と連携して「警戒レベル」の普及啓発を図る。

■ 警戒レベルの一覧表(周知・普及啓発用)

警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1
~~	~~~	→ <警戒レベル4までに必ず避難!>	~~~~~
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示(注)
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

出典:内閣府(防災担当)「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)

2 避難指示等の伝達

村は、平常時から地域単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努めるとともに、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(1) 避難指示等の内容

村は、次の内容を明示して避難の指示等を行うものとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難指示等の理由
- オ その他必要な事項

(2) 伝達方法

村は、避難指示等の発令を行った後、直ちに防災行政無線及び拡声機搭載車により周知徹底を図るとともに、災害情報共有システム(Lアラート)に情報をアップロードし、テレビやラジオ等の報道機関を通じて避難者へ周知する。

第2節 避難誘導

1 安全な避難方法の確保

避難誘導は、混乱防止のため村職員を中心に警察、消防団の協力を得て、指定してある避難所に 誘導するものとし、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立ち退きについて適宜指導する。そ の際、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、消防団等の多様 な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に 努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実 施を図るものとする。

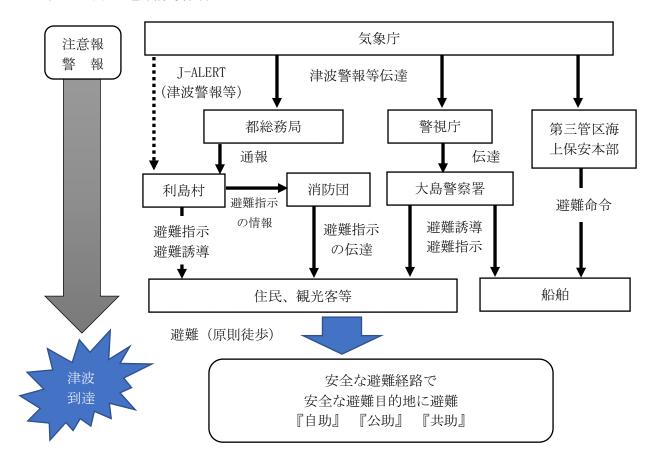
誘導経路については事前に検討し、安全を確認の上、危険箇所には表示、縄張り等を施し、事故 防止に努める。特に夜間の場合は照明を確保し、安全対策に万全を期する。

2 津波に対する避難誘導

津波に対する避難は、「利島村津波避難計画」の定めるところによるものとするが、村は、津波警報・注意報等の情報を迅速・的確に収集し、消防団や警察官等と連携して住民や労働者、観光客、船舶等に伝達するほか、安全な避難路にて避難誘導を行う。

また、村職員、消防団、警察官等、避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

■ 津波に対する避難誘導体制



- (1) 近海で地震が発生した場合、津波警報等の発表以前であっても、津波が襲来するおそれがある。したがって、強い地震(震度4程度以上)を感じたときには、次のとおり措置する。
 - ア 海浜にある者は、直ちに海浜から退避し、住民等は、テレビ、ラジオの放送を聴取する。また、村は、あらかじめ津波発生時の対応について住民等に周知徹底を図る。
 - イ 津波警報が届くまでの間、海面状態を監視し、異常を発見した場合は、状況に応じて、自ら の判断で住民等に海浜から退避するよう指示する。
 - ウ 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたとき、又は津波警報の伝達があったときは、 直ちに住民等に対して避難指示を発令する。
- (2) 地震発生後の海面状況の監視、避難指示の伝達等について、漁業関係者や港湾関係者、場合によっては海水浴場管理者などの協力を得て、迅速に行う。

第3節 避難所等の開設・管理運営

1 指定緊急避難場所の開設

村は、災害の状況に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して周知・徹底を図る。

2 指定避難所の開設・報告

(1) 避難施設の開設

村は、災害の状況に応じ、次の事項に留意の上、あらかじめ定めた指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知・徹底を図る。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するほか、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

- ア 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。なお、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。
- イ 指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、公共施設以外にも多様な手段で確保に努めるものとし、特に要配慮者のニーズに対応するため、宿泊施設等を実質的に福祉避難所として 開設するよう努める。
- ウ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を 含め、平常時から防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、必要な場合には、宿泊施設等 の活用等を含めて検討するよう努める。
- エ 避難所の開設期間は災害発生の日から7日以内とするが、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を受ける。
- (2) 避難所運営管理者の派遣
 - ア村は、避難所を開設したときは、直ちに管理責任者を配置し、管理に当たらせる。
 - イ 管理責任者は、村本部及び当該施設の管理者との連絡、避難者の受入れ等に当たる。
- (3) 開設の報告

村は、避難所を開設した場合、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、都(福祉保健局)及び大島警察署、消防団等関係機関に報告する。

都(福祉保健局)への報告は、原則として東京都災害情報システム(DIS)への入力等により 行う。

3 避難所の運営管理等

(1) 避難者の受入れ

避難者の受入れは、可能な限り事前に定めた避難区域単位に集団を編成し、地域住民等と連携 して班を編制した上で受け入れ、避難者に係る情報の早期把握を行う。

(2) 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、関係機関の協力の下、村が適切に行うものとし、避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担が掛からないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いなど多様な性のあり方の視点、要配慮者等に配慮するものとする。

(3) 生活環境の整備

村は、次の事項に留意の上、専門家等との定期的な情報交換に努め、避難所の良好な生活環境の継続的な確保を図る。

- ア 住民の避難所への適正誘導及び受入れ並びに過密状況を把握する。
- イ 立入禁止区域、土足禁止区域を設定する。
- ウ 防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。
- エ ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。
- オ 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。
- カ 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における安全性の確保など、女性 や子育て家庭のニーズに配慮する。
- キ 保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所における健康相 談、その他必要な保健活動を行う。
- ク 避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、特設公衆電話、インターネット、FAX 等の整備を行うなど、避難者の特性に応じた情報提供手段の確保を図る。

(4) 避難所の感染症対策

村は、インフルエンザ等の感染症予防(手洗い、うがい等)の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。

また、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部署と保健福祉担当部署が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(5) 公衆浴場等の確保

村は、島しょ保健所と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。

また、避難住民に対してその情報を提供するとともに、浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

(6) 要配慮者への配慮

村は、避難所における要配慮者の視点を踏まえた施設・設備の整備に努めるほか、要配慮者の 特性に応じて必要となる物品を確保する。

また、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、障がい特性や個々の状態、ニーズを把握し、必要に応じ福祉避難所への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。

なお、福祉避難所の運営は、障がい特性に応じた支援が必要であり、避難所から福祉避難所へ の移送手段についても確保を図る。

(7) ボランティア等の受入れ

村は、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求める。

ボランティアの受入れに当たっては、「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順により、ボランティアを受け入れるものとし、村災害ボランティアセンター等を通じて、 避難所で活動するボランティアを派遣する。

(8) 避難の長期化への対応

村は、避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に関わる運営スタッフ等の健康状態及び 医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。

また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

さらに、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、宿 泊施設等への移動を避難者に促す。

4 指定避難所以外の被災者への支援

村は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない住宅避難者等に対しても、生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

また、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、都(福祉保健局)等へ報告を行う。

5 動物の救護

(1) 被災動物の保護

飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物については、迅速かつ適切な対応が求められることから、都(福祉保健局)は、都獣医師会等関係団体と協働し、「動物救援本部」を設置し、負傷又は放し飼い状態の被災動物を保護することとしており、村はこの活動に協力する。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

村は、必要に応じて開設した避難所に、動物の飼養場所を確保する。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。

また、同行避難した動物の飼い主に対し、飼養場所の指定、給餌等の適正飼養、衛生管理等について指導する。

第4節 要配慮者の安全対策

村は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、以下に定める事項のほか、避難支援等関係者の安全確保の措置、 名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意するものとする。

1 避難行動要支援者の安否確認等

要配慮者個々人に対応する窓口となる要配慮者対策班を組織し、安否確認を含む状況の把握やサービスの提供等に取り組む。また、村本部に要配慮者対策の担当部門を設置し、要配慮者対策班等から情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る。

2 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ本計画で定めた重要事項等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援等関係者から避難所の管理責任者等に引き継がれるよう措置するとともに、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して次の措置を講ずる。

- (1) 指定避難所(必要に応じて福祉避難所)への移動
- (2) 診療所への移送
- (3) 施設等への緊急入所

3 福祉避難所の開設

福祉避難所を開設した場合、開設日時、場所、避難者数(介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。)、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都(福祉保健局)及び大島警察署、消防団等関係機関に連絡する。

また、福祉避難所等において運営に支障をきたしている場合、東京都災害福祉広域調整センター へ福祉専門職員の派遣を要請する。

派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

4 応急仮設住宅への優先的入居

応急仮設住宅への入居者の選定に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

5 在宅者への支援

要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

第5節 島外への避難 (広域避難・広域一時滞在)

1 協議等

村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、島外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難・広域一時滞在に係る協議等を要請することができる。

(1) 都内への広域的な避難

都内の他の区市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該区市町村に 対して直接要請し、都知事(都福祉保健局)にその旨を報告する。

(2) 都以外への広域的な避難

ア 他の道府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、都知事(都福祉 保健局)に対して当該他の道府県との協議を求める。

イ 村から協議の求めがあった場合、都知事(都福祉保健局)は、他の道府県と協議を行う。また、村から求めがあった場合には、受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域的な避難について助言を行う。

ウ 事態に照らし緊急を要すると認める場合、村は、上記によらず、都知事(都福祉保健局)に 報告した上で、自ら他の市町村と協議する。

2 避難者の移送等

村は、避難者の受入先及び避難手段が確定した後、村は必要に応じて、当該地方公共団体の区域内の警察署に避難誘導の協力要請を行った後、住民へ避難に関する情報の発信を行う。

なお、島外へ避難者を移送する場合は、所属職員の中から移送先における連絡要員を定め、移送 先となる地方公共団体に派遣するよう努める。

移送された被災者の避難所の運営は原則として受入側の地方公共団体が行い、村は運営に積極的 に協力するものとする。

また、広域的な避難により居住地以外の地方公共団体に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の地方公共団体における連携に配慮する。

3 避難者の受入れの備え

村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難・広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の地方公共団体からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第9章 物流・備蓄・輸送対策

関係機関が連携して被災者に対し、生命維持に最低限必要な食料・水・生活必需品等を供給するものとする。

また、輸送車両、輸送拠点等を確保し、災害時の緊急輸送を円滑に行うものとする。

第1節 飲料水の供給

1 給水基準

(1) 対象

災害の発生に伴い水道の供給が不可能となり、又は、井戸等の汚染により現に飲料に適する水 を得ることができない者に実施する。

(2) 給水量

村は、給水計画を確立し、被災住民に対し飲料水の供給を行う。

給水量は、必要最小限として1日一人3リットルを確保するものとし、状況に応じて増量する。

2 給水体制

(1) 情報の収集

給水については、地震が原因で水道管破損による給水停止が最も憂慮される事態である。簡易 水道の被災により断水した場合は、断水筒所、供給人口等の情報を収集する。

(2) 給水資器材の確保

給水活動に使用する給水タンク等の資器材、給水要員等を確保する。 また、被災者が必要な給水袋等も確保する。

(3) 応援要請

村での対応が困難な場合は、都(水道局)、自衛隊に応援を要請する。

また、簡易水道での給水が困難な場合は、船舶による島外からの給水を都(水道局)に要請する。

3 給水活動

(1) 応急給水の実施

村は、第一に私設貯水槽の利用を呼び掛け、なおかつ車両による応急給水を実施する。また、都(水道局)との連携を迅速に行い、あらゆる方法によって給水の確保に努める。

(2) 飲料水の安全確保

村は、避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。 また、都が編成・派遣する環境衛生指導班の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、住民が 自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

4 飲料水の確保

村は、給水体制が整わない場合は、ペットボトル等の保存水を確保し、配布する。

第2節 食料・生活必需品等の供給

1 食料の供給

(1) 給食基準

ア 災害救助法適用前

自らの責任において実施する被災者に対しての給食基準は、災害救助法施行規則記載の限度 額以内とする。

イ 災害救助法適用後

被災者に対する食品の給与は、開設する避難所において、災害救助法の定める基準に従って 行う。

(2) 食品調達方法

村は、離島という特殊事情と財政的脆弱さから災害用応急食品の購入、備蓄が十分にはできないため、災害時における副食物及び調味料は、民間小売業者に緊急調達の協力を委託する。

主食は大島支庁を通じて都(福祉保健局)に対し、災害応急用食料の支援要請を行うものとする。乳幼児用調整粉乳の調達については、あらかじめ指定した業者から購入する。

(3) 食品の輸送及び配分

災害応急食品の輸送はトラック等を使用賃借の上輸送する。

なお、トラック等による輸送が困難な場合においては、人員を確保し、速やかに避難所に届けるものとする。

(4) 炊き出しの実施及び給食配分

災害時の炊き出しは、学校給食施設、交流会館調理場などを利用し、住民の協力を依頼し、必要な人員を確保した上で、円滑に行えるよう努める。

(5) 食品の安全確保

村は、都と連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

- ア 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- イ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- ウ 手洗いの励行
- エ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- オ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- カ 情報提供
- キ 殺菌、消毒剤の調整
- ク 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

※資料編「5-2 副食品取扱店舗一覧」

資料編「5-3 調整粉乳指定業者」

2 生活必需品の供給

(1) 供給方針

被災者からの希望に応じて、毛布、肌着等の生活必需品の貸与や給与を行う。

(2) 調達方法

上記「1(2) 食品調達方法」と同様、備蓄に限りがあるため、備蓄品を除く生活必需品に関

しては、民間小売業者と協力し、調達に支障なきよう取り計らうものとする。

(3) 生活必需品の配分

災害時における生活必需品の配分に当たっては、配分対象者の把握に努めるとともに、配分場所、配分方法、並びに従事者の確保等を十分に検討した上で、配分計画を立てるものとする。 また、迅速かつ公平に配分するために、関係機関にも協力を要請する。

3 義援物資の取扱い

平成 24 年 7 月 31 日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

村は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問い合わせ先等を広報するなど迅速に対応していくものとする。

4 燃料の供給

村は、都と協力して石油関係団体をはじめとした関係団体等と連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう努める。

第3節 輸送対策

1 輸送車両の確保

村は、災害応急対策実施のため、必要な車両を迅速に調達できるよう配慮する。

災害予防及び災害復旧等による人員・物資の搬送には、全車両を配備し、運行に支障をきたさないよう態勢を整える。

なお、やむを得ず不足が生ずる場合は、島内の個人車両を使用賃借し、それでもなお不足が生じる場合においては、都(財務局)へ調達のあっせんを速やかに要請するものとする。

2 輸送拠点等の確保

(1) 地域内輸送拠点の設置

村は、村外からの食料・生活必需品等を受け入れ、避難所等へ搬送するための仕分け・一時保管を行うため、新島港船客待合所及び周辺を地域内輸送拠点として活用する。

(2) ヘリコプター離着陸場の確保

村は、安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害時において迅速に措置できる離着 陸場を確保するとともに、ヘリコプターの離着陸に支障が生じないための必要な措置、地上の支 援等を実施する。

3 災害時における交通規制

村は、災害発生直後の交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と応急対策に必要な緊急車両の交通を確保するため、警察に対して交通規制の要請等、協力を依頼する。

なお、交通の妨害になる倒壊した樹木、電柱他、破損した電線等の除去及び損壊した道路等の応 急補修は、各関係機関が相互に協力し、迅速に補修の促進を図るものとする。

4 その他

その他大規模災害(噴火等)により住民全員の広域的な避難が必要となる事態となった場合は、「東京都地域防災計画」の定めるところにより、至急船舶、航空機の派遣要請を行う。

第10章 ごみ・し尿・廃棄物等の処理、障害物の除去

災害時のごみ、障害物の処理を迅速に行うとともに、トイレの確保及びし尿の収集・運搬を行い、 住民の生活環境の保持を図るものとする。

第1節 ごみ処理

1 ごみの処理方針

村は、災害等により排出される大量のごみを迅速に処理し、被災地の衛生環境の確保を図るとともに、日常生活の早期回復に資する。

2 ごみの処理方法

- (1) 村は、災害地の環境衛生の短期回復を図るため、災害が発生した場合は、平常作業を中止して 全能力をもって処理に当たるものとし、人員の臨時雇い上げ、車両の確保等を行い、早期処理の 達成に努める。また、必要に応じて都(環境局)へ応援要請を行い、処理体制を確保する。
- (2) 収集したごみは、できる限り村内の施設において処理するが、村内での処理が困難である場合は、島外への搬出について、都(環境局)に対して応援要請を行う。

第2節 トイレの確保及びし尿処理

1 トイレの確保及びし尿処理方針

村は、被災地におけるトイレ対策及びし尿処理業務等の対策を実施する。ただし、村のみでは実施することが困難な場合は、都(総務局・環境局)に対して応援要請を行う。

なお、し尿及び生活雑排水は、浄化槽により一部処理しているが、今後においても自然環境に配 慮し浄化槽による処理を推進していくものとする。

2 し尿の処理方法

(1) 地域における対応

発災後、ライフラインの供給が停止した場合においても、可能な限り既設水洗トイレが使用できるよう事業所、家庭では、平素から水の汲み置き等により、断水時に備えた生活用水の確保に努めるものとする。

(2) 避難所等における対応

発災後、断水した場合、村は、プール等で確保した水を利用し、水洗トイレが使用できるように努める。また、浄化槽が被災した場合など避難所等の状況により、仮設トイレ等の確保に努め、衛生環境に配慮する。

(3) し尿の収集・処理

被災地のし尿処理について、委託清掃作業従事者のみで対処できない場合、村は、人員の臨時 雇い上げ、車両の確保等を行い、早期処理の達成に努める。

また、必要に応じて都(環境局)へ応援要請を行い、収集体制を確保する。

3 トイレ対策

(1) 仮設トイレの確保

村は、断水により水洗トイレが機能しない場合は、仮設トイレを事業者等から確保し、避難所等に設置する。村で確保できない場合は、都(総務局)に要請する。

なお、仮設トイレは、要配慮者用トイレや防犯性の高いトイレを確保するよう配慮する。

(2) その他の手段の確保

村は、仮設トイレ以外に簡易トイレ、組み立てトイレ(マンホール用)など、多様な災害用トイレの確保を図る。

また、自宅等の既存のトイレが使用できるよう、非常用のトイレセットの確保に努める。

第3節 障害物の除去

1 住宅関係障害物除去

村は、災害により生じた土石類の除去について、自己の資力で賄うことができないと判断した者に限り、村保有機材の賃借、その他の協力を実施する。

また、災害救助法適用時には、除去対象戸数等必要な事項を調査し、大島地方隊長を通じ都知事に応援を要請する。

2 道路関係障害物除去

村は、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに都(建設局)に報告するとともに、関係機関と相互に密接な連絡をとり、所管する道路上の障害物を早急に除去し、速やかに道路の修理復旧を施行する。

なお、関係各部は一致協力し、これらの応急修理を最優先事項とし、迅速に対応するものとする。

3 その他

障害物除去作業に関し、機械力、労務者に不足が生じた際は、村内業者に協力を要請し、障害物除去の促進を図る。

※資料編「6-6 建設業協力業者」

第4節 災害廃棄物処理

村は、被災状況を踏まえ、災害廃棄物処理体制を確立し、再利用又は適正処理を基本とした迅速な処理を実施する。このため、「東京都災害廃棄物処理計画」を踏まえ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所のごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、他の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、あらかじめ計画しておくよう努めるものとする。

また、災害の規模、被災状況によっては、都(総務局・環境局)に対して応援を要請する。

1 災害廃棄物処理実行計画の作成

村内の被災状況を確認し、被災の規模に応じて災害廃棄物の発生推定量を算出、集積場所及び最終処分場を決定し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定する。

2 災害廃棄物の収集・処理

大量にがれき等が発生した場合は、公共用地等に仮置場を設置する。

村の処理能力を超えるがれきが発生する場合は、仮置場にて、選別、焼却、破砕等の処理を行うが、被災状況を都(環境局)に報告し、必要に応じて応援を要請する。

なお、環境大臣によって村が廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理 の代行を国に要請することができる。

第 11 章 ライフライン施設の応急・復旧対策

水道、電気、通信、LP ガスなどのライフライン関係機関における活動態勢を確立するとともに、ライフライン関係機関が相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施するものとする。

第1節 水道施設

村は、被災した水道施設の応急対策を次のとおり実施する。

1 災害復旧用資器材の調達

災害時の配水管及び給水装置等の資材について、村内の建設業者の応援を得て対処することとし、 なお、不足する場合には、都(水道局)に対して支援を要請し、調達する。

2 施設の点検

災害発生後、速やかに水道施設及び工事実施中の箇所等を点検し、被害状況を把握する。

3 応急措置

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害が拡大するおそれがある場合には、速やかに応急措置を行う。

4 復旧対策

被災した水道施設の復旧を次のとおり実施する。

- (1) 水源・導水施設の復旧
 - 水源・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。
- (2) 浄水施設の復旧

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

(3) 管路の復旧

復旧に当たっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位に基づき、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要性、浄水施設・配水施設の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。

なお、資器材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管 等の仮復旧を実施する。

※資料編「6-6 建設業協力業者」

第2節 電気施設

災害により電力施設に被害があった場合の停電による被害は、ライフライン施設にも影響し、広範囲 に被害が拡大するおそれがある。

災害時における停電を回避するため、東京電力グループは、電力施設の機能の維持、復旧等について 応急対策を実施し、村本部との情報共有・連携体制を確立して応急・復旧対策を実施する。 復旧は、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中枢となる役場、避難所等を優先するものとし、各設備の復旧は、災害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものからあらかじめ定めた手順により行う。

また、設備巡視を強化し、切れた電線による感電等の二次災害防止対策を実施する。

第3節 通信施設

災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱のおそれが生ずるなどその影響は大きい。

指定公共機関である各通信事業者は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行うとともに、 それぞれの計画に基づき、応急・復旧対策を実施する。

第4節 LPガス

LP ガス事業者は、LP ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

第12章 公共施設等の応急・復旧対策

公共土木施設並びにその他の公共施設等の管理者は、機能回復のため、迅速に応急・復旧措置を行う ものとする。

第1節 公共土木施設等

1 道路

道路管理者(村、大島支庁)は、管理する道路について、パトロール等による広報を行うととも に、交通規制等の措置又は迂回道路の選定など、通行者の安全対策を講じる。

また、基幹道路から早急に応急措置を実施し、交通の確保を図る。

2 港湾等

(1) 港湾施設

都(大島支庁)は、地震、津波、高潮等により水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾施設及 び漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協力して必要な応急 措置及び応急・復旧対策を行う。

(2) 漁船係留施設、海岸施設

災害により海岸施設に破壊、崩壊等が生じた際は災害の拡大を防止するため、村は、港湾工事の専門家等と相談の上、応急対策を実施するなど機能回復に全力を挙げる。特に漁船係留施設等は、本村の基幹産業の1つであるため、優先的に復旧対策に着手するものとする。

3 砂防、急傾斜地崩壊防止施設等

村は、被害の発生状況等の情報を収集し、都(大島支庁)に報告する。

また、土砂災害の危険性が高い箇所について関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ、避難指示等を発令し、避難活動を実施する。

都(大島支庁)は、砂防、急傾斜地崩壊防止施設等の応急措置及び応急復旧対策を実施する。

第2節 社会公共施設等

1 公共施設

役場庁舎、診療所等の公共施設の応急対策は、各施設の管理責任者が関係機関と連携し、次のとおり応急対策を行うものとする。なお、公共施設は、防災上重要な拠点となることから、施設の応急対策に係る作業については優先的に着手するものとする。

- (1) あらかじめ定めた計画に基づき、利用者の安全確保を行うとともに、通信手段の確保に努める。
- (2) 状況に応じ、関係機関に対して人的、物的応援を要請するなど必要な措置をとり、万全を期する。
- (3) 学校・保育施設は、「第3部 第14章 応急教育・保育対策」に定めるところによる。

※資料編「4-1 村有公共施設(建物)一覧」

2 社会福祉施設等

社会福祉施設等の責任者は、被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。また、必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。

さらに、利用者の状況、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定するものとし、施設単独での復旧が困難である場合は、村が組織した「要配慮者対策班」等関係機関に連絡し援助を要請する。

3 文化財施設

(1) 応急対策

ア 文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、直ちに関係機関に通報するととも に、被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、都教育委員会を経由して、その結果 を文化庁長官に報告する。

イ 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

(2) 復旧対策

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、都教育委員会、村教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

第13章 大規模事故等の応急対策

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い発生する、危険物等災害、大規模な船舶、航空機事故、 また、災害時において危険動物が逸走する事態に対し、防災関係機関と連携して応急対策を講じ、被害 拡大防止の一層の充実・強化を図るものとする。

第1節 危険物事故

大規模事故災害への対策は、原則として、第1に事故の原因者が、第2に消防及び警察が対応に当たるが、事故災害による被害が甚大な場合、あるいは住民等へ影響が及ぶおそれがある場合、防災関係機関は、相互に協力の下、被害の拡大防止を図る。

1 応急措置

(1) 危険物等取扱事業者の対応

石油類、高圧ガス等の各危険物等取扱事業者は、事故が発生した場合は、速やかに関係機関に 連絡するとともに、応急措置を実施して被害の拡大を防止する。

(2) 消防団の対応

消防団は、危険物の事故が発生した場合、次の措置をとる。

- ア 事業者との緊密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。
- イ 消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。
- (3) 大島警察署の対応

大島警察署は、危険物の事故が発生した場合、次の措置をとる。

- ア 関係機関との連絡通報を行う。
- イ 村長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、又は村長から要求があったときは、 避難の指示を行う。
- ウ 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- エ 避難路の確保及び避難誘導を行う。
- (4) 村の対応

村は、危険物の事故が発生した場合、必要に応じ、事業者に対して情報連絡及び応急措置の実施を指示するとともに、次の措置をとる。

- ア 避難指示等
- イ 避難誘導
- ウ 避難所等の開設
- エ 避難者の保護
- 才 情報提供
- カ 関係機関との連絡

2 応急・復旧対策

都(大島支庁)は、村等と連携の下、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第2節 船舶事故、航空機事故等

1 活動態勢

村は、村内又はその周辺で、船舶事故、航空機事故等の事故発生の情報を把握した場合は、警戒 第1配備をとり、関係機関からの情報収集を行う。

情報収集の結果、村の対応が必要な場合は、災害の規模に応じた非常配備態勢をとり、対応に必要な職員を動員する。

また、必要に応じて村本部を設置する。

2 応急対策

村は、大島警察署、都(大島支庁)、海上保安庁等の関係者と連携して次の措置をとる。

- (1) 被災者の救助
- (2) 消火
- (3) 負傷者の応急医療救護、搬送
- (4) 住民への避難指示等
- (5) 乗客等への一時待機場所、飲料水、食料等の供給
- (6) 救助機関等への施設の提供等

また、都(大島支庁)は、救助船舶の岸壁使用について、優先的使用ができるよう必要に応じ、 他船舶の移動、接岸の制限を行う。

3 流出油への対応

沿岸及び船舶等から大量の油等が流出した場合、又はこれに伴う火災が発生した場合、下田海上保安部、東京消防庁、警視庁及び都(大島支庁)は、人命救助、消火活動、油拡散防止、付近の船舶等の安全確保及び沿岸住民への被害防止等の措置を講じる。

村は、住民への火気管理の徹底指導、陸上への被害拡大防止、住民への避難指示等を行う。

第3節 危険動物の逸走時対策

村は、住民が飼養している特定動物等(特定動物及び人に危害を加えるおそれのある危険動物)の逸 走の通報があった場合は、都、大島警察署等と協力して、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の 収集、住民の避難等の対策を行う。

第 14 章 応急教育·保育対策

災害時における児童・生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、平常時から避難 体制の整備を図るとともに、災害時において教育の中断を最小限にとどめるよう努めるものとする。

第1節 応急教育対策

1 事前準備

学校長は、学校の立地条件などを考慮した上で、副校長、教職員等と綿密な検討を重ね、災害時の避難方法、応急教育、指導の方法などについて、あらかじめ適正な計画を立てておくものとする。

- (1) 避難について特に綿密な計画を樹立しておき、それに基づいて行動することとし、児童・生徒等の安全確保に万全を期する。
- (2) 常に気象状況等に注意を払い、災害発生のおそれがあると判断した際は、円滑に児童・生徒の帰宅、避難が実施できるよう備える。
- (3) 次の事項に留意の上、応急教育体制の整備に努める。
 - ア 災害が発生するおそれがあるときは、学校行事、会議、出張を中止すること。
 - イ 児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討すること。
 - ウ 村教育委員会、警察、消防団及び保護者への連絡網を確認すること。
 - エ 勤務時間外においては学校職員の所在を確認し、非常招集の方法を事前から定め職員に周知させておくこと。

2 応急対策

学校長は、災害時において次の措置を講ずる。

- (1) 児童・生徒が在校中や休日等の部活動など、学校の管理下にあるときは、安全確認ができるまでの間、安全が確保された場所で保護し、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引き渡しができる場合には、児童・生徒を帰宅させる。また、保護者に対しては、児童・生徒の安全な引き渡しを行う。
- (2) 災害の規模、児童・生徒、教職員並びに施設等の被害状況を速やかに把握し、村教育委員会に連絡する。
- (3) 状況に応じて、村教育委員会と協議の上、臨時休校等の適切な措置をとる。
- (4) 学校施設が避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、火災予防について十分な措置をとる。
- (5) 関係機関に対し人的、物的応援を要請し、学校施設の応急修理を迅速に実施する。なお、施設 の応急対策に係る作業については他の公共施設と同様に優先的に着手するものとする。

3 応急教育対策

(1) 応急復旧対策

学校長及び村教育委員会は、教育活動の早期復旧に向け、次の対策を行う。

ア 学校長

(ア) 学校職員の状況を把握するとともに、学校施設及び児童・生徒の被害状況について調査

を行う。

- (イ) 調査により教材等に不足が生じた際は、村教育委員会に連絡し、不足品の支給に協力する体制を整える。また、あらかじめ定めた計画に基づき、臨時の学級編成等種々の措置を講ずることを検討する。この場合、その旨を村教育委員会に報告する。
- (ウ) 避難した児童・生徒については訪問、面談を行い、状況の把握に努め、個別に指導を継続するよう取り計らう。なお、指導内容は主として健康、安全教育、生活指導に重点を置くものとする。
- (エ) 児童・生徒及び保護者に対しても応急教育の実施について周知徹底させ、円滑な運用が 図れるよう努める。
- (オ) 学校を避難所として提供したために長期間教室が使用できない状況となった場合は、村 教育委員会と協議し、他の公共施設の確保を図るなど、平常授業が早期に再開できるよう努 める。

イ 村教育委員会

- (ア) 情報指令伝達網の確立と指示事項の周知徹底を図る。
- (イ) 台風、高潮、津波等で学校施設において教育活動ができない状態にあると判断した場合には、緊急に学校長及び都教育庁と連絡を密にして、応急教育計画などを作成する。
- (ウ) 児童・生徒の実態を十分把握し、生活環境の急激な変化による心理的な不安や動揺を早 急に解消するためにも教育活動の中断がないように努める。
- (エ) 被害を受けた施設のうち、緊急に復旧を必要とするものについては、計画を立て速やか に復旧を行う。
- (2) 学用品の調達及び支給

学用品の支給対象、期間、費用の限度等は、災害救助法施行細則(昭和38年東京都規則第136号)に定めるところによる。

災害により失った学用品の調達は、村教育委員会が学用品の調達数量及び給与対象者を取り まとめ、都知事(都教育庁)に報告する。

なお、学用品の配分は都知事より職権の委任を受けた村長が実施することとなっているが、給 与の迅速化を図るため、必要に応じ村教育委員会や、学校長も配分できることとする。

第2節 応急保育

1 事前準備

保育園長は、災害時における園児の生命及び身体の安全並びに保育活動の確保を図るため、保育園の立地条件などを考慮した上で、災害時の避難方法、応急保育の方法などについて、あらかじめ適正な計画を立てておくものとする。

2 応急対策

保育園長は、災害時において次の措置を講ずる。

- (1) 園児を保育中は、安全確認ができるまでの間、安全が確保された場所で保護し、安全確認ができ、なおかつ確実に保護者等への引き渡しができる場合には、園児を帰宅させる。また、保護者に対しては、園児の安全な引き渡しを行う。
- (2) 災害の規模、園児、保育士並びに施設等の被害状況を速やかに把握し、村に連絡する。

- (3) 状況に応じて、村と協議の上、臨時休園等の適切な措置をとる。
- (4) 関係機関に対し人的、物的応援を要請し、保育施設の応急修理を迅速に実施する。なお、施設の応急対策に係る作業については他の公共施設と同様に優先的に着手するものとする。

3 応急復旧対策

村は、保育園の被害状況を把握し、応急復旧を行い、早期に保育を再開するよう努める。 また、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続を省き、一時的保 育を行うよう努める。

第 15 章 応急生活対策

災害からの速やかな復旧を図るとともに、被災者等の生活再建に向け、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援対策を講ずるものとする。

第1節 被災住宅の応急危険度判定

1 判定の実施

村は、地震により多くの建築物が被災した場合、二次災害防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定(応急危険度判定)を行うための実施体制を整備する。

また、都(都市整備局)に対し、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録している建築物の 応急危険度判定員の出動要請及び必要となる支援等を要請する。

2 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

第2節 被災宅地の危険度判定

1 判定制度の目的

地震や大雨等により被災した宅地について、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度を 判定することによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全の確保を図る。

2 判定対象宅地

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第1号に規定する宅地(農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地)のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長(村長)が危険度判定の必要を認める建築物の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

3 判定の実施

- (1) 村長は、災害の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- (2) 都知事は、村から被災宅地危険度判定士の派遣等の支援要請を受けたときは、都に危険度判定支援本部を設置し、速やかに被災宅地危険度判定士に協力を依頼する等、支援措置を講じる。また、災害の規模が極めて大きく広範囲にわたるときは、必要に応じて他府県に対して被災宅危険度判定士の派遣等を要請し、又は国土交通省に対して被災宅地危険度判定士の派遣等について調整を要請する。

4 判定結果の表示

- (1) 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- (2) 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを

容易に識別できるようにする。

第3節 住家被害認定調査及び罹災証明書交付

1 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備

村は、平常時において「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、次のとおり、災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制の整備に努める。

- (1) 住家被害認定調査や、罹災証明書発行体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施する。
- (2) 応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。
- (3) 住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施できるよう体制の整備を図る。

2 罹災証明書の交付準備

村は、住家被害認定調査及び罹災証明書交付のための準備を進める。

- (1) 住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。
- (2) 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資器材の確保を行う。
- (3) 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び 庁内外の関係部署と共有した上で、被害認定調査を実施する。
- (4) 災害が原因で発生した火災による被害状況調査の実施に向けて、東京消防庁と連携を図る。

3 罹災証明書の交付

村は、住家被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成する。

- (1) 住家被害認定調査を実施するとともに、調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。
- (2) 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について 庁内調整するとともに、交付場所や資器材を確保する。また、都や他区市町村と交付日程の足並 みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。
- (3) 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には再調査(第2次調査)を実施する。
- (4) 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進 捗状況を管理する。
- (5) 災害が原因で発生した火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、東京消防庁と連携を図る。

第4節 被災住宅の応急修理

1 住宅の応急修理

(1) 応急修理の目的

ア 災害救助法が適用された地域内において、災害により住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性 を維持する。

イ 取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

(2) 対象者

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急 修理ができない者及び大規模な補償を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半 壊した者

(3) 応急修理事務の実施

村は、都が定める実施要領に基づき、都から委任され実施を決めた場合、被災者からの応急修理の申込みを受け付け、村長が発行する罹災証明書等により、対象者であることを確認し、対応する。

2 応急修理の方法

(1) 修理

都(住宅政策本部)が、一般社団法人東京建設業協会又は全国建設労働組合総連合東京都連合会のあっせんする応急修理を行うことができる建設業者のリストを提示し、それを参考に村が作成したリストの中から被災者が選定した業者が、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

(2) 修理費用の範囲

1世帯当たりの限度額は、国の定める基準以内

(3) 期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

3 応急修理後の事務

応急修理を実施した場合、村及び都(住宅政策本部)は、必要な帳票を整備する。

第5節 応急仮設住宅の供給

1 供給の目的

災害救助法が適用された地域において、災害により住家が滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に対し、仮設住宅の建設、公的住宅の活用により応急仮設住宅を供給する。

2 供給の実施

都(住宅政策本部)は、被害状況に応じて、建設型応急住宅、都営住宅等の公的住宅の活用により応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供給する。

都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅等の 供与について協力要請を行う。

- (1) 建設型応急住宅
 - ア 建設候補地の確保

村は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設候補地を定める。

- (ア) 接道及び用地の整備状況
- (イ) ライフラインの状況(埋設配管)
- (ウ) 避難場所などの利用の有無

イ 建設地

都(住宅政策本部)は、建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。

ウ 構造及び規模等

- (ア) 平屋建て・2 階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。
- (4) 必要に応じ、高齢者や障がい者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
- (ウ) 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。
- (エ) 1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。

工 建設工事

- (ア) 災害発生の日から20日以内に着工する。
- (4) 一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造 建設事業協会又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事 を発注するほか、必要に応じ、他の建設業者にも発注する。
- (ウ) 都(住宅政策本部)は、必要に応じて工事の監督を村等に委任する。

オ その他

村は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

(2) 公的住宅の活用による一時提供型住宅

都(住宅政策本部)は、村に対して、公営住宅の空き家の確保・提供を求め、被災者に供給する。

- (3) 入居資格
 - ア次の各号の全てに該当する者のほか、都知事が必要と認める者とする。
 - (ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者
 - (イ) 居住する住家がない者
 - (ウ) 自らの資力では住家を確保できない者
 - イ 使用申込みは1世帯1箇所限りとする。
- (4) 入居者の募集・選定
 - ア 応急仮設住宅の入居者の募集計画は都が策定して村に住宅を割り当てるとともに、入居者の 募集及び選定を依頼する。
 - イ 村は、住宅の割り当てを受けた場合、被災者に対し募集を行う。
 - ウ 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき村が入居者の選定を行う。

- (5) 応急仮設住宅の管理及び入居期間
 - ア 応急仮設住宅の管理は、原則として供給主体が行い、村は、入居者の管理を行うとともに、 必要な帳票を整備する。
 - イ 応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都知事が定め る。

第6節 公営住宅の応急修理

村は、応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な公営住宅等について、都と協力して応急修理に当たる。

第7節 被災者の生活確保

1 生活相談

村は、必要に応じて被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

また、被災者台帳に基づく各種被災者生活再建支援業務を推進する。

2 災害弔慰金等の支給

- (1) 村及び都(福祉保健局)は、自然災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、自然災害により精神的又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。
- (2) 日赤東京都支部は、災害救援品の支給基準に基づき、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援品の配分を行う。

3 災害援護資金等の貸付

- (1) 村及び都(福祉保健局)は、災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。
- (2) 都(福祉保健局)及び東京都社会福祉協議会は、被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直 しのための生活福祉資金や、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付け る(生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外)。

4 被災者生活再建支援金の支給

村及び都(福祉保健局)は、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、 都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

5 職業のあっせん

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、次の措置を講じる。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 公共職業安定所に出向くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

6 租税の徴収猶予及び減免等

- (1) 村及び都(主税局)は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)又はそれぞれの条例で定めるところにより、納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講じる。
- (2) 村は、介護保険料等についても、関係規程に基づいて期限延長、徴収猶予、減免等の特別措置を講ずる。

7 事業者への融資

(1) 中小企業への融資

都(産業労働局)及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

(2) 農林漁業関係者への融資

都(産業労働局)は、被災した農林漁業関係者に対する生活支援策を、迅速に実施する。

- ア 株式会社日本政策金融公庫による融資
- イ 経営資金等の融通
- ウ 農林漁業団体に対する指導

8 その他の生活確保

次の機関は、災害救助法の適用等、被害の状況に応じて被災者に対する生活確保支援策を講ずる。

機関名	対策内容		
古古光風已	○雇用保険の失業給付に関する特別措置		
東京労働局	○労働保険料等の徴収の猶予		
関東森林管理局	○国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請		
	○被災者に対する郵便葉書等の無償交付		
日本郵便	○被災者が差し出す郵便物の料金免除		
	○被災地宛て救助用郵便物の料金免除		
日本放送協会	○日本放送協会放送受信料免除基準に基づく被災者の受信料免除		
口	○状況により避難所への受信機の貸与		
NTT 東日本	○基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化		
NTT コミュニケーションズ	○電話料金の支払期限の延長		
NTT ドコモ	○料金の減免等の措置の周知		

第8節 義援金の取扱い

1 義援金募集の検討

都(福祉保健局)、村、日本赤十字社等の各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行う か否かを検討し、決定する。

2 東京都義援金配分委員会の設置

- (1) 義援金を適切に募集・配分するため、東京都災害対策本部に東京都義援金配分委員会(以下「都委員会」という。)を設置し、次の事項について審議し、決定する。
 - ア 被災区市町村への義援金の配分計画の策定
 - イ 義援金の受付・配分に係る広報活動

- ウ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項
- (2) 都委員会は、都、区市町村、日本赤十字社東京都支部、その他関係機関等の代表者により構成する。

3 義援金の募集・受付

(1) 村独自の義援金

村が独自で義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱うものとし、義 援金の募集・受付に関しては、都(福祉保健局)、日本赤十字社、関係機関等と情報を共有する。

(2) 都の義援金募集への協力

村は、都の義援金募集に協力して受領した義援金について、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振り込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。

なお、送金するまでの間は、「預かり金」として銀行口座で一時保管する。

4 義援金の配分

(1) 都委員会からの受入れ

村は、都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都(福祉保健局)に報告する。

(2) 義援金の支給

村は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。また、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。

第 16 章 災害救助法・激甚災害の運用

災害が発生し、村の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

また、大規模な被害が発生した場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)による財政援助等を受け、迅速かつ適切な復旧を 実施するものとする。

第1節 災害救助法の運用

1 災害救助法の適用

- (1) 災害救助の実施機関
 - ア 東京都の地域に災害が発生し、災害救助法の適用基準に該当する被害が生じた場合、都知事 は災害救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施 する。
 - イ 村長は、災害救助法に基づき、都知事が救助に着手したときは、都知事を補助し、被災者に 対して必要な救助を実施する。
 - ウ 都知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を村長に委任する。 なお、災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができ ないとき、村長は、救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について 都知事の指示を受ける。
- (2) 災害救助法の適用基準
 - ア 災害が発生した場合

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号)第1条に定めると ころによるが、本村における適用基準は、次のいずれかに該当する場合である。

- (ア) 村の区域内の住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第1に定める数(30世帯) 以上であること。
- (イ) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第2に定める数(2,500世帯)以上であって、村の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第3に定める数(15世帯)以上であること。
- (ウ) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第4に定める数(12,000世帯)以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (エ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。
- イ 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が基本法に基づく災害対策本部を設置し、所 管区域を告示した場合で、村において現に救助を必要とする者に対して行う。

- (3) 被災世帯の算定基準
 - ア 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

(ア) 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

(イ) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、 又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の 損害割合が20%以上50%未満のもの

(ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

上記(ア)及び(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、 又は土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

- ウ 世帯及び住家の単位
 - (ア) 世帯とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。
 - (4) 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で 居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの 等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。
- (4) 救助法の適用手続
 - ア 村長は、災害に際し、村における災害が、前記の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、 又は該当する見込みがあるときは、大島支庁を経由して直ちにその旨を都知事に報告しなけれ ばならない。
 - イ 都知事は、村からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたとき は、直ちに、災害救助法に基づく救助の実施について、村及び都各局に指示するとともに、関 係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知又は報告する。

また、災害救助法を適用したときは、速やかに公布する。

- (5) 救助の種類
 - ア 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであ り、次のような種類の救助がある。
 - (ア) 災害が発生した場合
 - a 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - b 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - c 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
 - d 医療及び助産
 - e 被災者の救出
 - f 被災した住宅の応急修理
 - g 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

- h 学用品の給与
- i 埋葬
- i 前各号で定めるもののほか、政令で定めるもの
- (イ) 災害が発生するおそれがある場合 避難所の設置(救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がな

避難所の設置(救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで)

イ 救助は、現物によって行うことが原則であるが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要 とする者に対し、金銭を給付することができる。

なお、救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき都知事が 定め、村をはじめとする関係機関に通知される。

※資料編「5-5 被害程度の認定基準」

資料編「5-6 災害救助法上(災害の発生から終了まで)の流れ」

2 救助実施体制の整備

(1) 救助実施体制の整備

救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。そのため村は、災害救助法が適用された後、村本部の組織を救助実施組織として活用できるよう、拡充整備を図るとともに、事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努める。

(2) 被害状況調査体制の整備

災害救助法を適用するに当たって、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要がある ため、村は、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

(3) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が義務づけられている。救助業務に当たる者は、災害時に遅滞なく業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておくものとする。

※資料編「5-7 災害救助関連必要帳票一覧」

3 災害報告及び救助実施状況の報告

(1) 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、 決定報告の3段階がある。これらの報告は、救助用物資、義援金の配分等の基礎になるほか、各 種の対策の基礎資料となる。このため村は、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに 都知事に報告する。

(2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、 村及び都各局は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ご とに記録、整理し、都知事に報告する。

※資料編「5-8 災害報告の様式」

資料編「5-9 災害救助法による救助の程度・方法及び期間」

第2節 激甚災害の指定

1 激甚災害制度の概要

- 政府は、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は 被災者に対する特別の助成措置を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、 中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害を「激甚災害」として指定するとともに、当 該激甚災害に対し適用すべき措置を合わせて指定することとしている。
- 激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への補償の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。
- 激甚災害の指定は、中央防災会議が定めている「激甚災害指定基準」(本激の基準)及び「局地 激甚災害指定基準」(局激の基準)による。
- 激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するの に対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行 う。
- ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等の全てが特例措置を受けられる わけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用される。

2 激甚災害に関する調査報告

村長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、 都知事に報告する。

3 特別財政援助等の申請手続等

村は、激甚災害の指定を受けた場合、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出しなければならない。

第4部 災害復興計画

第1章 復興本部

応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。復興に際しては、被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

大規模な被害が発生した場合、村は、速やかに復興に関する方針を定めて都や関係機関に働きかけ、 積極的に復興対策に取り組むものとする。

第1節 復興本部の設置

村長は、災害により相当の被害を受け、かつ、復興に相当の期間を要すると考えられる場合、被災後 1週間程度の早い時期に復興本部を設置する。

第2節 復興本部組織・業務

1 組織

復興本部は、復興事業を長期的視点に立って速やかに、かつ、計画的に実施する組織であり、災害応急・復旧対策を臨時的、機動的に実施する災害対策本部とはその目的と機能を異にする。

しかしながら、復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的な変化を 伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所掌する応急的な事務事 業に準じた組織とする。

- (1) 本部長、副本部長 本部長は村長とし、副本部長は副村長とする。
- (2) 本部員 本部員は、災害対策本部構成員に準ずることを基本とし、被災状況に応じて決定する。
- (3) 事務局 復興本部を運営する復興本部事務局は、防災担当課が担当する。
- (4) 復興本部会議

必要に応じて復興本部の下に復興本部のコアメンバーで構成する復興本部会議を設置し、復興本部に付議する議案の調整等を行う。

2 復興本部の業務

復興本部は、復興基本方針及び復興計画を早期に策定することにより、復興事業指針等を住民に明確に示すとともに、具体的な復興事業を推進する。

第2章 復興計画の策定

復興計画は過去の災害の教訓を生かし、次の災害に備えた災害に強い安全なまちづくりを推進するためのプランである。

復興計画の策定に当たっては、村内の状況を的確に把握し、防災の視点から道路、公園、公共施設等の被災状況や住民の意向及び将来における防災性等を踏まえ、復興計画案を早い時期に作成するものとする。

第1節 復興基本方針の策定

本部長は、復興後の住民生活及び市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本戦略を明らかにするため、必要に応じて復興本部会議の審議を経て、「復興基本方針」を策定し、公表する。

復興基本方針の策定に当たっては、次の事項に配慮する。

- (1) 暮らしのいち早い再建と安定
- (2) 安全で快適な生活環境づくり
- (3) 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造

第2節 震災復興計画の策定

本部長は、復興基本方針に基づき、復興に係る村政の最上位の計画として、総合的な復興計画を策定する。この復興計画では、復興の基本目標と村が実施する復興事業の体系を明らかにする。

なお、都の災害復興計画が策定される場合には、それとの整合性に配慮するものとする。

第3節 特定分野計画の策定

復興に当たり、その性質上具体的な事業計画等を必要とする分野については、総合的な復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

1 住宅の復興

住宅復興に向けて、住宅の被害状況を的確に把握した上で、住宅供給の目標やその実現のための施策の方向等を示すとともに、復興への支援施策として、公的住宅の供給や被災者自身による住まいの確保支援など、多様な住宅対策を講じる。

2 暮らしの復興

住民の暮らしを被災前の状態に回復させるため、保健・医療・福祉・文化・社会教育、消費生活等に関する対策を総合的に推進する。

また、ボランティアや NPO 等が活動しやすい環境の整備を図るとともに、これらの団体等との連携の下、生活基盤・環境を創造的に形成する。

3 産業の復興

第4部 災害復興計画

災害からの産業の復興に当たって、早期の事業再開等が円滑に進むよう支援するとともに、中長期的視点に立ち、村の産業振興を図る施策を進める。

復興過程においては、自力再建までの一時的な事業スペースの確保への支援、施設再建のための 金融支援、取引等のあっせん、物流の安定など、総合的な対策を講じる。

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 対策の方針

第1節 対策の目的

南海トラフ地震防災対策推進計画(以下「推進計画」という。)は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「特別措置法」という。)第5条の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 基本的な考え方

都の実施した「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」では、島しょ部に大津波が襲来し、多大な被害をもたらす想定結果となっており、本村を含む全町村が推進地域に指定された。これらの地域における防災対策については、次の2つの視点の下で防災対策を推進するものとする。

<視点1> 「津波による人的被害ゼロ」を目指した迅速な避難対策

<視点2> 孤立する可能性がある地域特性を踏まえた対策

第3節 防災関係機関の役割、住民等の基本的責務

1 防災関係機関の役割

村、都及び防災関係機関の役割は、「第1部 第3章 第1節 防災関係機関の役割」に定めるところによる。

2 住民と地域の防災力向上

(1) 自助による住民の防災力向上

住民は、「自らの生命は自ら守る」ために必要な備えを推進するとともに、短時間に巨大津波が到達することを踏まえ、次のような迅速な避難行動の確保のための取組に努める。

- ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- イ 日頃からの出火の防止
- ウ 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の設置、維持管理
- エ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下・飛散防止
- オ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- カ 避難方法、津波の到達時間、津波危険予想区域、避難先、避難誘導策等を確認しておく。
- キ 水 (1日一人3リットル目安)・食料・医薬品・携帯ラジオ・簡易トイレ・モバイルバッテリーなど非常持出用品の準備及び地域内の応急給水拠点の確認をしておく。
- ク 家族で地震発生時における役割分担、避難、連絡方法、安否確認方法(災害用伝言ダイヤル 171 等)などをあらかじめ話し合っておく。また、各自の行動予定を確認しておく。
- ケ 村・都、自主防災組織等が行う防災訓練又は防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識 及び行動力を高める。

- コ 地域ごとの津波避難計画の策定へ参画する。
- サ 避難行動要支援者がいる家庭では、村の定める要件に従い、差し支えがない限り、村が作成 する「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円 滑かつ迅速な避難に備える。
- シ 遠隔離島という地域特性上、物資等の供給が途絶することが想定されるため、地域で自活するという備えが必要となることを踏まえて、可能な限り1週間分程度の家庭内備蓄を確保するよう努める。
- ス 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された際には、その後津波を伴う地震が発生する可能性 があることを踏まえ、日常生活を行いつつできるだけ安全な行動をとるという観点から、村等 からの情報を十分に確認し、併せて避難先、避難方法、備蓄物資の確認等を行う。
- (2) 地域による共助の推進

地域においては、消防団又は自主防災組織の活動の充実強化により、地域における共助の取組 を進めていくものとする。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、発災時、「南海ト ラフ地震臨時情報」が発表された場合等における地域の支援体制を整備する。

- ア 避難行動要支援者名簿等による、地域の要配慮者の把握
- イ 避難の際、要配慮者を支援する連絡体制の強化
- ウ 行政、地域内の企業、事業所との連携又は協力体制の強化
- (3) 事業所による自助・共助の強化
 - 事業者は、従業員を保護するとともに、事業継続を図るため、次の取組を推進する。
 - ア 可能な限り1週間分程度の飲料水・食料・生活必需品等の備蓄を確保する。
 - イ 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の事前避難対象地域等について確認を行う。
 - ウ 地域における共助の取組に協力するよう、行政、自主防災組織等との連携や協力体制を強化 する。
 - エ 不特定多数の者が利用する施設の管理者は、自らの津波避難計画を策定するなど、観光客等 を安全に避難させる支援を行う。
 - オ 特別措置法第7条に基づき、南海トラフ地震防災対策計画の作成を義務づけられている事業 者は同計画の策定を行う。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資器材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

村は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資器材(以下「物資等」という。)が確保できるよう、あらかじめ備蓄・調達計画を作成しておくものとする。なお、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため、必要な物資等が不足する場合は、都に対し、供給を要請する。

2 人員の配置

村は、人員の配備状況を都に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、都等に応援を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資器材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、「利島村地域防災計画」に定める災害応急対策及 び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資器材の点検、整備、配備等の計画を 作成するものとし、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

第2節 他機関に対する応援要請

- (1) 村域における被害が甚大で、応急対策活動が困難である場合、外部から応援を受ける必要があることから、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時においては相互に協力し、緊密な連携の下、円滑な応急対策活動の実施に努める。
- (2) 村が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編に示すとおりであり、必要があるときは、応援協定に基づき、応援を要請する。

第3節 帰宅困難者への対応

村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、関係機関との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

第1節 津波からの防護

1 道路等の整備

道路は災害時には避難、救援、救護・消防活動等に重要な役割を果たすのみでなく、沿道の不燃 化を促し、延焼を防止するオープンスペースとして災害に強い村づくりに貢献するところが大きい。 村及び都は、道路の新設・拡幅等や、継続的に維持管理等を行う。

2 ヘリポートの整備

ヘリポートは災害時、人命救助・救援物資の輸送等の基地として極めて重要な役割を担う。この ため、村及び都は、施設の継続的な維持管理等を行う。

3 港湾施設の整備

都は、救援物資、応急・復旧用資器材及び被災者の輸送に重要な役割を担う港湾施設の整備を行う。

4 海岸保全施設の整備

都は、海岸保全施設等の耐震性・耐津波性を向上させ、浸水被害等を防ぐ。

第2節 津波に関する情報の伝達等

村は、住民及び関係機関から災害情報の収集や防災行政無線を活用し、被害状況の把握及び災害応急 対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、都をはじめ、関係機関に迅速に伝達する。

津波警報等の情報の伝達及び周知については、「第3部 第3章 情報の収集・伝達」に定めるところによるものとする。

第3節 避難指示の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、原則として下記のとおりとする。

- (1) 津波予報区「伊豆諸島」に大津波警報、津波警報が発表されたとき。 また、津波注意報が発表された場合は、漁業従事者、港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴 客等に対し、海岸から離れるよう指示する。
- (2) 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
- (3) 遠地地震発生の場合、気象庁発表の「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、避難指示等の発令を検討する。

第4節 避難対策等

1 避難指示の対象区域

地震発生時において津波による避難の指示の対象となる地域は、「利島村津波避難計画」に定めるところによるものとし、対象地域の設定に当たっては次の事項に留意するものとする。

- (1) レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、別に 定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必 要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示すること。
- (2) 地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むこと。
- (3) 災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うこと。

2 周知する事項

村は、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。

- (1) 地域の範囲
- (2) 想定される危険の範囲
- (3) 避難場所(屋内、屋外の種別)
- (4) 避難場所に至る経路
- (5) 避難指示の伝達方法
- (6) 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- (7) その他避難に関する注意事項(集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等)

3 避難所開設のための準備

村は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備を進めておくものとする。

また、避難所を開設した場合、当該避難所に必要な設備及び資器材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を整備するよう取り組む。

4 自主防災組織及び施設等が行う措置

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛防災組織は、避難の指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び村本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

5 介護を要する者への配慮

介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に留意しつつ、次の点に配慮する。

- (1) 村は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
- (2) 津波の発生のおそれにより、村長から避難の指示等が行われたときは、避難行動要支援者名簿 掲載者の避難場所までの介護及び搬送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地 域住民全体の合意によるルールを決めて計画を策定するものとし、村は、避難支援等関係者等 を通じて介護又は搬送に必要な資器材の提供その他の援助を行う。

6 外国人・出張者への対応

村は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人・出張者等に対する避難誘導等の対応について 定める。その際には、消防団、自主防災組織等との連携に努め、避難誘導・支援等を行う者の避難 に要する時間や避難の安全性の確保を図るものとする。

7 避難所における救護上の留意事項

- (1) 村が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - ア 避難施設への受入れ
 - イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
- (2) 村は上記(1)の救護に必要な物資、資器材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。
 - ア 流通在庫の引き渡し等の要請
 - イ 都に対する都及び他区市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ その他必要な措置

8 津波避難に関する意識啓発

村は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波ハザードマップの活用、 津波避難訓練の実施等、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

9 津波避難計画の策定・見直し

村は、地域特性や津波到達時間や避難者の避難速度を十分に考慮した上で、津波による浸水想定 区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避 難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定し、必要に応じて見 直すものとする。

第5節 消防機関等の活動

消防団は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (4) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

なお、上記に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、「第3部 第4章 水防・消防対策」に定めるところによるものとする。

第6節 水道、電気、ガス、通信

各ライフライン施設の管理者は、二次災害を軽減させるための措置を行い、情報収集に努めるとともに、「第3部 第11章 ライフライン施設の応急・復旧対策」の定めるところにより、必要な対策を講ずるものとする。

第7節 交通

1 道路

大島警察署及び道路管理者(村及び都(大島支庁))は、津波襲来のおそれがあるところでの交通 規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し、周知するものとする。

2 海上及び航空

港湾管理者(都(大島支庁))は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の 強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる 等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

また、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなどの安全確保対策をとるものとする。

第8節 村が自ら管理等を行う施設等に関する対策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

村が管理する庁舎等の公共施設の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

- (1) 各施設に共通する事項
 - ア 津波警報等の入場者等への伝達
 - イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - エ 出火防止措置
 - オ 水、食料等の備蓄
 - カ 消防用設備の点検、整備
 - キ 再生可能エネルギー設備の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を 入手するための機器の整備
- (2) 個別事項

具体的な措置内容については、施設ごとに別に定めるものとする。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 村本部が設置される庁舎等の管理者は、上記1に掲げる措置をとるほか、次の措置をとるものとする。
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部開設に必要な資器材及び緊急車両等の確保
- (2) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される施設等の管理者は上記1に掲げる 措置をとるとともに、村が行う避難所又は応急教護所の開設に必要な資器材の搬入、配備に協力するものとする。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第9節 迅速な救助

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

村は、消防団による救助・救急隊の体制の整備及び車両・資器材の確保に努める。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

村は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊 の人命救助活動等の支援体制の整備を行う。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

村は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾・ヘリポート等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1節 臨時情報(調査中)発表時の措置

臨時情報(調査中)が発表された場合、村は、「警戒第1配備」をとり、担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとする。

第2節 臨時情報(巨大地震警戒)等発表時の措置

1 臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達、災害対策本部等の設置等

(1) 臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報(巨大地震警戒)の内容その他これらに関連する情報(以下「臨時情報(巨大地震警戒)等」という。)が発表された場合、村は、直ちに各課等に伝達するとともに、村教育委員会を通じて村立学校長に伝達する。

また、社会福祉施設に対しても各所管課を通じて伝達する。

(2) 非常配備

村は、「非常第1配備」又は「非常第2配備」をとり、職員の配備及び関係機関等への情報伝達を行うとともに、必要に応じて災害対策本部を設置して消防団、港湾管理者等と連携して必要な対策を実施する。

2 住民等への周知

村は、直ちに状況判断し、防災行政無線、広報車、サイレン等により住民等に周知し、その安全確保に努める。

また、臨時情報(巨大地震警戒)等の発表後に、臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について、「第3部第3章第4節災害時の広報及び広聴活動」に定めるところにより広報、広聴活動を行う。

なお、その際には、高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮する。

3 災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

村は、災害応急対策の実施状況、その他臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、また、村本部等からの指示事項等の伝達・共有を行うため、「第3部第3章第1節情報連絡体制」に定めるところにより情報収集・伝達等を実施する。

4 災害応急対策をとるべき期間等

村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5 避難対策等

(1) 事前避難対象地域

区市町村は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が、後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域(以下「事前避難対象地域」という。)並びに事前避難対象地域のうち、全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域(以下「住民事前避難対象地域」という。)及び事前避難対象地域のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域(以下「高齢者等事前避難対象地域」という。)を定めることとされている。

本村においては、避難困難地域がないため、そのいずれにおいても対象となる地域を定めない ものとする。

(2) 事前避難の呼び掛け

次の条件に該当する者は南海トラフ地震が発生した場合に被害を受ける危険性が高いことを 踏まえ、村は、該当する者の避難の検討に必要な情報提供や事前避難の呼び掛けを行う。

ア 建物の耐震性が不足する住居に居住している者

イ 自力での避難が困難な者

(3) 地域住民の避難行動等

臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における地域住民の避難行動等は次のとおりとする。

- ア 住民は、通常の社会活動をできるだけ維持しつつ、後発地震の発生に備えた防災対応をとる ことを基本とする。
- イ 大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、事前避難に移行するものとし、 事前避難を行う際には、安全な移動ができる状況を選んで移動を開始することを基本とする。 ウ 事前避難の期間は、最初の地震が発生してから1週間を基本とする。
- エ 避難先は、知人・親類宅等への避難を基本とするが、それが難しい住民は、村が開設する後 発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所(以下「事前避難所」という。)へ避難する。
- オ 事前避難所への移動は徒歩による避難を基本とし、これにより難い場合は車両等による避難 を検討する。
- カ 移動ルートの検討に当たっては、津波による浸水や、揺れによるがけ崩れ、沿道のブロック 塀等の倒壊等に留意する。
- キ 移動時に地震が発生するおそれがあることから、移動中もラジオ等で情報収集を行うほか、 アクシデント発生時に対処ができるよう、できる限り単独での避難を避けることとする。

(4) 避難所の設置及び運営

村は、事前避難所を確保するとともに、「第3部 第8章 第3節 避難所等の開設・管理運営」に定めるところにより、避難所の設置及び運営を行う。

なお、指定避難所等の開設期間は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の発表の日から1週間を目安とし、事前避難は災害が発生した後の避難とは異なり、水道・電気・ガス・通信サービス等のライフラインは通常通り稼働し、商業施設等も営業していると想定されることから、必要なものは各自で準備することを基本とする。

6 消防機関等の活動

臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、消防団は、出火及び混乱の防止、円滑な避難の

確保等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 地域住民等の避難誘導、避難路の確保

また、村は、危険物施設、毒劇物施設等の管理者等に対して、地震発生後の津波等の襲来に備え、 避難に要する時間を十分確保した上で当該危険物施設、毒劇物施設等の実態に応じた措置を講じる よう指導する。

7 交通対策

(1) 道路

ア 大島警察署は、臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要 領について定め、地域住民等に周知する。

イ 村は、避難が必要な地域内での車両の走行の自粛等について広報等に努める。

(2) 港湾・ヘリポート

臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合、国、地方自治体等の応急対策活動、緊急輸送活動等が実施される場合があるため、各施設の管理者は、施設の点検等を実施し、これらの活動に協力する。

8 警備対策

大島警察署は、臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等 に関して、次の事項を重点として措置をとるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取り締まり
- (3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

9 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道施設

村は、後発地震が発生した場合に備え飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に必要な人員、車両及び資器材の確保を行う。また、情報収集連絡体制等を構築する。

(2) 電気施設

東京電力グループは、「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」 を基本方針とし、後発地震が発生した場合でも迅速に復旧できるよう備える。

また、津波被害を受ける可能性のある発電所に対しては、電源車などによる暫定的な対応及び その稼働に必要となる燃料の調達について検討する。

(3) ガス施設

都(環境局)は、後発地震が発生した場合でもLPガスが利用できるよう、一般社団法人東京都LPガス協会の点検体制の構築について支援を行う。

(4) 通信施設

各通信事業者は、後発地震が発生した場合でも重要通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、応急復旧対策に備える。

- ア 気象状況、災害予報等
- イ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- ウ その他必要な情報

(5) 放送施設

放送事業者は、臨時情報(巨大地震警戒)等の正確かつ迅速な報道に努める。その際、住民等に対して冷静な対応を呼び掛けるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意する。

10 村自らが管理等を行う道路、その他の公共施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

村自らが管理等を行う道路、その他の公共施設の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。 ア 各施設に共通する事項

- (ア) 臨時情報(巨大地震警戒)等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するため の機器の整備
- (ク) 各施設における緊急点検、巡視

イ 個別事項

具体的な措置内容については、施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害応急対策の実施上重要な施設は、後発地震の発生に備え、上記(1)アに掲げる措置をとる ほか、非常用電源の確保や無線通信機器等通信手段の確保、緊急車両や災害対策本部設置に必要 な資器材を確保する。

(3) 工事中の建築物等

村が工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全保全上必要な措置をとる。

11 滞留旅客等に対する措置

村は、臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な措置を講じる。

第3節 臨時情報(巨大地震注意)等発表時の措置

1 臨時情報(巨大地震注意)等の伝達、村の災害に関する会議等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報(巨大地震注意)の内容その他これらに 関連する情報(以下「臨時情報(巨大地震注意)等」という。)が発表された場合、村は、「警戒第 2配備」をとり、職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行う。このとき、地域住民 等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮する。

2 臨時情報(巨大地震注意)等が発表された後の周知

村は、臨時情報(巨大地震注意)等の発表後に、臨時情報(巨大地震注意)等の内容、交通に関

する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について、「第3部 第3章 第4節 災害時の広報及び広聴活動」に定めるところにより広報、広聴活動を行う。

なお、その際には、高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km程度までの範囲で M7.0 以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

4 村のとるべき措置

村は、臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合、全住民に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震発生に備えるよう呼び掛ける。

また、施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下防止措置等、日頃からの地震の備えを再確認する。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

村及び都(大島支庁)は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化及び耐震構造化
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の整備
- (3) 津波避難施設の整備
- (4) 避難路となる道路の安全対策
- (5) 消防用施設の整備等
- (6) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾等の整備
- (7) 防災行政無線等の通信機器及び通信施設の整備
- (8) 標高杭等及び避難誘導看板の設置

第6章 防災運動の推進

第1節 防災訓練計画

- (1) 村及び防災関係機関は、南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を事業者、NPO・ボランティア及び地域住民と協力して、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施する。また、訓練後には地域防災計画の点検や評価を行うとともに、訓練を通じて得られた課題に基づいて、計画の見直し等を行う。
- (2) 上記(1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は臨時情報(調査中)、臨時情報(巨大地震警戒)、臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

また、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。

- ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
- イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- ウ 津波警報又は臨時情報(調査中)、臨時情報(巨大地震警戒)、臨時情報(巨大地震注意)等 の情報収集・伝達訓練
- エ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、 迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
- (3) 自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、都に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

第2節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

村は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 村職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策 の円滑な実施を図るため必要な防災教育を推進する。

- (1) 臨時情報 (調査中)、臨時情報 (巨大地震警戒)、臨時情報 (巨大地震注意)の内容及びこれに 基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 臨時情報(調査中)、臨時情報(巨大地震警戒)、臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 臨時情報(調査中)、臨時情報(巨大地震警戒)、臨時情報(巨大地震注意)等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

(7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

村は、関係機関と協力して、津波ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、 防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を 実施する。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて行う。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、 実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地 震臨時情報(巨大地震注意)の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)、南海トラフ地 震臨時情報(巨大地震注意)等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出 火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等 防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 避難場所及び避難経路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

村及び都は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知 徹底を図るものとする。